

12月定例教育委員会 (議 題)

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ① 佐世保市通学区域審議会への諮問事項について (学校教育課) | ・・・ P 1～P 7 |
| ② 佐世保市学校教育審議会への諮問事項について (学校教育課) | ・・・ P 8～P 13 |

佐世保市通学区域審議会に付議する諮問事項についての件
上記の件について、次のとおり提案する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

(提案理由)

白岳町の一部の地番変更に伴う通学区域の設定について、佐世保市教育委員会の諮問機関である通学区域審議会に諮問するため提案するものです。

(提案内容)

別紙の通り、通学区域審議会に付議する諮問事項を決定していただくもの。

令和 7 年 1 月 2 3 日

佐世保市通学区区域審議会長 様

佐世保市教育委員会

教育長 陣内 康昭

佐世保市通学区区域審議会に付議する諮問事項について

標記のことについて、下記事項を諮問しますので、審議くださいますようよろしくお願いいたします。

記

○諮問事項

「白岳町 1 5 0 0 番地台の一部の通学指定小学校の変更について」

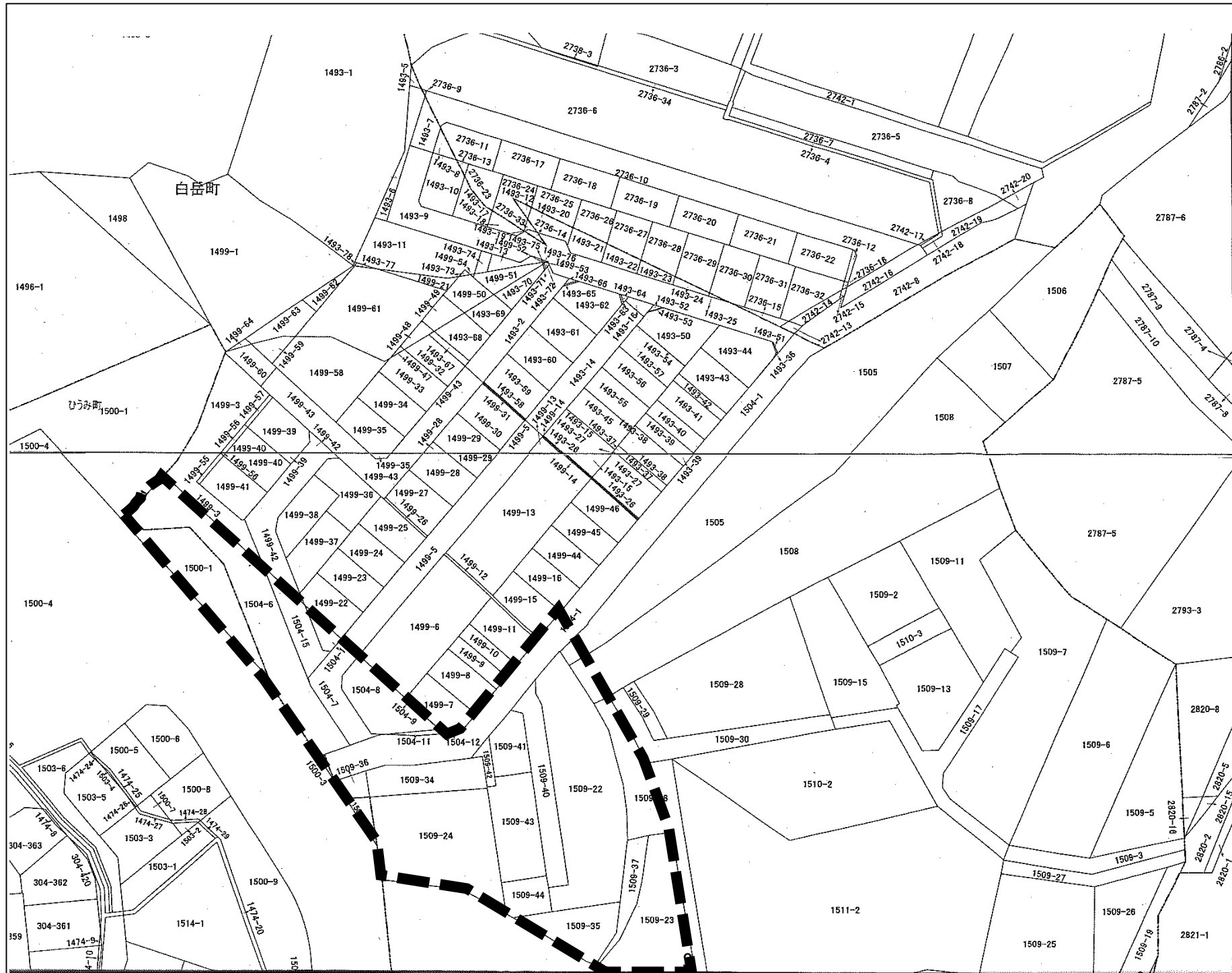
(理由)

平成 2 5 年 1 0 月に開催されました第 2 回通学区区域審議会において「日宇町 2 7 0 0 番地台の一部及び白岳町 1 4 9 0 番地台の一部の通学指定校を日宇小学校から大塔小学校に変更する」と答申いただきました。

その後、さらに宅地が拡張され、新たな地番ができたことから、今回、新たに上記の場所を大塔小学校区に変更することを諮問するものです。

日字ヶ丘タウン地番現状図

資料 1



手界の特定等には使用
間接的な損失・損害等

公用

令和6年1月1日現在
で更新しています

令和 6.11.2

地番現況図
Q13-32

Q13-21	Q13-22	Q13-23
Q13-31	Q13-32	Q13-33
Q13-41	Q13-42	Q13-43



【ご注意】

三、この図面に
二、法律上の
一、できません。





日宇ヶ丘タウンから大塔小学校までの通学経路

距離	1 4 0 0 m
時間	約 1 8 分
備考	国道を横断し、日宇ヶ丘団地内を通り、市道を通る。市道は歩道が整備されている。市道での横断も一カ所あるが、信号機があるため安全に横断できる。



距離	1 9 0 0 m
時間	約 2 4 分
備考	歩道のある国道沿いを通行する。国道（バイパス）から市道に入る際、横断歩道はある（信号はない）が、車からの見通しが悪く、また市道から国道に抜ける道でもあり車もスピードを上げることから危険を伴う可能性がある。また、国道の横断が1カ所（日宇駅前）がある。

資料 5



第 2 回学校教育審議会にかかる諮問内容等の件
上記の件について、次のとおり提案する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

(提案理由)

昨年 1 0 月に改訂された「佐世保市教育大綱」では、全ての子どもたちが将来にわたり持続的にいきいきと生活できるよう、ウェルビーイングの向上を目指している。

多様化、複雑化した課題を抱えている子どもたちを含め、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちに必要とされている資質・能力を育成するため、「学校」の役割について社会的変化を視野に入れつつ、捉え直していく必要があることから、第 2 回目となる今回は、「ウェルビーイングを育む学校教育の在り方」について審議していただく内容等について提案するもの。

(提案内容)

別紙のとおり

第2回学校教育審議会について

1 諮問について

(1) 経緯

第1回目では、『校則等』から考える新しい時代に求められる学校教育の在り方」について諮問を行い、これからの学校教育について、「エージェンシーと自己肯定感」育成の観点から答申をいただいた。これを受け、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドラインを作成し、各学校において3つの柱を基軸とした学校教育に取り組んでいる。

(2) 諮問内容

別紙「諮問書案」のとおり

2 学校教育審議会委員

○学識経験を有する者・・・・・・・・公立大学代表、私立短期大学代表

○学校教育の関係者・・・・・・・・佐世保市小学校長会代表、小学校教諭代表、佐世保市中学校長会代表、
中学校教諭代表、
長崎県立高等学校代表、佐世保特別支援学校代表

○保護者代表・・・・・・・・佐世保市PTA連合会代表

○教育委員会が必要と認める者・・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、幼児教育
専門家

3 審議にかかるスケジュール

- 1 2 月定例教育委員会・・・学校教育審議会にかかる諮問内容等についての審議（12 月）
- 第 1 回学校教育審議会・・・委員委嘱・任命、委員長決定、諮問、及び審議（1 月）
- 第 2 回学校教育審議会・・・審議（2 月）
- 第 3 回学校教育審議会・・・審議（3 月）
- 第 4 回学校教育審議会・・・審議（5 月）
- 第 5 回学校教育審議会・・・審議（6 月）
- 第 6 回学校教育審議会・・・審議、及び答申（7 月）
- 8 月定例教育委員会・・・答申の報告、協議



6 学第 号
令和 7 年 1 月 日

佐世保市学校教育審議会会長 様

佐世保市教育委員会
教育長 陣内 康昭

佐世保市学校教育審議会に付議する諮問事項について

標記のことについて、下記の事項を諮問しますので、審議くださいますようよろしくお願いいたします。

記

○諮問事項

「ウエルビーイングを育む学校教育の在り方について」

(理由)

令和 5 年 6 月に閣議決定された国の第 4 期教育振興基本計画では、自己肯定感や自己実現など個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウエルビーイング(獲得的要素)と利他性や協働性、社会貢献意識など人とのつながり・関係性に基づくウエルビーイング(協調的要素)を調和的・一体的に教育を通じて育むことの重要性が掲げられています。このような中、本市においては昨年 10 月に「佐世保市教育大綱」を改訂し、一人一人の子どもたちが将来にわたり持続的にいきいきと生活できるよう、ウエルビーイングの実現を目指すこととしました。

現在、小中学校においては子ども一人一人に応じた多様で柔軟な教育活動が展開されることが求められる一方で、適切な学習環境の設定や教師による適切な指導・支援など、具体的な計画や取組を欠いたままでは、子どもたちに必要な資質・能力を育成することは難しい状況にあり、多くの関係者が日々悩んでいるのが実情であります。

多様化、複雑化した課題を抱えている子どもたちを含め、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちに必要とされている資質・能力を育成していくため、これからの学校教育にはどのようなことが求められるのか。それを考えるためには、社会的変化を視野に入れつつ、教育の姿を総合的に描きながら、「学校」の役割についても今一度捉え直していく必要があると考えます。

このような状況を踏まえ、ウエルビーイングを育む学校教育の在り方について取りまとめることとしたく、貴審議会に諮問するものです。

(視点)

- ・子どもの可能性を信じる教育への発想転換
- ・「そろえる教育」から「伸ばす教育」への転換
- ・多様な背景をもつ児童生徒を含め、すべての子どもたちの学びを保障する、学校の本質的な役割

佐世保市学校教育審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）

第2条第1項の規定により設置される佐世保市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育委員会の所管に属する学校における次に掲げる事項について調査審議し、その意見を答申する。

- (1) 学校教育課題に関すること。
- (2) 教育施策の推進に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつと教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 保護者
- (5) 地域住民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る調査審議及び答申が終了したときは、解任されたものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会において支障がない
と認めた場合は、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意
見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(佐世保市学期制検討委員会条例の廃止)

2 佐世保市学期制検討委員会条例（平成30年条例第64号）は、廃止
する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

3 佐世保市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の項中「佐世保市学期制検討委員会」を「佐世
保市学校教育審議会」に改める。

1 2 月定例教育委員会 (報 告)

- | | | |
|-------------------------------|-----|-----------|
| ① 令和6年12月定例会一般質問答弁について（教育総務部） | ・・・ | P 1～P 34 |
| ② 佐世保市子ども読書プラン（案）について（社会教育課） | ・・・ | P 35～P 83 |
| ③ 青少年育成研修会の開催について（社会教育課） | ・・・ | P 84～P 85 |

令和 6 年 1 2 月定例会一般質問答弁について

(1) 柴田 英樹 議員

P 3 ~ 8

●スマホ教室の導入について

高齢者がデジタル社会に適応し、生活の質を向上させるため、市の出前講座に「スマホ教室」を新設する必要性を問う

●学校給食の質向上について

学校給食の残量調査の実施状況や、食品ロス削減、給食の質向上を目指した具体的な施策と今後の計画について問う

(2) 永安 健次 議員

P 9 ~ 1 0

●文化財等の保全・管理について

文化財等(平戸八景ほか)の管理、及び観光資源としての認識について伺います。

(3) 田山 藤丸 議員

P 1 1 ~ 1 5

●「ラーケーション」制度導入について

学習という意味の「ラーニング」と休暇と言う意味の「バケーション」を掛け合わせた「ラーケーション」制度小野導入について、本市の見解を伺います。

●新しい時代に対応した学校施設の在り方について

学校移設の老朽化対策が急がれる中、体育館の空調設置等が新たに求められている一方で学校プールの集約化や水泳指導の民間委託を行う自治体が増加していますが、本市の見解を伺います。

(4) 宮田 京子 議員

P 1 6 ~ 1 9

●学校図書館の役割と学校司書の活動について

○学校図書館の現状について

○特色ある学校図書館づくり推進について

○児童生徒の居場所づくりとしての活用について

(5) 崎山 信幸 議員

P 2 0

●市立中学校の給食無償化について

○令和 7 年 4 月から市立中学校第 2 学年及び義務教育学校第8学年への無償化と併せて食物アレルギーや不登校等による長期欠食の生徒、県立・私立学校に通う義務教育対象生徒等の保護者の経済的な負担軽減を図る給付金支給の実施確認について

(6) 角田 隆一郎 議員

P 2 1 ~ 2 5

●佐世保市の小中学校の学力について

○佐世保市の小中学校の学力の現状について

○佐世保市の小中学校の学力向上への具体策について

(7) 大塚 克史 議員

P 2 6 ~ 2 8

●GIGAスクール構想の 1 人 1 台端末について

○「セカンドGIGA」に向けた端末の整備・更新と、さらなる利活用の促進について

○「ファーストGIGA」の検証について

(8) 小野原 茂 議員

P 2 9 ~ 3 1

●発達障害について

○乳幼児期における早期発見・支援の取組について

○就学先の決定について

(9) 諸國 麻椰 議員

P 3 2 ~ 3 4

●小中学校における保護者について

○学習費の現状と今後について

質 問	答 弁
1 スマホ教室の導入について 高年齢者がデジタル社会に適応し、生活の質を向上させるため、市の出前講座に「スマホ教室」を新設する必要性を問う。 （質問の要旨） 【1回目】 デジタル社会が進展し便利になる一方、高齢者の中にはデジタルに不慣れで対応できない方も多い。一方、本市ではデジタル化を推進していると理解しているが、利用できる人と利用できない人との間にデジタルデバイド（情報格差）が生じているのではないかと。そこで、次の内容についてお尋ねしたい。 ○デジタルデバイドの現状の認識や課題をどう捉えているか。 また、デジタルデバイド対策として、どのような対策で望んでいるのか。 ○デジタルに対する壁を取り除くアプローチの方法として、本市は何を行っているのか。	（行政経営改革部長答弁） 柴田議員の質問1項目め、スマホ教室の導入については、他部局が実施している内容も含みますが、DX推進に係るご質問ですので、私から併せてお答えいたします。 まず、デジタルデバイドの現状と課題についてですが、総務省が公表している令和6年版情報通信白書によりますと、令和5年調査におけるスマートフォンの世帯保有率は90.6%に達しており、日本全国でスマートフォンが広く普及していることが分かります。 年齢階層別の個人のインターネット利用率を見ると、70歳以上の年齢層では利用率が低下する傾向があり、このことは本市でも同様であると考えております。 また、内閣府が令和5年7月に実施した世論調査では、70歳以上の高齢者がスマートフォンを利用していない理由としましては、「どのように使えばよいかわからないから」という回答が最も多く51.6%を占めており、その割合は令和2年の同じ調査と比較し約10%増加している状況でございます。 本市の令和6年10月1日時点における70歳以上の推計人口は、全人口の26%に相当する約6万人に上りますが、本市においてもスマートフォンをもっと使いたいが使いがわからない高齢者の方が増加しているのではないかと想定されます。 このため、デジタル社会が進展するなか、情報へのアクセスが制限され、高齢者がデジタルの恩恵を受けられずに生活の質が低下するリスクが高まることが大きな課題であると考えております。 本市のDX戦略においても、高齢者のスマートフォン保有率が低い状況を受け、DXの推進にあたっては、高齢者が取り残されない、DXのメリットを享受しやすい環境を整えることの重要性を認識しており、デジタルデバイド対策として携帯電話の通信事業者等と連携しながら、デジタル活用支援に取り組むこととしております。 続きまして、デジタルに対する壁を取り除くアプローチの方法として、本市で行っている取り組みについて、お答えします。 携帯電話の通信事業者におかれても、スマホ教室を開催されているところがございますが、これらの民間による取り組みに加え、本市におきましても高齢者を対象としたデジタル支援として、高齢者の生活支援及び生涯学習支援の2つのアプローチから初心者向けのスマホ教室を開催しております。

【再質問】 ○コミセンまで行くのが遠い市民もいるので、<u>身近にある町内会活動等で、スマホ教室を出張して行うような取り組み</u>ができないのか。	なお、市役所ホームページの使い方や公共施設の予約、電子地図やオンライン申請の利用など、市が提供するシステムをスマートフォンで利用する方法につきましては、出前講座をぜひご利用いただきたく存じます。これらは市民の皆様の生活に直結し、便利と安全を提供する重要な情報であり、スマートフォンを通じてこれらのサービスを活用できることは、結果として市民の皆様の日常生活の向上につながるものと考えております。 今後もこれらの取り組みを継続するとともに、より高齢者に伝わるよう効果的な広報にも力をいれることで、多くの方の参加を促し、デジタルデバイドの是正につながるよう進めてまいりたいと存じます。 (教育長答弁) 町内会などにおいてスマホ教室が行えるような取り組みができないのか、という再質問についてお答えいたします。 個別の町内会活動などにおいてスマホ教室を実施されたい場合は、<u>「生涯学習ボランティア講師派遣事業」をご活用いただきたく存じます。</u> この事業は、様々な知識や経験をお持ちの市民の方に「生涯学習ボランティア講師」として登録をいただき、町内会のほか、学校やPTA、高齢者サロンなどの要請に応じて、学習会や活動に講師として派遣する事業でございます。 本派遣事業の実績といたしましては、ヨガやストレッチ体操、脳トレなど、令和5年度は34件の派遣で1,406人の参加があり、令和6年度は現時点において30件の派遣で1,236人が参加されております。 本年10月からは講座メニューの中に「スマホ・タブレット教室」も追加しており、多くの高齢者の方にご活用いただきたいと考えているところではございますが、現在のところ活用実績はまだございません。 このような生涯学習ボランティア講師派遣事業や、コミュニティセンター主催講座におきましても、もっと多くの方にご活用いただけるよう、講座回数の増加とその周知広報に努めてまいりたいと考えております。
---	---

質 問	答 弁
2 学校給食の質向上について 学校給食の残量調査の実施状況や、食品ロス削減、給食の質向上を目指した具体的な施策と今後の計画について問う。 （質問の要旨） 他自治体において、学校給食費の無償化により、給食献立の質が低下する懸念があるとの記事を見た。本市の学校給食の状況をどのように評価しているか確認したい。 1 佐世保市の学校給食では、食べ残しの量や内容をどのように調査しているか。また、これまでに得られた調査結果は、どのように活用されているか。さらに、その結果を基に行われた具体的な改善策や成功事例があれば確認したい。 2 佐世保市の学校給食において、食品ロス削減を目的とした具体的な取り組みがどのように行われているのか。また、これらの活動が食育とどのように連携しているのか、その工夫や成果についても確認したい。	（教育長答弁） 柴田英樹議員の2項目め 「学校給食の質向上について」 お答えいたします。 まず、学校給食における「残量調査の実施状況」でございますが、毎日の喫食状況を把握するため、全ての調理場において、給食の実施後に献立毎の残量を計量し、それぞれの学校ごとの状況を確認しております。 また、毎年10月には「学校給食食べ残し量調査」を実施しており、令和5年度の調査報告から、年間一人当たりの食べ残し量は、小学校で約1.9kg、中学校で約5.8kgと推定しております。 平成25年に環境省が実施した「学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査」において、年間一人当たりの食べ残し量は7.1kgと公表されており、本市の学校給食の食べ残し量は、多くはない状況と考えております。 しかしながら、令和2年度以降の本市における食べ残し量は、微増傾向となっており、その要因としては、児童生徒の生活習慣や各家庭の食環境の変化、食の好み、不登校の増加など、様々な要因が複雑に関係しているものと捉えて、今後もその動向を注視していく必要があると考えております。 食べ残し量調査結果等を活用し、残量が多かった献立の内容を改善して残量が減少した事例もあり、残量調査を実態把握の一つの手段として用いながら、給食の質の向上につなげているところです。 次に、「食品ロス削減に対する本市学校給食の取組とその成果」についてお答えします。 学校給食は、残量調査などの結果も踏まえた献立作り、提供、振り返り、見直しのサイクルを常に繰り返しながら検討し、実施いたしております。 取組の一例としましては、児童生徒を対象にした給食アンケートを実施し、新献立や人気の献立を計画的に取り入れることで給食への関心を高めながら、食べ残しの減少につながる取り組みを行っております。 また、環境部と連携し、急な休校や学級閉鎖等で発注変更が間に合わず学校に届けられ、余剰となったパンを子ども食堂などの団体に引き渡し、協力して食品ロスを減らす仕組みを整えております。この取り組みにより、食べ物が無駄になることを防ぐだけでなく、地域の子どもたちへの支援にも役立っております。 食育との連携についてもお尋ねがございました。

3 現在、佐世保市では<u>給食の質を維持・向上させるためにどのような取り組みを行っているか。</u> また、<u>現場の調理員や栄養士が抱える負担を軽減するための具体策や、地元特産品を取り入れた献立作り</u>について確認したい。 これらの取り組みがどのような<u>成果</u>を生んでいるのか、また、さらに解決すべき<u>課題</u>についても確認したい。	<u>学校においては、学習指導要領や「食に関する全体指導計画」に基づき、各教科等を通して「食」や「環境」についての学習を行いながら、学校教育全体で食育に取り組んでいる</u>ところです。 また、毎年1月に実施される全国学校給食週間では、子どもたちが給食に関わる方々への感謝の手紙を書いたり、児童生徒の給食委員会等の活動として、給食集会で食に関する発表を行ったりすることで、感謝の心や食べることの大切さを考える機会を設けています。 そのほか、子どもたち自ら給食の食べ残し量の調査を実施し、残食量を減らす活動などを積極的に取り組んでいる学校もございます。 さらに、<u>栄養教諭や学校栄養職員を中心として、毎月の献立表や配膳表、教室の掲示資料や、給食時間の校内放送などに用いる食に関する指導資料、保護者に向けて配布する給食だよりや食育だよりを作成することによって、子どもたちの食育に活用</u>されています。 このような様々な取り組みにより、児童生徒の食への興味関心が高まり、食や環境についての知識が深まることで、食品ロスの削減への意識や態度を育むことにもつながっていくと考えております。 次に、「<u>学校給食の質の維持・向上のための対策や取組</u>」についてお答えします。 本市は『安全で栄養バランスのとれたおいしい給食』の実施に重点を置き、食に関する指導の「生きた教材」として活用するために学校給食の充実に努めています。 <u>安全で安心な学校給食を実施するために、文部科学省が示す学校給食摂取基準や教材としての価値、ここ数年の過去に類を見ない物価の急激な高騰なども総合的に判断して、必要な給食費を算出</u>しています。 さらに、<u>使用する食材は、佐世保市学校給食会等の関係機関と連携して、物資審査委員会等において、品質や産地など総合的に判断し決定</u>しています。 また、<u>特産品の活用についてもお尋ね</u>がありましたが、市内産のなす、きゅうり、れんこんなどの野菜や薩摩芋、江上文旦や味まるみかんなどの果、小佐々産の煮干し、地元水揚げのシイラなど魚介類を使用しています。 そのほか、世知原茶を使用したマフィンなど地元の特産品を積極的に取り入れています。 毎年11月には、県産品の食材を使用した「まるごと長崎県給食」を実施しており、県が実施した令和5年度の「地場産物使用状況調査」によりますと、市内産食材の使用重量割合は50.7%、県内産食材で75.7%の使用実績となっています。
---	--

	地元食材を活用した献立作成にあたっては、「献立年間計画」を基に、学校給食摂取基準、使用するものの産地や旬、行事食、食べ応えや味の組み合わせなどに加えて、先ほども申し上げました残量調査などの結果も考慮した原案もとに、学校、保護者、調理従事者などで構成する学校給食献立会議において決定いたしております。 <u>現場の調理員や栄養士が抱える負担軽減の具体策についてお尋ね</u>がございましたが、調理従事者の負担軽減のためには、安全な作業環境づくりが重要と考えております。<u>各種マニュアルを作成し、対応基準を示すことで、作業内容や調理工程等を明確にして、安全な作業環境づくりに努めております。</u> また、調理に従事する職員の技術向上も重要であることから、定期的な研修や新献立の調理実習を行い、給食の質の維持・向上に努めているところです。 本市の学校給食に関する様々な対応をご説明させていただきましたが、実際に給食を試食された保護者からは、「量は足りるのかと思ったが十分な量だった」「家では絶対食べないメニューをしっかりと食べている子どもの姿に感動した」「野菜を食べる習慣をつけさせていただき感謝している」「家庭より薄味で、家庭の味付けを見直そうと思った」などの貴重なご意見をいただいております。 このようなご意見も本市の学校給食に対する評価指標と捉えまして、今後も学校給食の無償化に関わらず、子どもたちの健全な成長に重要な役割をもつ学校給食の質の維持と向上に努め、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでまいります。
--	---

質 問	答 弁
4 文化財等の保全・管理について <u>文化財等（平戸八景ほか）の管理、及び観光資源としての認識について伺います。</u> （質問の要旨） 市内には各地に指定文化財が点在しており、特に屋外にある平戸八景などの名勝の中には、樹木が繁茂し文化財自体が目視しづらくなっているものも見受けられる。このような中で、本市に所在する文化財が適正に保護及び管理されているのか疑問に思っている。 まず本市における<u>指定文化財の件数の概要と管理体制等について確認をしたい。</u> また、<u>平戸八景の観光資源としての利用の取り組みについて、現在の実情と将来的な展望を尋ねる。</u> 【1回目】 <u>①指定文化財（国・県・市）の種類と市内に所在する件数について、どのような種類があるか、その件数はどのくらいあるのか。</u> <u>②文化財における保護と管理体制について</u> <u>1）文化財の指定者の違によって、「保護・管理」の基準が違えるのか？</u> <u>2）どのような方法で文化財を「保護」「管理」しているのか。（説明板の設置、樹木管理）</u>	（教育長答弁） 永安議員の質問第4項目目、「文化財等の保全・管理について」のうち、<u>文化財（平戸八景ほか）の管理等について</u>お答えいたします。 <u>文化財の種類は「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型に分類されております。</u> 現在、本市に所在する指定文化財の数は、<u>令和6年11月末時点で161件あり、そのうち、国指定等は先般、特別史跡に指定されました福井洞窟を含む29件、県指定は32件、市指定は100件</u>となっております。 この国・県・市の指定文化財におきまして、現状変更等を行う場合は、文化財の指定を行った行政機関から、許可や承認を得なければならないという違いがございますが、<u>保護・管理の基準に差異はございません。</u> <u>文化財の保護・管理は、それぞれの文化財所有者が適切に行うことが前提</u>となっておりますが、<u>本市におきましても教育委員会による年2回の定期巡視</u>に加えまして、台風や集中豪雨の際には、臨時的に所有者や各文化財保存団体とも連絡をとりながら、<u>文化財の毀損の有無を把握するよう努めております。</u> 議員ご指摘の平戸八景におきましては、吉井町の「石橋（いしばし）」と早岐瀬戸付近の「潮之目（しおのめ）」で被害を確認し、文化庁や長崎県、有識の専門家の指導、助言を受けながら、国・県・市の補助金を活用し、所有者により保護措置を実施していただいております。 このように自然災害による文化財の毀損等の喫緊の課題につきましては、<u>所有者や関係機関とコミュニケーションを図りながら随時対応</u>しているところです。 平戸八景における樹木等の管理につきましては、令和9年度を策定目標としております「平戸八景保存活用計画」におきまして、中長期的な「保護」の基本方針や、周辺景観を含めた管理等を定めてまいりたいと考えております。 また、<u>周知啓発を目的とした指定文化財の説明板につきましては、個人所有の美術工芸品等を除く144件を対象といたしまして、約90%の設置率</u>となっております。現在、経年劣化による更新や新たな指定文化財への設置もあわせて進めているところです。 いずれにしましても、平戸八景をはじめ、悠久の時代から現在まで受け継がれてきた文化財は、本市の宝であり、皆様の心の拠

【再質問】 ③市内に点在する<u>平戸八景の観光資源としての活用</u>について 1) 現状でどのような取組みを行っているのか。 2) 文化財の観光活用としての<u>ブラッシュアップはどのように考えているのか</u>。(ライトアップ等)	り所となっていると感じております。今後、より一層、文化財所有者や関係機関と連携を深め、文化財の適切な「保護」と「管理」を進めることで、多くの方々が見学できる環境を整えて参りたいと考えております。 (経済部長答弁) 永安議員の質問第4項目目の再質問の<u>平戸八景の観光活用</u>についてどのような取り組みを行っているのかとのお尋ねについては、私からお答えいたします。 平戸八景は旧佐世保市内の「潮之目（しおのめ）」、「福石山」、「岩屋宮（いわやぐう）」、「眼鏡岩」、吉井町御橋観音の「石橋」、小佐々町の「大悲観」、江迎町の「潜龍ヶ滝」と「高巖（たかいわ）」の8ヶ所の景勝地から成るもので、平戸藩第十代藩主の松浦熙（まつら ひろむ）が平戸往還沿いのお気に入りの風景を選んだことが由来となっています。この観光活用としては、<u>「観光マイスター」の資格を取得した乗務員が平戸八景の価値や歴史的背景、ストーリーを紹介するタクシープラン</u>を造成し、提供しています。 また、旅行業者との商談において、平戸八景をはじめ<u>文化財全般を地域学習の素材として提案</u>するほか、眼鏡岩が映画「坂道のアポロン」にも登場しましたように、映画やドラマのロケ候補地として紹介し、公開後の観光PRや周遊に繋げる<u>ロケツーリズム</u>も推進しています。 そして、見慣れた景観を<u>ライトアップ</u>することで新たな魅力づくりに努め、<u>誘客コンテンツを造成</u>しております。 平戸八景をはじめとするこれらの文化財は、インバウンドや国内の観光客のみならず、住民にとっても地域の価値と歴史の再発見を促す重要な観光資源と認識しており、今後もライトアップなどの仕掛けをしながら魅力を高め、市内外に向けた情報発信と誘客を進めてまいります。
--	---

質 問	答 弁
1 「ラーケーション」制度導入について 学習という意味の「ラーニング」と休暇という意味の「バケーション」を掛け合わせた「ラーケーション」制度の導入について、本市の見解を伺います。 (質問の要旨) 【1回目】 ○「ラーケーション」制度の紹介 (1) 昨年9月、愛知県の名古屋市を除く公立小中学校、高等学校、特別支援学校で「ラーケーションの日」がスタートした。 (2) 隣接の佐々町でも本年度より導入される等、全国の自治体に広がっている。 ○「ラーケーション」の取得等について (1) 学校にあらかじめ申請した平日に、保護者や家族と校外での体験や探究の学びを立案して計画を立て、自ら実行する。 (2) 愛知県では年間3日間取得でき、ラーケーションの日は登校せずとも欠席扱いにならない。 ○導入自治体における実情について (1) 愛知県では土曜日に働いている方が約45%に上り、日曜日も約30%の方が働いている。 (2) 大分県別府市は観光業を筆頭に第3次産業に関わる人の割合が全国的にも高い地域となっている。 (3) 本市の産業別就業人口の推移を見ると、令和2年(202	(教育長答弁) 1 項目め、「ラーケーション」制度の導入についてお答えいたします。 議員ご紹介の「ラーケーションの日」でございますが、愛知県における「休み方改革プロジェクト」の一環として創設された校外学習活動の日であり、賛同した市町村において、導入されております。 愛知県におきましては、子どもが保護者等とともに作成した申請書を事前に学校へ提出することで、学校に登校しなくても欠席とはならず、保護者等の休暇に合わせて、年間で3日間まで取得することができるとうかがっております。 愛知県教育委員会に確認したところ、子どもが体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、保護者等とともに校外学習活動に取り組むことで、学校だけではできない学びを深めることが期待されているということでございました。 全国における各自治体の導入状況につきましては、愛知県のように、校外での体験を通して学ぶことを目的としたうえで、導入している自治体に、茨城県や山口県がございました。 その一方で、大分県別府市や沖縄県座間味村につきましては、観光業に携わっており、土日や祝日に子どもと一緒に過ごすことができない保護者が多いため、地域の実情に即して、同様の取組を実施しているとうかがっております。 こういった新たな試みに関して、愛知県におきましては、保護者や教職員を対象として、周知状況や取得状況に関するアンケート調査が実施されております。 同調査によりますと、「ラーケーション」に関して、「制度自体を知っている」と回答した保護者の割合は、97.2%となっており、県内で広く認知されていることがうかがえます。 また、実際の取得状況につきましては、小学校においては13.2%、中学校においては7.0%で実施されているという結果でございました。 自由記述による保護者意見の中には、「混雑を避けて、平日に家族で活動できることがうれしい。」や「普段とは違う会話ができ、新しいことに挑戦するきっかけになった。」、「職場の事情により、仕事が休みづらく、家族の予定を合わせることが難しい。」、「ラーケーションの日を取ったことや取らなかったことによって、友達の中で浮いてしまわないか心配である。」といった声がございました。

0 年)の国勢調査の数値で第三次産業の人口割合が75%を超えている。 ⇒ 予算も伴わない事業であり、本市でもすぐに導入できるのではと考える。そこで<u>「ラーケーション」導入について、教育長の見解を伺う。</u>	これらの意見から、「ラーケーションの日」につきましては、好意的な意見もあれば、課題を感じる意見も散見され、取得においては、仕事の都合や子どもたち同士の不公平感など、様々な事情が複雑に関わっているという実情がうかがえます。 また、同調査におきましては、「学習の進度が心配で、まだ学校を休ませることに不安がある」という保護者の意見もございました。 一部の保護者の中には、病欠や出席停止等以外の理由で、学校に登校しないことによって、「学習の遅れが生じてしまうのではないか。」という不安感を抱いている方も一定数いることがうかがえます。 学習指導要領に示されている教育内容につきましては、教育課程の編成を通して、系統立てたうえで、計画的に配列されており、1単位時間や各教科の単元ごとに、学習のねらいや身に付けさせるべき資質・能力等の精選が図られているところです。 そのため、教育課程の確実な実施は、保護者が学校教育に大きく期待する部分であり、「体験的・探究的な学びの創出」を含め、家庭や地域社会との連携及び協働を深めながら、子どもたち一人一人の可能性を伸ばしていくことが、学校教育の責務であると認識しております。 これらのことから、<u>体験活動の重要性を鑑みた時、本事業の意義は十分理解できるところではございますが、学習保障の観点から、慎重な検討をしていくことも必要であろうと考えている</u>ところでございます。 いずれにいたしましても、愛知県が提唱する「ラーケーションの日」は新たに始まったばかりの試みでございますので、<u>先進的に導入している他地域の成果や今後の動向を、引き続き注視してまいりたい</u>と考えております。
--	--

質 問	答 弁
2 新しい時代に対応した学校施設の在り方について 学校施設の老朽化対策が急がれる中、体育館の空調設置等が新たに求められている一方で、学校プールの集約化や水泳指導の民間委託を行う自治体が増加していますが、本市の見解を伺います。 （質問の要旨） 【1 回目】 ① 学校施設をめぐっては公共施設の量的削減、学校施設の管理、学習指導、教職員の働き方改革等、様々な論点が存在する中で、集約化や民間委託の優先度が高いと考えられる施設に学校のプールがある。令和4年の12月定例会で一般質問を行った際、整備や維持管理の費用について、外部プールを利用することで、水泳授業の質を維持しつつ一定の整理ができるよう、様々な検討をしているとの答弁があった。検討の進捗を伺う。	（教育長答弁） 田山議員の質問の2項目目、新しい時代に対応した学校施設の在り方についてお答えいたします。 令和4年12月の一般質問における、「室内温水プールや民間プールの活用」に関するご質問に対する、「現地建て替えや学校プールの集約化など、学校の状況に応じた様々な検討を進めたい」という答弁について、その進捗状況に関するお尋ねでございました。 検討するにあたり、まず児童生徒や教職員の負担はどうなるのか、また民間委託の可能性やコストはどうなのか、学校再編計画との整合はどうなのかといった点を主なポイントとして検討してきたところです。 検討を進めるにつれ、様々な課題が浮き彫りになってまいりました。例えば、大規模校が外部プールを利用する場合、輸送コストが設備の改修コストを上回るということがございます。 また、その輸送については、移動手段としての貸し切りバスの手配に苦慮するといったことがすでに発生しております。 そのため、集約という手法により、移動にバスなどの手段を伴わず、かつ短時間で移動可能な近隣校のプールを共同利用することが現実的な対応として考えられます。 現在は、3校の中学生が小学校のプールを使用するといった形で実践しているところです。 ただし、他校のプールを使用する際は、プールを管理する学校側の教職員に負担が偏るため、今後の展開については慎重な検討が必要となります。 中でも、議員のご指摘にございました多様な論点、特に施設の管理や学習指導に関連する教職員の負担軽減という点につきましては、教育委員会としましても重要視すべきであるとしてとらえております。 そこで、負担軽減という視点から、佐世保市では体育学習サポーター事業と称し、学校へ専門員を派遣するという形で、体育授業のサポートを行う事業をはじめ、指導力向上研修などをこれまでに実施しているところです。 この教員をサポートするという形を、水泳指導の民間委託という形に強化することは、さらなる教職員の負担軽減につながり、ひいては働き方改革にも資する、非常に有効な手段であると考えております。 プールの整備に話を戻しますと、一概に自校以外のプールを使用することが最善というわけではないことが明らかになってきましたことから、学校プールの整備に関する基本的な方向性として、「使える

② 11月29日の石破総理による所信表明演説の中で、防災庁・防災対策の分野として避難所となる全国の学校体育館の空調設備のペースを2倍に加速するとの表明があった。 <u>体育館への空調設置に係る国庫補助率の加算など、政府の新たな取組を注視し、例えば災害時の避難所に指定している体育館への空調設置を優先するなど、機を逸することなく対応できるように検討を進めてほしい。</u>	<u>施設は可能な限り活用し、軽微な補修では対応しきれず、循環ポンプやろ過機といった大型設備の更新が必要となった時点で、個別の事案に即した対応を図る」としたところ。</u> その結果、<u>前回ご質問をいただいた際には、8校だった自校以外のプール利用は現在10校となっており、その内訳としましては、公営プール等利用が7校、集約にあたる他校との共同利用が3校となっております。</u> このように、<u>学校プールにおきましては近隣校同士の集約を実践しているところですが、広範囲にわたる集約については、現在策定が進んでいるスポーツ施設再編計画でも検討することとされております「類似施設機能の整理」という視点で市長部局とも連携し、整理していきたいと考えているところでございます。</u> 次に、<u>体育館における空調設備の整備</u>につきましては、これまでも複数回、議会でのご質問をお受けして参りましたが、学校施設全般における老朽化対策として、安全性を優先せざるを得ない財政負担の事情などもご説明してきたところです。 議員ご案内の石破総理の所信表明演説に先立ち、11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、「自然災害への備えに万全を期すため、避難所となる全国の学校体育館への空調施設の整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める」といった内容が盛り込まれており、財政負担の面での課題をクリアする足掛かりとなればと、一定、期待をいたすところです。 また、この閣議決定を受け、文部科学省から現時点での検討案である交付金の概要が示され、防災担当部局との緊密な協力体制の下で検討するよう、通知がなされております。 <u>対象となる工事内容や補助の要件など、詳細が不明な点もございますが、防災危機管理局とも連携を図りながら、国の動向等を注視して参ります。</u>
--	--

【再質問】

越前市では、全小学校の水泳授業を室内温水プールに集約している。さらに、使用を終えたプールに太陽光パネルを設置し、プールの解体をせずにCO₂削減の推進のほか環境学習にも役立てる取組が国の事業採択を受けている。

③ そこで、佐世保市内の公立小中学校において、現在使用されていないプールの数および、跡地の活用策について伺う。

再質問にお答えいたします。

お尋ねにございました、市内の公立小中学校において現在使われていないプールの数でございますが、総合グラウンドプールを利用している吉井中学校、近隣の小学校プールを利用している世知原中学校。

この2校につきましては、先ほどお答えしました大規模な設備改修を行う必要があったため、自校以外のプールを利用することとした2校となっております。

プール跡地の活用に関しましては、現段階で具体的な方針を持っているものではございませんが、今回ご紹介いただいたような取組に関しては、大変参考になるものでありますので、今後、研究してまいりたいと思います。

例えば、ご紹介にございましたように使わなくなったプールへの太陽光パネル設置など、CO₂削減や環境学習に活用する方法も含め、現在、電力の地産地消に取り組んでいる西九州させぼパワーズなどと情報を共有しながら、持続可能なエネルギー利用や環境教育の推進に役立つ方策を研究していきたいと考えております。

議員から頂いた貴重なご意見を踏まえ、今後も市民の皆様のご期待に沿う形で学校施設の老朽化対策と、安全・安心確保に向けた取組を一層推進して参ります。

質 問	答 弁
1 学校図書館の役割と学校司書の活動について ○ 学校図書館の現状について （質問の要旨） ・ <u>蔵書率が100%に達していない学校がある状況から、各学校が基準に達するよう蔵書を配備する必要があると考えるがいかがか見解を伺う。</u> ・ 学校司書については、H17年度以降、配置・増員され一定効果を挙げられているが、現在1人で4校を担当している学校司書もあり、まだ十分な配置とは言えないと考える。 そこで、<u>学校司書の増員を検討されてはいかがか</u>伺う。	（教育長答弁） 1項目目、学校図書館の役割と学校司書の活動についての1項目、<u>学校図書館の現状について</u>お答えいたします。 学校図書館の充実、読書活動を通じて子どもたちの豊かな心を育むとともに、読解力・情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を図るうえでも、その果たす役割は大変重要なものであると認識しております。 議員ご指摘の「<u>各学校の蔵書率について、基準に達するように配備する必要性があるのではないか</u>」ということについてお答えします。 学校図書館に整備すべき蔵書数は、文部科学省の「学校図書館図書標準」によって、学級数に応じた基準蔵書数が定められています。 蔵書率につきましては、その学校の基準蔵書数に対する実際の蔵書数の割合でございます。 学校図書館の蔵書を充実させることで、子どもたちは多くの本に触れることができ、豊かな心や学習の基盤となる資質・能力等の育成を図ることにもつながります。 小中学校の図書購入費につきましては、10年前の平成27年度は3千029万5千円でしたが、今年度は4千175万8千円と、1千143万3千円増加している状況でございます。 その結果、<u>令和5年度の市立学校全体の蔵書率は、小学校99.0%、中学校100.4%</u>となっております。 一方で、議員ご指摘のように蔵書率100%に満たない学校もございますので、次年度以降の図書購入費につきましては、そうした学校へ一定の増額ができるよう、<u>各学校の規模と蔵書の実態に応じて予算配分することを検討</u>しております。 本市のすべての市立学校で蔵書率が100%となり、子どもたちの読書環境が充実するよう努めてまいります。 続きまして、<u>議員ご提案の学校司書の増員について</u>、お答えいたします。 本市では、学校図書館が子どもたちの様々な学習を支援する学習情報センターとして、また、読書活動を推進する中核としての読書センターとしての機能を十分発揮できることを目的に学校司書の配置を行っております。 議員ご紹介のとおり、本市においては、<u>平成17年度から学校司書の配置を始め、本年度は23名を全校に派遣</u>しております。 他市町の学校司書の勤務や配置の状況につきましては、1日に3時間や4時間の勤務で複数校を担当し、中には1人で5校を担当させるという市町もございます。

○特色ある学校図書館づくりの推進について (質問の要旨) ・学校図書館機能を高めるために行っている<u>学校司書に対する技術向上支援や相談体制等の整備</u>について伺う。	本市においては、1人の学校司書が2校から4校を担当している状況でございますが、1日あたりの配置時間につきましては7時間と充実しております。 その中で、蔵書を適切に管理し、児童生徒へ熱心に読書の啓発活動に尽力いただいております。 その結果、学校図書館における1人あたりの貸出冊数は、令和5年度は、平成17年度に比べると、小学校は約4.3倍、中学校は約2.2倍と、学校司書配置以来、増加傾向が続いており、<u>十分な効果を上げていると評価</u>しております。 議員ご提案の学校司書の増員につきましては、<u>本市でも一定充実している状況も踏まえ、今後、他市町の動向を注視しながら、本市における学校司書の人数、勤務時間、担当学校数等も含め、より効果的な配置について研究を続けてまいります。</u> 次に、2つ目の特色ある図書館づくりの推進についての中の、<u>「学校図書館機能を高めるために行っている学校司書に対する技術向上支援や相談体制等の整備」</u>についてお答えいたします。 学校図書館には「読書センター」として、子どもたちが好きな本を選び読書を楽しむ場としての機能がございます。 また「学習・情報センター」として、授業で学んだことを深める学習や、資料を収集し、考えをまとめる学習など、児童生徒の主体的な学習活動を支援する機能がございます。 これらの学校図書館機能の向上には、学校司書の資質・能力の育成が不可欠であることから、特に経験年数の少ない学校司書へのサポートは、重要であると認識しております。 そこで、本市では<u>計画的に学校司書研修会を実施</u>しており、今年度は実施済みのものも含めて13回の研修を計画しております。 4月には新任の学校司書に対する研修を開催し、業務内容や学校図書管理システムの操作方法、児童生徒との接し方などを指導しております。 また、市立図書館職員を招いた研修や教職員で構成される教育研究会図書館部会との合同研修会も実施しており、これらを通じて図書の効果的な配架や読書週間の取組についての情報交換を行っております。 これらに加えて、授業支援に係る研修に力を入れております。例えば、児童生徒がクイズ形式で複数の本に触れ読書意欲の向上につなげる読書アニメーションや様々なジャンルの本に親しむ機会をつくる味見読書、学習内容に関連する書籍を学校司書が授業の冒頭に紹介するブックトークなどの手法についての研修を実施しており、経験年数の少ない学校司書にとって体験的に学ぶことのできる貴重な場となっております。
--	--

・学校図書館ガイドラインでは、<u>学校図書館支援センター設置を推奨されているが、このような拠点となる施設を設置すべきと考えるがその見解</u>を伺う。 ○児童生徒の居場所づくりとしての活用について (質問の要旨) ・<u>一時的に学級になじめない子の「居場所」として学校図書館を活用してはどうか伺う。</u>	さらに、<u>本市独自の取組として、経験豊かな学校司書を専任指導員として配置し、各学校での直接支援や助言を行っております。</u>新任の学校司書には年6回、2年目には4回、3・4年目には3回の訪問を行い、手厚い支援を提供する体制を整えております。 また、学校司書が学校図書館の運営に関する支援が必要な際には、図書管理用端末のチャット機能を使用して、学校司書専任指導員に相談ができるようにしております。 これらの取組の結果、学校図書館での授業支援の回数は令和3年度の391回から令和5年度には455回と大きく増加いたしました。今後も学校図書館機能の充実及び学校司書のサポートや技能向上を継続的に推進してまいります。 続きまして、学校図書館ガイドラインにおいて推奨されている<u>学校図書館支援センター等の拠点となる施設の設置について、本市の見解</u>をお答えいたします。 学校図書館支援センターは、学校図書館の運営や活用、学校図書館間の連携などの支援を目的とされており、設置している自治体では、その多くが公立図書館に設置されております。 本市におきましては、現在、学校図書館支援センターの設置を行っておりません。しかし、本市独自の取組として、先ほどご説明させていただいた学校司書専任指導員が、他の学校司書に対して助言や支援をする等、その役割を担っております。 より良い学校図書館の支援のため、<u>学校図書館支援センターの設置につきましては、関係機関との連携や学校司書専任指導員の在り方も含めて、今後も研究してまいります。</u> 続きまして3つ目、<u>児童生徒の居場所づくりとしての活用</u>につきましてお答えいたします。 現在、不登校傾向にある児童生徒や学級になじめない児童生徒に対して、校内教育支援センターや保健室、相談室などの別室を利用して対応しております。 その中で、教職員やスクールカウンセラー、各種支援員等により、教育相談やICTを活用した学習など、それぞれの子どもの実態に寄りそった支援を進めている状況がございます。 議員ご提案の児童生徒の居場所としての学校図書館の活用につきましては、学校図書館ガイドラインに「一時的に学級になじめない子供の居場所となりうる」とございます。 集団での生活に不安を抱える児童生徒や、読書を好む児童生徒にとって、学校図書館は安心できる居場所の1つとして、大変有意義であるものと認識しております。 実際に、校内教育支援センターに通う生徒が、定期的に学校図書館で読書活動を行っている学校もあり、利用した生徒が落ち着いて学校生活を過ごすことができていると伺っております。
---	--

	その一方で、本来の目的である読書活動や学習等で学校図書館を利用する学級もございますので、特定の児童生徒が継続的に滞在することと併せて、学校司書が本来の業務と異なる児童生徒の見守りに従事することは大変厳しい状況がございます。 したがって、授業での学校図書館の利用状況や、学校図書館を利用する児童生徒に対応する職員の配置等、一定の条件を満たしたうえで、学校図書館を一時的に活用することは可能であると考えられます。 いずれにいたしましても、<u>学校図書館の設置目的に鑑み、学校図書館機能の充実を図ることと併せて、不登校傾向にある児童生徒や学級になじめない児童生徒等が、安心して学校生活を送り、将来、社会的に自立ができるよう、多様な支援策につきましては、別途研究を進めてまいります。</u>
--	---

質 問	答 弁
2 市立中学校の給食無償化について ○ 令和7年4月から市立中学校第2学年及び義務教育学校第8学年への無償化と併せて食物アレルギーや不登校等による長期欠食の生徒、県立・私立学校に通う義務教育対象生徒等の保護者の経済的な負担軽減を図る給付金支給の実施確認について （質問の要旨） 市長が進める99の政策のなかでも重要と位置付けられている「中学校給食費の無償化」について、令和6年3月定例会（令和6年度当初予算審議）において、教育委員会が「令和6年度に中学校第3学年の無償化を開始し、順次、対象学年を拡大して、2026年度に全学年での無償化を目指すスケジュール案」を示されている。 また、先日行われた11月25日の定例記者発表の質疑において、学校給食費の完全無償化に向けたスケジュールの質問に対し、「学校給食費の無償化はマニフェストの中の大きな政策の一つであり、任期内に実現したい。」と回答はなされているものの、現時点において、令和7年度以降の具体的な取組について確認したい。	（市長答弁） 崎山信幸議員の2項目め 「市立中学校の給食無償化について」の来年度への取り組みについてお答えいたします。 現在、「選ばれるまちSASEBO」を創るシティブランディング・プロジェクトを始動しており、その4つの柱のひとつである「子育て」の分野における「子ども・子育て応援プログラム」の具体的な取り組みとして、令和6年度から市立中学校第3学年等を対象とした給食費の無償化を実施いたしております。 今後の取り組みといたしましては、教育委員会が令和6年3月定例会の文教厚生委員会において示された、「令和7年度に中学校第2学年等へ、令和8年度に中学校第1学年等へと段階的に支援を拡充する」スケジュールに則って実施するよう、シティブランディング・プロジェクトに係る推進会議等も活用しながら全庁的な検討を前向きに進めているところです。 また、その際に附帯決議を受けておりました食物アレルギーや不登校、県立、私立等への就学によって無償化の恩恵を受けていない生徒の保護者への経済的負担の軽減を図るための「学校給食費相当額助成事業」の実施に関する議案を本定例会に上程しているところですが、この助成事業につきましても、ご承認の上で、中学校第2学年等、第1学年等への支援を拡大する際には、助成事業も同様に拡充していく必要があろうかと考えております。 いずれにしましても、子育て世代にやさしいまちを目指しながら、「選ばれるまちSASEBO」の実現に意を用いてまいります。

12月6日(金) 一般質問 12番 角田隆一郎議員(自民党市民会議)(一括方式)(20分)

質 問	答 弁
1 佐世保市の小中学生の学力について ○ 佐世保市の小中学生の学力の現状について ○ 佐世保市の小中学生の学力向上への具体策について (質問の要旨) 【1回目】 ○佐世保市の小中学生の学力が全国平均に及んでいないことを危惧している。 ○小中学生の学力が重要であると考えている。 <u>佐世保市の小中学生の学力の現状とそれに対して、学力向上へ成果につながる具体策</u>を問う。	(教育長答弁) 1 項目め、佐世保市の小中学生の学力についてのうち、1つめ、<u>本市の小中学生の学力の現状について</u>、今年度実施されました、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果を用いてお答えいたします。 本市の現状といたしましては、小学校の平均正答率は国語が66%、算数が62%、全国平均を100%としたときの達成率は、国語が98.1%、算数が97.6%でございました。また、中学校の正答率については、国語が54%、数学が47%で、全国比達成率は国語が92.2%、数学が89.3%と、<u>小中学校におきまして、全国平均には残念ながら届いていない現状</u>でございます。 続きまして、<u>本市の小中学生の学力向上に向けた取組について</u>お答えいたします。 変化の激しい、将来の予測が困難なこれからの社会においては、児童生徒に、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に考えて判断し、よりよく問題解決する資質能力を育むことが求められております。現行の学習指導要領においては、新しい時代の学力観として、育むべき資質・能力を3つの柱で明示される等、全ての子どもを自立した学習者に育てることに軸足が置かれた教育へと転換されております。 旧来の学習指導を想起いたしますと、知識や技能を身につけさせることに重きが置かれ、ややもすると知識を暗記することや正解主義に偏ったものも散見されておりました。しかしこれからは、正解のない課題に対しましても、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、互いに納得できる答えを生み出すなど、より質の高い、「深い学び」が必要であることから、「主体的、対話的で深い学び」の視点からの授業改善が強く求められているところでございます。 ご紹介いただきました宝達志水町の授業につきましては、私も文教厚生委員会の視察に同行させていただきましたが、こうした新しい時代に求められる授業への移行が格段に進んでいることを実感いたしましたところ です。 併せまして、福島県や京都市の実践例もご紹介いただきましたが、いずれもより質の高い授業を創造することに主眼を置いた取組であり、授業改善を学力向上のファクターとする点においては、同じ見解でございます。 また、今回の全国学力学習状況調査に関し、文部科学省におかれては、「主体的・対話的で深い学びに取り組んだ」学校ほど、

	児童生徒の正答率が高く、また、「挑戦心・自己有用感・幸福感等との相関関係がある」と分析されております。 このようなことから、<u>日々の授業を改善することこそ、本質的に子どもたちの学力向上につながる確かな手立てであると確信し、各種取組を進めている</u>ところでございます。 具体的には、まず、<u>各学校がそれぞれの学校内で主体的に進めております授業改善研修の支援に努めている</u>ところです。教育委員会事務局の<u>指導主事を各学校へ派遣</u>し、児童生徒の意欲を喚起し、深い思考を生み出す課題提示の在り方、また、多様な解決方法を、端末を活用しながら練り合う、質の高い学びづくりのポイント等について、直接、指導を行ってまいりました。 併せて、今年度10月から11月にかけて、市内小・中学校6校で、全ての小中学校の校長と研究主任参加のもと、これからの時代に求められる授業改善のための、<u>授業公開及び研究会を開催</u>いたしました。授業の中では、児童生徒が課題に対する自身の考えを一人一台端末で入力し、全員でそれぞれの考えをリアルタイムに共有することにより、友達の考えを参考にしたり、自分の考えを深めたりして、活発な議論につなげておりました。 研究会では、先生が説明し、子どもが説明を聞くだけの授業を脱却し、子どもが自ら考え、説明する授業、学びを起す授業へシフトするためのポイントを共有いたしました。また、これからの教師の役割は「児童生徒の主体的な学びの伴走者」であることを再確認したところでございます。 また、教育センターにおきましては、現職の文部科学省調査官等を講師として招聘し、現行の学習指導要領の理念に即した実践研修をはじめ、多岐にわたる<u>研修講座を開催</u>いたしました。 中でも「授業改善研修」におきましては、自身の授業力を高めたいと願う教師が、それぞれの教科ごとに参集し、年間を通じて継続的に専門的な指導力を磨き合う実地研修を行うなど、学び続ける教師集団づくりに努めております。 これまでのこれらの取組により、授業改善についての手ごたえを実感しているところであり、全ての教職員の授業を視察する学校訪問におきましても、確かな変化を感じております。 単なる講義型の授業ではない、子どもたちが能動的に学ぶ姿、また目的をもって協働的に学ぶ姿がこれまで以上に見られるようになっており、「自律した学習者」を育む授業が確実に増加している状況にあるととらえております。 また、<u>学力向上の具体策にかかる、今後の取組</u>につきましてもご紹介いたします。 まず、<u>1つ目に、中学校で行われている評価の研究に着手</u>いたします。
--	--

	先に申し述べました通り、「課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題解決する力」、また、「決まった答えのない問いに対して、情報をもとに協働しながら最適解を生み出す力」の育成が求められているところでございますが、こうした背景を踏まえ、本県の高校入試問題の内容が一部見直されることとなりました。 県教育庁高校教育課によりますと、令和7年度の長崎県公立高等学校入学者選抜から、学力検査問題の中に探究的な問題を出題するとされており、具体的には、学んだことを実用的に活用して応える問題、また、単に結論や結果のみを問うのではなく、結論を導くための方法等、学びの過程に着目した問題を2割程度出題することとされております。 高校入試の在り方が見直されるこの機に、市内中学校における定期テストにつきましても、今求められている資質・能力を問うものとして適切であるか、全中学校で実際に行われているテスト問題を集約し、分析・研究を行い、その結果を共有しながら、より適切な評価問題へ改善を図るとともに、さらにはそうした力を着実に身につけさせる授業への転換を図ってまいります。 <u>2つ目は、英語検定試験検定料補助事業</u>でございます。 議員からも宝達志水町の取組としてご紹介がございましたが、本市におきましても今年度から英語検定試験の検定料の補助事業を開始いたしました。検定受験への経済的、心理的負担の軽減を図るとともに、子どもたちが、学校を離れた場所においても目標を持って主体的に学習に向かう力を育てる取組の一助として推進いたしております。 <u>3つ目は、新たなAI型ドリルの導入</u>でございます。 児童生徒に貸与している一人一台端末に導入されているAI型ドリルを、令和7年度から、より高度な学習環境を提供できるコンテンツに刷新する方向で現在、検討を進めております。児童生徒の学習意欲をより喚起させ、一人一人の習熟度に合わせたフォロー問題を出題することができるなど、個別の学びに最適なツールを導入する予定としております。これを機に、児童生徒の主体的な学びをサポートし、生涯にわたる学習者としての基盤を構築してまいりたいと考えております。 <u>4つ目に、教育センターにおける教職員の資質向上事業</u>につきましても一層の充実を目指してまいります。 議員ご案内の宝達志水町におかれては、教師が自ら学ぶ環境が整備されていると伺っておりますが、<u>本市におきましても教職員がいつでも主体的に研鑽に努めることができる環境を一層整備してまいります。</u>
--	--

【再質問】 ○教職員の意識改革、授業のやり方の見直し、子どもの意識改革、保護者への啓蒙等、成果につながる具体策が必要ではないか。 (質問) 今一度、<u>佐世保市の学力向上への具体策</u>を問う。	具体的には、まず、希望する学校を対象とした「出前研修」に加え、教職員一人一人を対象とした支援といたしまして、個別の指導上の悩みを解消することを目的とした「<u>個別相談型授業改善研修</u>」を行うこととしております。 併せまして、「オンデマンド研修動画」の拡充や、授業改善にかかる好事例の情報発信などの充実を図る等、<u>教職員がいつでも主体的に学ぶことができる環境整備</u>に取り組んでまいります。 また、教職経験年数の少ない教員に対しましては、経年研修などの機会を通して、<u>学習指導要領が目指す授業像や1人一台端末を活用した授業改善について、具体的な授業場面を想定した研修を行ってまいります。</u> 以上、縷々申し上げましたが、いずれの取組につきましても、腰を据えて進めることが肝要であるとの認識のもと、誠実に、実直に、鋭意取り組んでまいります。 再質問にお答えいたします。 教職員の意識改革、授業のやり方の見直し、子ども意識改革、保護者への啓発、とのことでございますが、いずれも重要なことであると考えております。 先の答弁にてご説明いたしました一連の実践を推進することを基本としつつ、<u>必要な施策の導入につきましては、次期学習指導要領の動向と本市の現状を見極めながら判断してまいりたい</u>と考えております。 併せまして、先般、教育委員会の諮問機関である学校教育審議会から答申をいただいたところでございます。大学の学長をはじめとした有識者による、本市の教育の在り様にかかる熱心な審議の果てに提言をいただいたところでありますが、現在私どもが進めている、非認知能力の育成を含めた全人的な教育のコンセプトに間違いはないという確信を得たところでございます。 <u>一人一人の児童生徒を認め、賞賛し、自分への肯定的な気付きを促すとともに、自分のよさや可能性をしっかりと認識させることを大切にしながら、今後も子どもたちのウェルビーイング向上をめざし、取り組んでまいります。</u>
---	--

【再々質問】 ○市長は子育てが一丁目一番地と掲げている。小中学生の学力向上について、これまでのやり取りを聞いてどう思うか。 （質問）市長の所見を問う。	（市長答弁） 角田隆一郎議員の1項目めに関する再々質問、佐世保市の小中学生の学力について、私の所感をということでございますので、お答えいたします。 全国学力・学習状況調査における本市の状況につきましては、私も十分承知しているところでございます。現在、教育委員会において授業改善を推し進め、本市の子どもたちに必要な資質・能力の育成を図っていくとのことでございます。 令和5年10月に、総合教育会議において、教育委員の皆様と熟議を重ねた上で、「佐世保市教育大綱」を改定いたしました。その中で、子どもたちが将来を生き抜く力を身に付けること、ウェルビーイングを高めることにつきましては、私といたしましても、佐世保の教育の核となるものと考えております。 本市の子どもたちが、確かな学力を身に付けることに加えて、幸せと生きがいを感じながら、未来を切り開くために必要な力を身につけることができるよう、教育委員会を支援してまいります。
---	---

質 問	答 弁
1 G I G Aスクール構想の1人1台端末について ○「セカンドG I G A」に向けた端末の整備・更新と、さらなる利活用の促進について ○「ファーストG I G A」の検証について （質問の要旨） 【1回目】 ●「G I G A第1期」の現状を確認するために、<u>安全・安心なインターネット環境</u>、学校と保護者間の連絡、<u>不登校等の支援</u>、そして、<u>教職員のスキルアップ</u>の4観点について、<u>現在取組まれている状況</u>を伺います。	（教育長答弁） 1項目め、<u>G I G Aスクール構想の1人1台端末について</u>、お答えいたします。 本市では、G I G Aスクール構想に基づき、児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身につけることを目的として「スマート・スクール・S A S E B O構想」を策定し、多様な取組を通して、同構想の具現化に努めているところでございます。 先程、議員からお尋ねいただきました、インターネット環境、学校と保護者間の連絡、不登校等の支援、教職員のスキルアップの4観点を通して、G I G A第1期の取組状況についてご説明いたします。 まず、<u>インターネット環境について</u>ご説明いたします。 本市では、児童生徒用端末として、場所の制約にとらわれることのないL T E通信対応モデルを選定しております。 安全対策として、フィルタリングソフトを導入しており、不適切なサイトの閲覧やS N S等への接続はできない仕組みです。 次に、<u>学校と保護者間の連絡</u>につきましてご説明いたします。 本市では、「まなびポケット」というポータルサイトを導入いたしました。これにより、保護者のスマートフォンから欠席等の連絡ができるようになりました。 学校からも、不審者情報や荒天時の対応など、速やかな配信が可能になり、保護者と学校双方の立場において、利便性の向上が図られました。 次に、<u>不登校等の支援</u>につきましてお答えいたします。 様々な事情により、自宅や校内教育支援センターなどで学んでいる児童生徒につきましては、本市が導入しました各種オンラインツールを活用し、授業や教材の配信、双方向通信による健康状態の確認や相談などを行っております。 また、個人の習熟度に応じて出題する機能を持つ、A I型ドリルも導入しており、自宅等で学ぶ児童生徒の学びをサポートしています。 令和7年度に開設する夜間学級におきましても、端末を配付しI C Tの良さを生かし、多様な学びを支援してまいります。 最後に、<u>教員のスキルアップ</u>について、申し上げます。 本市では、G I G A第1期の円滑なスタートができるように、令和2年度、端末を児童生徒に配付する前に、全ての教員に対して研修を実施いたしました。

●「G I G A第2期」に向けた端末の整備・更新に関する質問として、まず、規模を明確にするために、<u>いつ頃に、何台程度を新端末に更新し</u>、旧端末を処分する必要があるのかを伺うとともに、その際の適切な端末の処分とデータ消去並びに環境部との連携の必要性への認識について伺います。	また、グーグル フォー エデュケーション パートナー自治体である本市では、同社の支援のもとで、継続して技能研修を実施しております。 併せて、国の基準を満たす I C T支援員 1 8 名を配置し、教員の I C T活用にかかるサポートを行っており、これらの研修や人的支援を通して本市の教員は I C T活用能力を高めてきております。 例年、文部科学省が都道府県単位で結果を公表している、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」に、本市教員の結果を照らし合わせますと、授業に I C Tを活用して指導する能力などの項目において、上位の県と並ぶ結果を示しております。 以上のように、教職員の I C T活用スキルは確実に向上しているところでございますが、教員個々のスキルアップはスマート・スクール・S A S E B O構想具現化の重要事項として、様々な方策のもと粘り強い取り組みを続けてまいります。 続きまして、<u>G I G A第2期に向けた端末の整備・更新について</u>お答えいたします。 全国的にG I G A第1期の端末は、令和2年度に整備が行われたことから、全国の自治体の約7割の端末更新が、令和7年度に集中してまいります。そのため、国より、更新時期の集中を避けるために、更新年度を精査するよう依頼がありました。 本市においては、端末のリース契約の終期が令和8年2月末であり、その後は、本市の所有物として継続して利用できると、機器に故障が生じても予備機で対応できる見込みであることから、<u>端末更新を、令和8年度として検討を進めております</u>。 <u>新端末の必要調達</u>台数は、現時点では、令和8年度の見込み児童生徒数、計19,089名分に加え、その15%にあたる予備機2,863台を加えた、計21,952台と見込んでおります。 安定した大量調達や価格を抑える効果が期待できるため、「長崎県市町村行政振興協議会」が実施する<u>共同調達</u>に参画するとともに、国の「G I G Aスクール構想加速化基金」を基に、<u>国庫補助財源の活用を検討</u>してまいりたいと考えております。 <u>端末の処分</u>につきましては、現端末20,511台の処分が必要となってまいります。児童生徒及び教職員の個人情報等が端末に含まれておりますので、廃棄前にすべてのデータを、完全に消去することが極めて重要であると考えております。 さらに、G I G A端末を廃棄する場合は、産業廃棄物となり、排出事業者として、本市教育委員会には処理の責任がございます。
---	---

【再質問】 ●「<u>G I G A 第 2 期</u>」に向けて、「<u>G I G A 第 1 期</u>」の検証をどのように行い、<u>端末のさらなる利活用の促進へ繋げていくのか</u>を伺います。 ※意見有：G I G A 第 2 期で検討してもらいたい ①子ども相談チャットアプリの活用（アプリの内容は議員説明） ②端末保証制度の導入（端末の破損や故障等の場合のサポート保証）	処分端末を適正に処理するために、長崎県教育庁と国のガイドラインや処分方法について認識を統一するとともに、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託につきましても、市環境部と連携しながら、詳しいスケジュールや手順等を確認してまいります。 再質問の<u>G I G A 第 1 期の検証と G I G A 第 2 期に向けた端末のさらなる利活用の促進</u>についてお答えいたします。 本市では、スマート・スクール・S A S E B O 構想をもとに、教育の情報化を進めてまいりましたが、来年 3 月で 1 人 1 台端末の整備をしてから、4 年が経過いたします。 また、端末更新を検討している令和 8 年度を控え、現在から令和 7 年度にかけては、G I G A 第 1 期と 2 期をつなぐ、重要な時期であると認識しております。 そのようなことから、教育委員会の 5 課から構成されるスマート・スクール・S A S E B O 推進室では、G I G A 第 1 期を振り返る作業を行っているところでございます。 現在、各学校は、児童生徒が同じ課題に同じ方法で取り組む授業から、教科書や紙の資料で調べる子どももいれば、端末を活用して動画から学ぶ子、A I 型ドリルで問題を解く子もいるなど、それぞれの興味関心や習熟度に応じて、学び方を自分で調整する、個別最適化された授業をめざした改善に取り組んでいます。 また、端末で友達の考えを参照しながらグループで検討しあう協働学習や、海外や県外の学校とのオンライン交流も行われており、スマート・スクール S A S E B O 構想により、これまでにない多様な学び方が実現してまいりました。 このような学校現場の変化を振り返り、今後もさらに端末の利活用を促進させていくために、スマート・スクール・S A S E B O 構想の取組を洗い出しながら検討を<u>重ね、次世代の構想素案を今年度中にとりまとめ、次年度に精査することとしております</u>。 素案には、日々進化する情報技術の進展を視野に入れながら、端末更新に加え、新しいネットワーク環境や生成 A I の利活用、デジタル教科書、教職員の I C T 活用指導力のさらなる向上など、新たな視点を盛り込んでまいります。 今後も、国の動向を注視するとともに、長崎県や他の先進自治体の情報を収集することを続け、より精度を高め、文部科学省の端末更新への補助要件である、「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」における、端末の更新計画の策定・公表へも繋げてまいりたいと考えております。
--	--

12月9日（月）一般質問17番 小野原茂議員（市民クラブ）（一括方式）（30分）

質 問	答 弁
1 発達障害について ○乳幼児期における早期発見・支援の取組について ○就学先の決定について （質問の要旨） 【1回目】 <u>発達障害児等の就学にあたり就学先をどのように決定しているのか、その手順や方法について伺う。</u>	（教育長答弁） 引き続き、<u>発達障害のある子どもの就学先をどのように決定しているのか、手順や方法について</u>、私からお答えいたします。 発達障害をはじめ、障害のある子どもの就学先の判定にあたっては、将来の社会的自立のために必要な力を培う視点に立つて行うことが重要となります。 そこで、<u>学校教育法施行令に基づき、保護者及び教育学、医学、心理学等の有識者の意見を聴き、市町村教育委員会が決定することとなっております。</u> 入学前の子どもは、就学予定の各小学校において、<u>就学時健康診断</u>を行います。学校医、学校歯科医等による健康診断や教職員が面談を行い、その中で、何らかの配慮が必要と思われる場合は、<u>就学相談のご案内</u>をいたします。 就学相談におきましては、教育委員会事務局職員が、保護者から子どもの状況の聴き取りや教育的ニーズ等について相談、協議を行います。 一人一人の子どもの教育的ニーズや必要となる支援等を整理したうえで、<u>医学、心理学等の専門家で組織された教育支援委員会による多角的な判定の後、保護者との協議を経て、最終的に教育委員会で就学先を決定</u>するという手続きを取っております。 このような法に基づいた手続きに加え、本市におきましては、より詳細なアセスメントを行うため、教育委員会事務局職員が各幼稚園、保育園等に出向き、<u>子どもの様子を観察し、園職員との情報交換を行い、子どもの実態把握</u>に努めております。 また、特別支援教育を専門とする教職員を相談員とする、保護者対象の就学相談会や発達障害のある子どもの保護者を対象とした<u>就学に係る説明会を実施</u>することで、<u>子どもの就学について考える機会の提供</u>に努めております。 さらに、保護者の希望に応じて特別支援学校や市内小学校特別支援学級を見学し、<u>学習環境や日々の学習の様子、通学方法等を確認する機会を設け</u>ております。 今後も<u>子ども一人一人に寄り添い、保護者と丁寧に合意形成を図りながら、就学先の決定を進めてまいります。</u>

【再質問】

発達障害等の児童生徒が安心して学校生活を送るための取組として、「個別の教育的ニーズに応じた支援」、また「教師の専門性向上のための取組」や、「特別支援教育補助指導員をはじめとする支援体制の構築のための取組」について伺う。

再質問についてお答えします。

まず、発達障害のある児童生徒が安心して学校生活を送るための「個別の教育的ニーズに応じた支援の取組」についてでございます。

発達障害と一言で申しましても、その特性は一人一人異なり、個に応じた指導のあり方も異なります。

このことから、個々の障害の状態や特性を正確に把握し、長期的視野に立って一貫した支援を行うこと、また、そのための「個別の教育支援計画」の作成が強く求められております。

「個別の教育支援計画」とは、障害の状況、必要な支援の内容、保護者や本人の願い等を記載した、情報共有のためのツールでございますが、本人、保護者とともに検討を重ね、合意形成を図りながら作成し、ニーズに応じた支援のために活用しております。

また、学校内だけにとどまらず、保護者や関係機関と多面的な情報共有を行い、将来を見据えた切れ目ない支援におきましても有効に生かしております。

今後も一層の活用と指導の充実に向け、各学校への指導を図ってまいります。

次に、「教職員の特別支援教育への専門性の向上のための取組」についてお答えいたします。

令和3年1月の中央教育審議会答申では、全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性として、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力、合理的配慮に対する理解等が挙げられております。

そこで、本市教育センターにおいて、特別支援教育に関する教職員の更なる資質向上を図り、児童生徒の支援が一層充実できるよう研修の機会を設定しております。

全教職員を対象とした、特別支援教育に関する研修講座を開催し、合理的配慮や個別の教育支援計画等の研修に、昨年度は46講座に延べ835人が参加しております。

併せて、県教育センターにおきましても、初めて特別支援学級の担任となった教員を対象とした研修講座を開催し、不安を取り除くとともに専門性の向上に努められています。

次に「特別支援教育補助指導員をはじめとする支援体制の構築」についてお答えします。

学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援体制の構築を図っており、特別な配慮を要する児童生徒への支援の在り方について、校内支援委員会を開き、全職員の共通理解や外部機関との連携により、児童生徒の特性に応じた手厚い指導、支援に努めております。

	そのような中におきまして、特に、担任だけでは対応が難しく、集団生活の中で困り感を抱いている児童生徒に寄り添い、個別に対応する特別支援教育補助指導員は、学校にとって欠かせない存在となっております。 現在、各学校の実態に応じて市内61校に47名を配置しております。特別支援教育補助指導員の支援状況の一例をご紹介しますと、授業場所を離れられない教員の代わりに児童生徒の身辺処理を介助したり、教室移動の際の安全を確保したりしております。 さらに、落ち着いて学習に取り組めず、教室を飛び出してしまう恐れのある児童生徒のそばに寄り添い、様子を見ながら声かけをし、心理的な安定を図る等の支援をしております。 また、様々な疾患を有するなど、医療的ケアが必要な児童生徒への対応につきましては、看護師資格を有する補助指導員が支援することで、児童生徒の安全で安心な学習や生活につながっております。学校組織の一員として、教職員と協働しながら多様な児童生徒の支援を行っております。 <u>現在、全国同様、本市においても特別な配慮を要する児童生徒の増加傾向に鑑み、学校からの配置要望も高まっております。今後も児童生徒の安心で安全な学校生活の保障、教職員の負担軽減の両方の視点から、各学校の実態に即した効果的な配置ができるよう意を用いてまいりたいと考えております。</u> <u>いずれにいたしましても、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、特別支援教育補助指導員を含めた組織としての支援体制の充実を図ることで、未来を担う全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育を推進</u>してまいります。
--	--

質 問	答 弁
2 小中学校における保護者負担について ○学習費の現状と今後について (質問の要旨) 【1回目】 ・全国的に物価高騰が続き、学校教育費に係る保護者の負担が増大している中、小・中学校において、特に新1年生の入学にかかる保護者負担は大きい。<u>小・中児童生徒新1年生の入学に際する保護者負担額</u>について伺う。 ・経済的に困窮されている世帯については<u>就学援助制度</u>があるが、<u>新入学用品に対する支援と保護者の負担がどの程度なのか</u>を伺う。	(教育長答弁) 2項目め「小中学校における保護者負担額について」のうち、<u>新一年生にかかる入学準備品および入学当初の保護者負担額</u>につきまして、お答えいたします。 まず、各教科で使用する問題集等の、<u>「教材費」</u>につきましては、毎年各学校に調査を行っております。 今年度の<u>小学校1年生の平均額は5,486円、中学校1年生の平均額は9,914円</u>となっております。 また、体操服やジャージ等、その他の<u>入学準備品</u>につきましては、各学校によって多少の差はございますが、およそ<u>30,000円</u>と把握しております。 加えて、中学校につきましては、今年度の<u>1年生男子の制服の平均額は、およそ39,000円、女子がおよそ47,000円</u>となっております。 次に、経済的に困窮されている世帯に対する<u>就学援助制度の支援額と保護者負担額についてのおたずね</u>にお答えいたします。 就学援助費につきましては、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費への支給がございます。 特に、議員ご質問の新入学用品費に対する支援としましては、<u>新入学用品にかかる費用として、小学校1年生に対して57,060円、中学校1年生に対して63,000円</u>を支給しております。 その他、ノート、筆記用具などの<u>学用品費</u>は、全学年児童生徒の保護者に対して、<u>小学校は11,630円、中学校は22,730円を支給</u>しております。このように、一定の支援をしておりますが、<u>支給の上限を上回る金額については、保護者の負担</u>となっている現状がございます。 なお、新入学用品費につきましては、就学援助の対象の方が入学前に受給できる制度となっております。中学校及び義務教育学校後期課程への新入生におきましては、就学援助の認定を既に受けている小学校6年生の保護者の方に対して、新たな手続きをすることなく、入学前までに支給をいたしております。 小学校及び義務教育学校前期課程への新入生に対しましては、11月に対象者のいる全世帯に対し、就学援助の申請に係る案内文書を郵送しております。 支援を希望される方はオンラインにより申請の手続きを行っていただき、保護者の負担がなるべくかからないようにしており、中学校と同じく入学前までに支給をいたしております。

【２回目】 ・特に、学校教育費の中で、中学校の制服は大きな割合を占めていると考える。さきほど平均額を示していただいたが、最高価格、最低価格をお示しいただきたい。 【３回目】 ・最高値と最安値を比較すると、男子生徒が約３万４千円の差額、女子が約２万５千円の差額が出ている。なぜ同じ制服なのに金額が違うのですか。 【４回目】 ・制服のデザインを新しく変えた学校の制服価格について、最高値、最安値を伺いたい。	本市における市立の中学校の制服にかかる費用の最高価格、最低価格について、お答えいたします。 中学校の制服につきましては、各学校が指定しておりますものを、複数の店舗が取扱っており、それぞれの販売店によって価格が異なります。そのようなことから、すべてを把握しているわけではございませんが、制服の最高価格は、男子がおおよそ５８，０００円、女子がおおよそ５９，０００円でございます。 最低価格は、男子がおおよそ２４，０００円、女子がおおよそ３４，０００円でございます。 なぜ制服の金額が異なるのかとのご質問についてお答えいたします。 学校において制服を選定する際には、平成３０年３月１９日付け文部科学省通知である「学校における通学服等の学用品等の適切な取扱いについて」に従い、できるだけ、保護者の経済的負担が過重なものとならないよう留意しながら進めております。 一定の価格の差が生じておりますのは、旧来の学生服と、新たにデザインされた制服を導入する学校との差によるところが大きい状況でございます。 具体的に申し上げますと、本市におきまして、最も低廉な価格である学校の制服は、一般に「標準型学生服」と呼ばれる、男子用、黒の詰襟デザインの学生服でございます。古くは明治時代から着用されたともいわれ、全国的な生産量や流通も多いものでございます。 その一方で、ここ数年で制服にも多様性や個人の尊重という観点が加わり、ジェンダーレス化が進む中、性別を問わないブレザータイプの制服を選択する学校が増加している傾向にあります。 新しい制服の導入では、「多様性」と「着やすさ」が重視される傾向にあり、男女でほとんどシルエットが変わらないタイプや、利き手によって前合わせを自由に変えられるタイプなど、多様なニーズへの対応がなされております。 価格といたしましては、学校ごとにデザインが異なる点から、標準学生服より高い価格設定となっておりますが、新しい制服の導入に当たっては、生徒の声を十分に反映させ、保護者や地域住民にも意見をいただきながら決定するよう留意され、また、導入までの期間には猶予を持たせ、切り替えのタイミングにおいては、一定期間、新旧の制服を選択できるよう配慮しております。 制服のデザインを新しく変えた学校の制服価格についてお答えいたします。 先ほど申し上げました、おおよそ５８，０００円が男子の最高価格、おおよそ５９，０００円が女子の最高価格でございます。
--	---

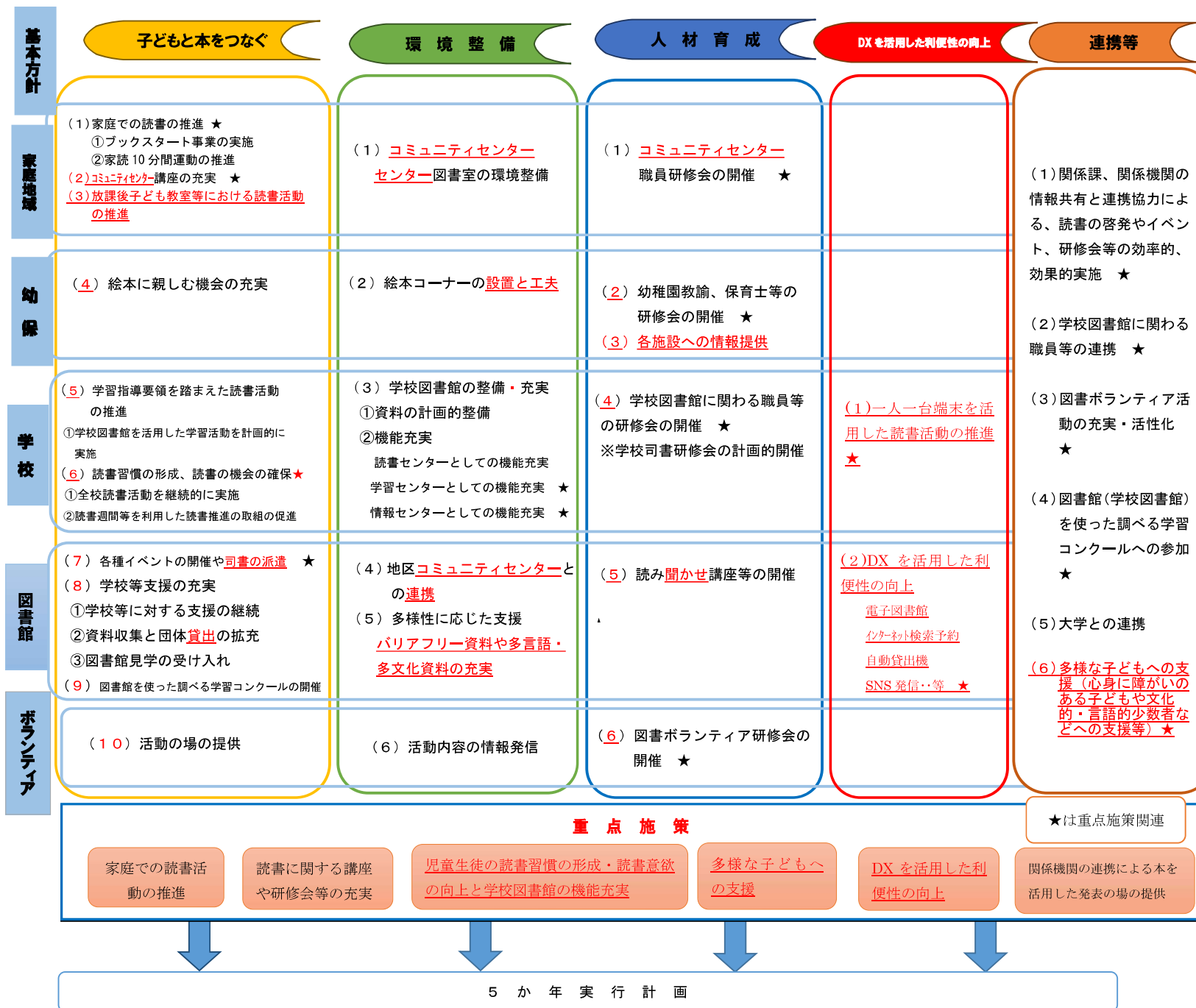
【５回目】 ・制服をはじめとした<u>学校教育費の保護者負担額について、学校・地域間に大きな格差が出ないような教育委員会の手立て</u>について伺いたい	また、<u>最低価格は、男女ともにおよそ４７，０００円</u>となっております。 さきほど申し上げた通り、<u>販売店により価格の差</u>がございまして、最高価格のおよそ５８，０００円の制服を採用している学校の制服は、別の販売店では、およそ４８，０００円で販売されているとの事例もございました。 いずれにしましても従来の制服と比べ、価格が高くなっている状況でございます。 <u>学校・地域間に大きな格差が出ないような教育委員会の手立て</u>についてお答えいたします。 冒頭で申し述べました「教材費」につきましては、各学校において、保護者の大きな負担にならないよう配慮しております。その<u>教材費の徴収状況については、毎年教育委員会に報告を求めている、他の学校に比べ、大きな金額の差がある場合は改善を促しております。</u> また、学校によっては、児童生徒の１人１台端末における<u>ＡＩ型ドリルを活用することにより、教材費の中に含む問題集等を購入せず、負担を軽減する取組</u>をしております。そのような取組を市内各学校にも周知し、指導を継続してまいります。 今後、多様性を認め、機能性を高める観点から、制服を新しいデザインに変更する学校が増えることも想定されます。<u>そのデザインや価格等につきましては、学校を主体として、生徒・保護者・地域のご理解を得た上で採用されるものと認識</u>しております。 したがいまして、<u>各学校における価格の差に配慮しながら、就学援助制度の支給額にできるだけ近づけるよう、また、入学準備品の価格につきましては、できるだけ早い段階で保護者に情報提供ができるよう、指導</u>してまいります。 教育委員会といたしましては、すべての保護者の方々が安心してお子様を学校に通わせることができるよう、また、新入学児童生徒が希望をもって、新しい生活を踏み出すことができる環境整備に努めてまいります。
--	--

【計画の目的】

子どもが読書を通して、幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる子どもに成長することを願って自ら本に親しむ機会の創出と読書環境の整備充実を図る。

【目指す子ども像】

- ◇本とのふれあいを楽しむ子
- ◇本から学び、知ることの喜びを感じる子
- ◇本で得た知識を生活に活かし、自分の考えや思いを表現することができ子



●第三次佐世保市子ども読書プラン 重点施策における数値目標の考察(→第四次の方向性)

第三次佐世保市子ども読書プラン							検討内容・次期設定理由	第四次佐世保市子ども読書プラン				
数値目標	令和6年度		R5年度		R5年度 進捗	第四次の 方向性(継続・廃止等)		新数値目標	令和5年度		令和11年度	
	目標		目標	実績					実績		目標	
(1) 平日に本を全く読まない子どもの割合	小学校6年生	17.60%	18.10%	27.00%	未達	見直し	実質的に平日に本を読む環境はあるが(R5朝読実施率 小学校95.7%、中学校100%)、学校・家庭・平日・休日問わず本に親しむ子どもが増えることを目指すべきでは・・等の関係機関委員の意見等もあり、改めて目標を見直し、「第5次長崎県子ども読書推進計画」の同項目の目標を参考に本市の現状に鑑みて設定したもの。 学校図書館運営に係る研修会の充実等を通して、読書を楽しむ取組や読書環境の整備・充実が図られることを考慮して設定している。	新規 (1) 本を読むことは好きですか	小学校	82.50%	90%	
	中学校3年生	27.50%	28.00%	36.30%	未達	見直し			中学校	67.20%	75%	
(2) 学校図書館の本の貸出冊数(一人あたりの貸出冊数)	小学校	89冊	86.4冊	90.9冊	達成	継続	学校図書館の貸出冊数については、読書量だけでなく、読書の質の向上も求められることも考慮し設定している。好きな本を々読む、電子書籍で読むなど、様々な読書形態の多様化していることから、小学校で平均96冊、中学校で平均16冊を目標値として設定した。	(2) 学校図書館の本の貸出冊数(一人あたりの貸出冊数)	小学校	90.9冊	96冊	
	中学校	13.5冊	13.0冊	13.4冊	達成	継続			中学校	13.4冊	16冊	
(3) 授業において学校図書館を月4回以上活用した学校の割合	小学校	86%	84.00%	80.40%	未達	継続	授業における学校図書館活用(月4回以上)の割合を小学校は年1%、中学校は年 1.2%上昇を目標に数値を設定する。	(3) 授業において学校図書館を月4回以上活用した学校の割合	小学校	80.40%	86%	
	中学校	37%	35.80%	19.20%	未達	継続			中学校	19.20%	25%	
(4) -1学校図書整備状況(蔵書率)	小学校	96.10%	94.10%	99.00%	達成	廃止(同義のものと一本化)	(4) -1学校図書整備状況(蔵書率)は、本市全体の蔵書率であり、(4) -2図書標準冊数を達成している学校(=蔵書率100%以上の学校)の割合を伸ばすことが、子ども達の読書環境の充実の為の指標としてより意味を持つものであると考え、第四次では1つに絞ることとしたもの。 次期の標準冊数については、小中学校ともに20%上昇することを目標値として設定する。					
	中学校	98.10%	97.10%	100.40%	達成							
(4) -2図書標準冊数を達成している学校の割合	小学校	40%	38.00%	45.70%	達成	継続		(4) 図書標準冊数を達成している学校の割合	小学校	45.70%	70%	
	中学校	40%	36.60%	53.80%	達成	継続			中学校	53.80%	80%	
(5) 市立図書館における学校等への支援件数	720件		714.8件	447件	未達	継続	市立図書館職員が学校等へ支援(市立図書館見学時のおはなし会、出前講座含む)を行う件数を数値目標に設定する。 (一日3件×4日×4週×10月＝480件)	(5) 市立図書館における学校等への支援件数	447件		480件	
(6) 市立図書館における学校等への貸出冊数	9,000冊		8717.8冊	4,903冊	未達	継続	児童生徒数の減少などに伴い、学校及び幼稚園・保育園等の貸し出し冊数が年々減少していることを踏まえ、令和5年度と同程度を目標に設定する。	(6) 市立図書館における学校等への貸出冊数	4,903冊		5,000冊	
(7) 調べる学習コンクールへの応募点数	104点		100.6点	42点	未達	継続	令和6年度から応募点数向上のため、図書館主催の調べる学習講座の受講生定員を増やしたこともあり、2割増を目標に設定する。	(7) 調べる学習コンクールへの応募点数	42点		50点	
							現状把握と保育施設における読書環境を整える第一歩として新規で数値目標を設定し、環境整備に関する情報の共有等を行いながら、環境の向上を目指すもの。	新規 (8) 保育施設における絵本コーナーまたは図書室を設置している施設の割合			85%	

第四次佐世保市子ども読書プラン (案)

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
目 次	目 次
第1章 計画策定の趣旨……………●	第1章 計画策定の趣旨…………… 1
1 計画策定の目的……………●	1 計画策定の目的…………… 1
2 めざす子ども像……………●	2 めざす子ども像…………… 2
3 基本方針……………●	3 基本方針…………… 3
4 計画の期間……………●	4 計画の期間…………… 3
第2章 第 <u>三</u> 次計画における取組と成果及び課題……………●	第2章 第二次計画における取組と成果及び課題…………… 4
1 家庭・地域における読書活動の推進……………●	1 家庭・地域における読書活動の推進…………… 7
2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進……………●	2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進…………… 9
3 学校における読書活動の推進……………●	3 学校における読書活動の推進…………… 1 1
4 図書館における読書活動の推進……………●	4 図書館における読書活動の推進…………… 1 4
5 読書に関わるボランティアへの支援……………●	5 読書に関わるボランティアへの支援…………… 1 6
第3章 第 <u>四</u> 次計画における子どもの読書活動推進 のための取組……………●	第3章 第三次計画における子どもの読書活動推進 のための取組…………… 1 7
1 家庭・地域における読書活動の推進……………●	1 家庭・地域における読書活動の推進…………… 1 7
2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進……………●	2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進…………… 1 9

改 定 後（第 <u>四</u> 次）	改 定 前（第 <u>三</u> 次）
3 学校における読書活動の推進……………●	3 学校における読書活動の推進…………… 2 1
4 市立図書館における読書活動の推進……………●	4 市立図書館における読書活動の推進…………… 2 2
5 読書に関わるボランティアへの支援……………●	5 読書に関わるボランティアへの支援…………… 2 5
第4章 重点施策……………●	第4章 重点施策…………… 2 7
1 重点施策……………●	1 重点施策…………… 2 7
2 数値目標……………●	2 数値目標…………… 2 7
《参考資料》……………●	《参考資料》…………… 2 9
《政策の体系》……………●	《政策の体系》…………… 3 5

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の目的 読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。 <u>社会の変化が加速度を増す中、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、インターネットやスマートフォンの普及、またそれを活用した SNS¹ 等コミュニケーションツールの多様化は、利便性の向上と同時に、デジタル媒体への依存度を強め、活字離れの進行や読書・学習意欲の低下にも影響を及ぼしています。また、年齢が上がるにつれて本を読まなくなる割合が高まる傾向にあり、これを防ぐためにも、幼少期から本に親しむ習慣を身に付け、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することは重要であり、生涯にわたる学びを助け、個々のウェルビーイングの実現に資することにも繋がります。</u> 国においては、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。現在は、<u>令和 5</u> 年に策定された第<u>五</u>次計画をもとに推進されています。 長崎県でも、<u>令和 6</u> 年 3 月に第<u>五</u>次計画が策定されたところです。 あわせて、学習指導要領²では、生きる力を育むことを目指し、知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した上で、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成することが重点に置かれています。 <u>子どもたちが豊かな人生を切り拓いていくために、学校教育に</u>	第1章 計画策定の趣旨 1 計画策定の目的 読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。 子どもたちを取り巻く環境は日々変化していますが、とりわけ、インターネットやスマートフォンの普及は、情報収集の手段としての読書離れ・活字離れに影響を及ぼしています。また、年齢が上がるにつれ本を読まなくなる傾向にあり、これを防ぐためにも幼少期から本に親しむ習慣を身に着けることは重要だと言えます。 国において、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。現在は、平成 30 年に策定された第四次計画をもとに推進されています。 長崎県でも、平成 31 年 3 月に第四次計画が策定されたところです。 あわせて、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から新学習指導要領¹に基づいた教育が全面実施されますが、新学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した上で、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成することが重点に置かれています。 各教科等を通じて言語活動の充実を図ることが求められており、

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
<u>は学習の基盤となる資質・能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成が求められており、これらの資質・能力の育成のために、学校図書館の果たす役割はより一層重要なものとなっています。</u> さらに、それまで法的根拠がなかった学校司書³については、平成 26 年 6 月の学校図書館法の一部改正により配置努力規定が盛り込まれ、学校図書館の運営の改善及び向上と、児童生徒及び教員の一層の利用促進が求められています。 佐世保市においては、平成 22 年 3 月に第一次子どもの読書活動推進計画「読書大好き佐世保っ子プラン 21」、平成 27 年には「読書大好き佐世保っ子プラン（第二次）」を策定、<u>令和 2 年には「第三次佐世保市子ども読書プラン」</u>を策定し、関係課が連携し推進してきました。 <u>1 SNS</u> <u>ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、web 上で、社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。</u> <u>2</u> 学習指導要領 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めているもの。 3 学校司書 専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事員のこと。制度上の資格の定めはないが各地方公共団体で採用時にそれぞれの実情に応じ司書資格等要件を求めて募集している。 第三次計画では、第二次計画の進捗状況を踏まえ、本の貸出冊数や図書の整備状況など 7 つの指標を設定し、子どもの読書活動の推進に取り組みました。第三次計画においては、指標である「学校図	学習指導や読書指導において、学校図書館の果たす役割が一層重要なものとなっています。 さらに、それまで法的根拠がなかった学校司書²については、平成 26 年 6 月の学校図書館法の一部改正により配置努力規定が盛り込まれ、学校図書館の運営の改善及び向上と、児童生徒及び教員の一層の利用促進が求められています。 佐世保市においては、平成 22 年 3 月に第一次子どもの読書活動推進計画「読書大好き佐世保っ子プラン 21」、平成 27 年には「読書大好き佐世保っ子プラン（第二次）」を策定し、関係課が連携し推進してきました。 1 学習指導要領 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めているもの。 2 学校司書 専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事員のこと。制度上の資格の定めはないが各地方公共団体で採用時にそれぞれの実情に応じ司書資格等要件を求めて募集している。 第二次計画では、第一次計画の進捗状況を踏まえ、本の貸出冊数や図書の整備状況など 7 つの指標を設定し、子どもの読書活動の推進に取り組みました。第二次計画においては、指標である「学校図書館

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
書館の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数）」や「<u>学校図書整備状況（蔵書率）</u>」など概ね進捗がみられる分野もありますが、目標値には達していない項目もあります。 また、読書推進として、本を読むだけでなく、本を通した人とのコミュニケーション、本を使った学習など、さまざまな形で本と関わる機会を創出することが求められています。 そこで、第<u>三</u>次計画が令和<u>六</u>年で計画期間満了を迎えるにあたり、このような進捗状況を踏まえ、新たに第<u>四</u>次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。 第<u>三</u>次計画同様、子どもが読書を通して幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる子どもに成長することを願って、子どもが自ら本に親しむ機会の創出と読書環境の整備充実のための方針及び具体的な施策を明らかにし、市全体で取組を推進するため「第<u>四</u>次佐世保市子ども読書プラン」を策定します。 2 めざす子ども像 計画策定の目的である「読書を通して幅広い知識を身に付け、感性豊かで人間性あふれる子ども」の具体的な姿を、次の3つの「めざす子ども像」としてイメージし、次頁に示す基本方針の下、推進していきます。 ○本とのふれあいを楽しむ子 多くの本と出会うことにより、読書への興味関心がわき、感性が育まれる。 ○本から学び、知ることの喜びを感じる子	の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数）」など概ね進捗がみられる分野もありますが、目標値には達していない項目もあります。 また、読書推進として、本を読むだけでなく、本を通した人とのコミュニケーション、本を使った学習など、さまざまな形で本と関わる機会を創出することが求められています。 そこで、第二次計画が令和元年で計画期間満了を迎えるにあたり、このような進捗状況を踏まえ、新たに第三次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。 第一次、第二次計画同様、子どもが読書を通して幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる子どもに成長することを願って、子どもが自ら本に親しむ機会の創出と読書環境の整備充実のための方針及び具体的な施策を明らかにし、市全体で取組を推進するため「第三次佐世保市子ども読書プラン」を策定します。 2 めざす子ども像 計画策定の目的である「読書を通して幅広い知識を身に付け、感性豊かで人間性あふれる子ども」の具体的な姿を、次の3つの「めざす子ども像」としてイメージし、次頁に示す基本方針の下、推進していきます。 ○本とのふれあいを楽しむ子 多くの本と出会うことにより、読書への興味関心がわき、感性が育まれる。 ○本から学び、知ることの喜びを感じる子

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
本から学び、知ることの楽しさ、喜びを感じるにより、<u>更なる探求心や真理を求める態度が培われ、</u>知性が磨かれる。 ○本で得た知識を生活に活かし、自分の考えや思いを<u>表現する</u>ことができる子 読書を通して身につけた知識や感性によって、自己<u>の学習意欲</u>を高めたり、<u>読書で得た体験や思いを周りの人と共有するなど、世代を超えて</u>人とのつながりを構築できる人間性が培われる。 3 基本方針 この計画を推進し実現させるためには、「読書に親しむことのできる場」と「豊富な資料」そして「子どもに本を手渡す専門的職員」の3要素を充実させることが不可欠です。 また、子どもに関わるすべての大人が読書の重要性を認識し、社会全体で取り組んでいくことが大切です。 よって、以下の基本方針のもと、各施策に取り組んでいきます。 （1）家庭、学校、幼稚園・保育所、地域等において、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実を図ります。 （2）市立図書館をはじめ、学校、幼稚園・保育所、地区<u>コミュニティセンター</u>等の図書館（室）の整備充実を図り、子どもが本に親し	本から学び、知ることの楽しさ、喜びを感じるにより、知性が磨かれる。 ○本で得た知識を生活に活かし、自分の考えや思いを伝えることのできる子 読書を通して身につけた知識や感性によって、自己を高めたり、人とのつながりを構築できる人間性が培われる。 3 基本方針 この計画を推進し実現させるためには、「読書に親しむことのできる場」と「豊富な資料」そして「子どもに本を手渡す専門的職員」の3要素を充実させることが不可欠です。 また、子どもに関わるすべての大人が読書の重要性を認識し、社会全体で取り組んでいくことが大切です。 よって、以下の基本方針のもと、各施策に取り組んでいきます。 （1）家庭、学校、幼稚園・保育所、地域等において、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実を図ります。 （2）市立図書館をはじめ、学校、幼稚園・保育所、地区公民館等の図書館（室）の整備充実を図り、子どもが本に親しみやすい読書環

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
みやすい読書環境をつくれます。 （３）市立図書館職員や教職員、保育士、保育教諭⁴、図書ボランティア等、子どもと本を結びつける、さらには本を通じて人と人を結びつける人材の育成、充実を図ります。 （４）市立図書館、学校、幼児教育センター、地区<u>コミュニティセンターなど</u>、子どもの読書活動に関わる機関の緊密な連携、協力を図り、横断的な読書活動を推進します。 なお、この計画に言う「子ども」とは、おおむね 18 歳以下のすべての子どもを示しますが、幼いころからの読書の習慣づけの大切さを鑑み、乳幼児から小・中学生を中心に読書活動の推進を図っていきます。 また、この計画に述べる「学校」及び「小中学校」については、小・中学校及び義務教育学校を示すこととします。 4 計画の期間 令和 <u>7</u> 年度から令和 <u>11</u> 年度までの 5 年間 ³ <u>4</u> 保育教諭 「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有するもの。認定こども園法の改正（平成 24 年 8 月公布）により、新たに学校教育と保育を一体的に提供する施設「幼保連携型認定こども園」が制度化（平成 27 年 4 月施行予定）	境をつくれます。 （３）市立図書館職員や教職員、保育士、保育教諭³、図書ボランティア等、子どもと本を結びつける、さらには本を通じて人と人を結びつける人材の育成、充実を図ります。 （４）市立図書館、学校、幼児教育センター、地区公民館等、子どもの読書活動に関わる機関の緊密な連携、協力を図り、横断的な読書活動を推進します。 なお、この計画に言う「子ども」とは、おおむね 18 歳以下のすべての子どもを示しますが、幼いころからの読書の習慣づけの大切さを鑑み、乳幼児から小・中学生を中心に読書活動の推進を図っていきます。 また、この計画に述べる「学校」及び「小中学校」については、小・中学校及び義務教育学校を示すこととします。 4 計画の期間 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 3 保育教諭 「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有するもの。認定こども園法の改正（平成 24 年 8 月公布）により、新たに学校教育と保育を一体的に提供する施設「幼保連携型認定こども園」が制度化（平成 27 年 4 月施行予定）

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
されたことによるもの。 第2章 第<u>三</u>次計画における取組と成果及び課題 第<u>三</u>次計画では、次の <u>4項目を重点</u>施策として掲げ、子どもの読書活動の推進を図ってきました。 1 家庭での読書活動の推進 2 読書に関する講座や研修会等の充実 3 学校司書の効果的配置及び「学習センター」としての学校図書館の機能充実 4 <u>関係機関の連携による本を活用した発表の場の提供</u> 「市立図書館における子ども（18歳以下）の貸出冊数」は、<u>過去10年の間で</u>平成26年度の277,868冊をピークに減少傾向であり、<u>特に中高生の減少率は40%を超えています。一方で小中学校においては、司書教諭や学校図書館担当職員、学校司書等が連携した読書推進活動を継続的に実施することで、令和5年度の一人あたりの貸出冊数は小学校で目標値を達成し、中学校も目標値に迫っています。学校内で計画的に本に触れる時間をつくることで、読書習慣の定着にも一定の効果があると考えられます。しかし「平日にまったく本を読まない子」の割合も少しずつ上昇しており、読書の良さを実感し、自ら読書に親しもうとする児童生徒を育成する必要があります。</u> また、平成17年度に3名からスタートした学校司書は、平成18年度に4名、平成23年度に17名、平成24年度は18名、平成28年度は20名、令和元年度<u>から</u>は23名配置するなど、学校図書館の人的充実にも努	されたことによるもの。 第2章 第二次計画における取組と成果及び課題 第二次計画では、4つの推進施策を掲げ、子どもの読書活動の推進を図ってきました。 中でも、次の項目を重点施策として推進に努めてきました。 1 家庭での読書活動の推進 2 読書に関する講座や研修会等の充実 3 学校司書の効果的配置及び「学習センター」としての学校図書館の機能充実 4 市立図書館を核とする関係機関の連携による推進 「市立図書館における子ども（18歳以下）の貸出冊数」は、平成26年度の277,868冊をピークに減少傾向であるものの、全小中学校で実施している朝の全校一斉読書活動の継続や、授業で学校図書館を利用する頻度が高くなったことにより小中学校の学校図書館の貸出冊数が増加しています。学校内で本に触れる時間をつくることで、家庭での読書習慣の定着にも一定の効果があると考えられます。 また、平成17年度に3名からスタートした学校司書は、平成18年度に4名、平成23年度に17名、平成24年度は18名、平成28年度は20名、令和元年度は23名配置するなど、学校図書館の人的

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
め、加えて、平成 24 年度に学校図書管理システムを導入、平成 25 年度から運用し、<u>令和元年度及び令和 6 年度</u>には、システムのバージョンアップを行いました。 <u>児童生徒及び書誌データの電算化を行うことで、貸出に係る時間の削減や蔵書管理の効率化につながっています。また、システムにより児童生徒の読書傾向の把握が可能となったことで、選書や読書指導の充実を図っています。</u> さらに、市立図書館では小中学校への<u>司書派遣</u>をはじめ、地区<u>コミュニティセンター</u>、図書ボランティア団体、地域子育て拠点施設等に対し、図書館（室）の環境整備や蔵書点検、選書による団体<u>貸出</u>⁵、授業支援、研修の企画や講師対応、各種相談業務など、さまざまな支援を行いました。 その結果、学校においては、おはなし会やブックトークの開催、団体貸出の活用<u>や</u>調べ学習の充実等、市立図書館との連携による学校図書館の機能充実を図ることができ<u>ました。</u> 学校や地区<u>コミュニティセンター</u>での取組が進んだ一方で、家庭での読書の推進については、家読講演会の開催<u>や</u>啓発チラシの配布等により、<u>周知・啓発に取り組みましたが、十分な成果はあがっていない状況です。</u> ⁵ 団体<u>貸出</u> 市立図書館が学校や保育所などの団体・グループに、図書館資料をまとめて貸し出すこと。	充実にも努め、加えて、平成 24 年度に学校図書管理システムを導入、平成 25 年度から運用し、令和元年度にシステムのバージョンアップをすることで、児童生徒及び書誌データの電算化を行い、管理の効率化と利用の活性化を図っています。 さらに、市立図書館では小中学校をはじめ、地区公民館、図書ボランティア団体、地域子育て拠点施設等に対し、図書館（室）の環境整備や蔵書点検、選書による団体配送⁴、授業支援、研修の企画や講師対応、各種相談業務など、さまざまな支援を行いました。 その結果、学校においては、出前講座⁵の利用によるおはなし会やブックトークの開催、団体貸出の活用による調べ学習の充実等、市立図書館との連携による学校図書館の機能充実を図ることができ、授業への図書館活用増加にもつながっています。 学校や地区公民館での取組が進んだ一方で、家庭での読書の推進は不十分な状況です。家読講演会の開催、啓発チラシの配布等、家庭での読書推進に取り組みましたが、家庭での読み語り（週 1 回以上）の実施率は年々低下しています。 ⁴ 団体配送 市立図書館が学校や保育所などの団体・グループに、図書館資料をまとめて貸し出すこと。 ⁵ 出前講座 佐世保市の職員が市民グループの要望に応じ、地域に出向き、市の仕事等についてお話をする講座のこと。市立図書館では、おはなし会やブックトーク等を行っている。

改 定 後 (第四次)								改 定 前 (第三次)							
重点施策の数値目標に対する実績								重点施策の数値目標に対する実績							
(1) 平日に本を全く読まない子どもの割合【単位：％】								(1) 市立図書館における子ども（18歳以下）の貸出冊数【単位：冊】							
	実績						目標		実績	目標					
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学6年生	20.1	22.8	-	28.1	29.5	27.0	17.6	冊数	275,743	277,868	266,200	260,527	256,932	258,072	303,000
中学3年生	30.0	33.5	-	31.0	35.6	36.3	27.5								
※R2年度はコロナ禍で未実施〔全国学力・学習状況調査〕															
(2) 学校図書館の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数）【単位：冊】								(2) 平日に本を全く読まない子どもの割合【単位：％】							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	76.1	74.0	87.0	92	90.7	90.9	89.0	小学6年生	23.1	21.1	19.7	21.0	23.1	20.1	18.1
中学校	11.5	11.7	14.0	15	13.7	13.4	13.5	中学3年生	34.1	31.7	33.0	38.0	36.6	30.0	29.1
								〔全国学力・学習状況調査〕							
(3) 授業において学校図書館を月4回以上活用した学校の割合【単位：％】								(3) 学校図書の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数）【単位：冊】							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	76.0	78.3	84.8	89.1	84.8	80.4	86.0	小学校	42.2	53.0	62.6	65.1	75.0	76.1	55.0
中学校	31.0	34.6	46.2	30.8	26.9	19.2	37.0	中学校	6.7	8.0	9.0	8.6	9.8	11.5	8.0

改 定 後 (第四次)								改 定 前 (第三次)							
(4) -①学校図書整備状況 (蔵書率) 【単位：％】								(4) 授業において学校図書館を月４回以上活用した学校の割合 【単位：％】							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	86.1	91.2	92.6	94.1	97.0	99.0	96.1	小学校	65.3	73.5	71.4	68.8	69.6	76.0	80.0
中学校	93.2	96.2	101.5	100.3	102.7	100.4	98.1	中学校	37.3	25.9	22.2	34.6	34.6	31.0	50.0
文科省制定の基準に照らしたものです。(標準図書館図書)															
(4) -②図書標準冊数を達成している学校の割合 【単位：％】															
	実績						目標								
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6								
小学校	30.4	43.5	39.1	39.1	39.1	45.7	40.0								
中学校	23.1	38.5	50.0	57.7	57.7	53.8	40.0								
(5) 市立図書館における学校等への支援件数 【単位：件】								(5) -①学校図書整備状況 (蔵書率) 【単位：％】							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	694	751	647	582	481	447	720	小学校	75.3	78.8	80.4	79.6	83.2	86.1	93.9
								中学校	77.1	81.6	83.8	89.3	89.0	93.2	96.3
								文科省制定の基準に照らしたものです。(標準図書館図書)							
(6) 市立図書館における学校等への貸出冊数 【単位：冊】								(6) -②図書標準冊数を達成している学校の割合 【単位：％】							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
冊数	7589	7759	7240	6732	4846	4903	9000	小学校	19.1	22.4	22.4	22.9	23.9	30.4	40.0
								中学校	14.8	14.8	22.2	23.1	26.9	23.1	40.0

改定後（第 <u>四</u> 次）								改定前（第 <u>三</u> 次）							
<u>（7）調べる学習コンクールへの応募点数【単位：点】</u>								<u>（7）市立図書館における学校等への支援件数【単位：件】</u>							
	実績						目標		実績						目標
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
点数	87	98	33	33	71	42	104	件数	540	543	583	379	613	694	640
各施策の取組と成果及び課題については次のとおりです。 1 家庭・地域における読書活動の推進 【取組と成果】 （1）家庭での読書活動の啓発 ブックスタート事業や読書講演会の開催、<u>おすすめの絵本リスト・啓発</u>チラシの配布等を行い、家庭での絵本などの読み語りや読書の大切さについて、周知啓発を行いました。 ①ブックスタート⁶事業の実施 4 か月児を対象としたブックスタート事業を行いました。 その結果、配布率は約 <u>98%</u> となり（<u>R5</u> 時点）、ブックスタートの意義を広く伝えることができました。 また、市立図書館で行っている発達段階に応じたおはなし会の参加の増加にもつながりました。 ②家読（うちどく）講演会等の開催								各施策の取組と成果及び課題については次のとおりです。 1 家庭・地域における読書活動の推進 【取組と成果】 （1）家庭での読書活動の啓発 ブックスタート事業や読書講演会の開催、啓発チラシの配布、「家読 10 分間運動」を行い、家庭での絵本などの読み語りや読書の大切さについて周知啓発を行いました。 ① ブックスタート⁶事業の実施 4 か月児を対象としたブックスタート事業を行いました。（平成 27 年 4 月から 9 月までは 10 か月児を対象） その結果、配布率は約 97% となり（H30 時点）、ブックスタートの意義を広く伝えることができました。 また、市立図書館で行っている発達段階に応じたおはなし会の参加の増加にもつながりました。 ② 家読（うちどく）講演会等の開催							

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
家読講演会を開催し、家庭読書の啓発を行いました。<u>令和3年度はコロナ禍で開催出来なかったものの、様々なジャンルの講師を招いて実施し、家庭における読書の大切さを周知・啓発</u>することができました。 6 ブックスタート 赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わせるかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。4か月児健康診査時に、絵本などを配布する。 （2）各地区<u>コミュニティセンター</u>での読書の推進 早岐・相浦・世知原・宇久の分館的図書室及び地区<u>コミュニティセンター</u>図書室の環境整備や読書に関する講座の開催、地域への広報等に取り組<u>みました。令和2年度はコロナ禍により、前年に比べ利用者数及び貸出冊数が約3～4割減少しましたが、コミュニティセンターだより等を活用したり、他のイベントと読書につながりを持たせるなどの工夫をすることで、利用者数・貸出数の回復につながりました。</u> ①<u>コミュニティセンター</u>講座の充実 本の読み聞かせや紙芝居、おはなしコンサートなどの講座をはじめ、移動図書巡回、読書感想<u>画コンテスト</u>などを行いました。毎年継続的に行うことで、図書館等になかなか足を運べない人に対して、本に触れる機会の提供に繋がりました。 ②<u>コミュニティセンター</u>図書室の環境整備 <u>コミュニティセンターの改修</u>等に伴う整備において、図書室スペースの拡充や書架の整備等により、利用しやすく、本に親しみやすい環境整備を行いました。	家読講演会を開催し、家庭読書の啓発を行いました。様々なジャンルの講師を招き、講演会を2部構成にして保護者と子どもが一緒に参加できるワークショップを取り入れるなど、手法を工夫した取り組みを行いました。50名～100名の参加があり、満足度の高い結果となっています。親子で参加できるようにすることで、子どもと、その保護者の双方に啓発を行うことができました。 6 ブックスタート 赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わせるかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。4か月児健康診査時に、絵本などを配布する。 （2）各地区公民館での読書の推進 早岐・相浦・世知原・宇久の分館的図書室及び地区公民館図書室の環境整備や読書に関する講座の開催、地域への広報等に取り組んだ結果、利用者数及び貸出冊数が増加しました。 ① 公民館講座の充実 本の読み聞かせや紙芝居、おはなしコンサートなどの講座をはじめ、移動図書巡回、読書感想文コンクールを行いました。毎年継続的に行うことで、図書館等になかなか足を運べない人に対する本に触れる機会の提供に繋がりました。 ② 公民館図書室の環境整備 公民館の移転等に伴う整備において、図書室スペースの拡充や書架の整備等により、利用しやすく、本に親しみやすい環境整備を行いました。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
③ <u>コミュニティセンター職員研修会の開催</u> <u>読書に関するテーマを取り入れた研修会を開催する予定でしたが、コロナ禍により十分には取り組めませんでした。</u> （３）関係課連携による推進 ① 関係課との連携 小学校入学説明会時に「新一年生におすすめの本リスト」を配布しました。毎年約 <u>2,000</u> 名の子ども（保護者）に配布することができ、新しいジャンルの本を知るきっかけに繋がりました。 【課題】 家読講演会を行っていますが、<u>一定数の参加はあるものの、参加人数がなかなか伸びないため、より効果的な広報及び啓発の方法について検討する必要があります。</u> ハード面の環境整備だけではなく、<u>コミュニティセンター</u>職員に対する書架レイアウトや選書の手法・<u>読書の有用性の啓発</u>にかかる研修を行うなど、ソフト面における環境整備<u>も</u>行いながら、<u>コミュニティセンターにおける</u>読書環境の整備を推進していく必要があります。 2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進 【取組と成果】	③ 公民館職員研修会の開催 研修会のなかで、読書に関するテーマを取り入れました。公民館職員に読書の重要性について理解してもらうことで、地域での読書活動の推進に繋がりました。 （３）関係課連携による推進 ① 関係課との連携 小学校入学説明会時に「新一年生におすすめの本リスト」を配布しました。毎年約 2,300 名の子ども（保護者）に配布することができ、新しいジャンルの本を知るきっかけに繋がりました。 【課題】 家読講演会を行っていますが、参加人数が想定（定員）を下回っているため、より効果的な広報及び啓発活動が出来ないか検討の余地があります。 ハード面の環境整備だけではなく、公民館職員に対する書架レイアウトや選書の手法等にかかる研修を行うなど、ソフト面における環境整備を行いながら、公民館における読書環境の整備を推進していく必要があります。 2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進 【取組と成果】

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（１）絵本に親しむ機会の充実 保護者等のボランティアによる読み聞かせ会については、<u>コロナ禍により十分には取り組めませんでした</u>が、家族で参加できる読み聞かせ絵本ライブを開催しました。<u>また、</u>各施設における日常保育のそれぞれの場面で絵本の読み聞かせを行ったことで、子どもの絵本への興味・関心が高まりました。 （２）絵本の貸出による家庭読書の推進 <u>コロナ禍により、</u>絵本の貸し出しを行うことは十分にできませんでしたが、読み聞かせリストを配布する等、家庭での読書推進に努めたことで、子どもの読書に対する保護者の関心が高まりました。 （３）絵本コーナーの工夫と充実 絵本コーナーを設置し、絵本の貸し出しや季節や発達に応じたおすすめ絵本の紹介を行いました。各施設で子どもの読書環境づくりに工夫がみられ、子どもが絵本に触れる機会の増加に繋がりました。 （４）保護者への啓発 <u>おすすめ絵本や子ども達が好きな絵本を園だよりやクラスだよりに記載したり、</u>参観日の時に親子で読み聞かせの時間を設けたりするなどして、啓発につとめました。子どもが好きな絵本がわかったり、<u>絵本を通じて親子で会話をしたりと</u>保護者の意識も少しずつ変わってきました。 （５）幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等の研修会の	（１）絵本に親しむ機会の充実 保護者等のボランティアによる読み語り会や、家族で参加できる読み語り絵本ライブを開催しました。各施設における日常保育のそれぞれの場面で絵本の読み語りを行ったことで、子どもの絵本への興味・関心が高まりました。 （２）絵本の貸出による家庭読書の推進 保護者と協力して絵本の貸し出しを行う、読み語りリストを配布する等、家庭での読書推進に努めたことで、子どもの読書に対する保護者の関心が高まりました。 （３）絵本コーナーの工夫と充実 絵本コーナーや図書室等を設置し、絵本の貸し出しや季節や発達に応じたおすすめの絵本の紹介を行いました。各施設で子どもの読書環境づくりに工夫がみられ、子どもが絵本に触れる機会の増加に繋がりました。 （４）保護者への啓発 園によって帰りの集まり時に定期的に保護者へ読み語りボランティアをお願いしたり、参観日の時に親子で読み語りの時間を設けたりするなどして、啓発につとめました。同じ絵本でも読み手の違いで子どもの受け止め方も違ったり、子どもが好きな絵本がわかったり、保護者の意識も少しずつ変わってきました。 （５）幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等の研修会

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
開催 研修会を実施しました。乳幼児教育・保育施設や保護者と一緒に絵本を楽しむ場の共有を図ったことで、共通の話題として取り上げられるようになりました。 （６）関係機関との連携 移動図書館の利用、市立図書館や地区<u>コミュニティセンター</u>等の図書室を利用したり、地域のボランティア団体と<u>関係機関との連携を図ったり</u>しました。 【課題】 （１）絵本に親しむ機会の充実 絵本を通して、子どもの感性を豊かにしていく取組をしていますが、さらに活用方法について<u>啓発</u>していくことが重要となっています。 （２）絵本の貸出による家庭読書の推進 園<u>からの</u>絵本貸し出し<u>だけでなく、</u>市立図書館・移動図書館等の利用の周知をしていく必要があります。 （３）絵本コーナーの工夫と充実 各施設での工夫はしていますが、<u>子ども達がより絵本に親しむことができるよう、</u>絵本コーナーの更なる充実が求められています。	の開催 読み語り研修会、絵本ライブを実施しました。乳幼児教育・保育施設や放課後児童施設職員等と保護者と一緒に絵本を楽しむ場の共有を図ったことで、共通の話題として取り上げられるようになりました。 （６）関係機関との連携 移動図書館の利用、市立図書館や地区公民館等の図書室を利用したり、地域のボランティア団体と連携を図りました。保護者が園での読み読みのために図書館（室）の本を利用する機会が増加しました。また、地域のボランティアを園に招き、読み語りを実施し、連携を図ることができました。 【課題】 （１）絵本に親しむ機会の充実 絵本を通して、子どもの感性を豊かにしていく取組をしていますが、さらに活用方法について啓蒙していくことが重要となっています。 （２）絵本の貸出による家庭読書の推進 園で絵本貸し出しをしている所が増えてはきましたが、市立図書館・移動図書館等の利用の周知をしていく必要があります。 （３）絵本コーナーの工夫と充実 各施設での工夫はしていますが、施設の形態が多様化し、長時間保育が増える中で、絵本コーナーの更なる充実が求められています。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（４）保護者への啓発 <u>今後も引き続き、絵本の良さを伝えることで、親子で絵本に触れたり、話題にしたりする機会が増えるように、様々な機会を通して保護者への啓発を行うことが出来るよう、各施設への働きかけが必要です。</u> （５）幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等の研修会の開催研修会等を通して絵本の活用等について学ぶ機会を設けていくことが重要となっています。 （６）関係機関との連携 関係機関や地域のボランティア団体の活動内容について、周知していく方法を検討していく必要があります。 ３ 学校における読書活動の推進 【取組と成果】 （１）児童生徒の読書習慣の確立 ① <u>学校図書館教育全体計画の作成</u> <u>すべての小中学校において、学校図書館教育全体計画が作成されており、計画的かつ系統的な読書活動が推進されています。全校一斉読書活動については、令和５年度は、小学校４３校、中学校全校が実施しています。</u> ② 学校図書館の読書センター、学習センター・情報センターとしての機能充実 <u>学校司書研修会において、教育研究会図書館部会との合同研修、</u>	（４）保護者への啓発 様々な機会を通し保護者への啓発は行っていますが、スマホアプリを活用する保護者が増え、紙ベースでの絵本活用を推進していくことが必要です。ワークショップ等参加型の講演会にする等、参加しやすい内容を検討していきます。 （５）幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等の研修会の開催研修会等を通して絵本の活用等について学ぶ機会を設けていくことが重要となっています。 （６）関係機関との連携 関係機関や地域のボランティア団体の活動内容について、周知していく方法を検討していく必要があります。 ３ 学校における読書活動の推進 【取組と成果】 （１）児童生徒の読書習慣の確立 ① 全校一斉読書活動の充実 全校一斉読書活動は、平成３０年度は、小学校全校、中学校２５校が活動をしています。令和元年度は実施率９８．６％、小学校では、週あたり１．５回、中学校では、３．９回実施しており、読書推進の原動力となっています。 ② 学校図書館の読書センター、学習センター・情報センターとしての機能充実 学習センター・情報センターとしての機能充実については、少しずつですが、進んでいます。授業で月４回以上図書館を活用し

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
<u>市立図書館との連携研修等を実施しました。学校図書館の環境整備や各教科の学習活動の充実につながる選書、学校司書や図書館と連携した学習資料の提供等に係る研修を実施しており、学習センター・情報センターとしての機能充実は、少しずつ進んでいます。</u> また、読書センターとしての機能充実も図られており、<u>読み聞かせや様々な読書イベントなどを通して児童生徒の読書に関する興味関心を高めました。その結果、</u>年間貸出冊数の増加がみられます。平成 <u>30 年</u>には、小学校 <u>76.1</u> 冊、中学校 <u>11.5</u> 冊（一人当たり）だったものが、令和 <u>5 年度</u>には、小学校 <u>90.9</u> 冊、中学校 <u>13.4</u> 冊と、小中学校ともに目標値を上回り、向上が図られています。 （2）学校図書館の整備・充実 ① 有効な選書と蔵書率の向上 学校司書の配置等により、各学校の実状に合った選書が進んでいます。学校図書蔵書率については、平成 <u>30 年</u>には、小学校 <u>86.1</u> %、中学校 <u>93.2</u> %だったものが、令和 <u>5 年度</u>には、小学校 <u>99.0</u> %、中学校 <u>100.4</u> %と向上が図られています。 ②効果的な配架、図書資料の整備 <u>学校司書研修会や教育研究会図書館部会との合同研修会等において、児童生徒が読書に対する興味関心をより高められるような効果的な配架方法について協議したり、各学校における工夫等について情報共有を行ったりすることで、各校の実状に沿った配架につなげました。</u> 図書資料の整備についても、授業等で必要な資料、子どもに見せたい資料など情報を収集しながら、今求められている資料の充実に取り組んでいます。 ② 学校図書管理システムの効果的活用	ている学校は、小学校 76%、中学校 31%となっており、小学校では市立図書館の調べる学習講座を活用し、授業で生かすなど、学習情報センターとしての機能強化が図られています。 また、読書センターとしての機能充実も図られており、年間貸出冊数の増加がみられます。平成 25 年に小学校 42.2 冊、中学校 6.7 冊だったものが、平成 30 年には、小学校 76.1 冊、中学校 11.5 冊（一人当たり）と、小中学校ともに目標値を上回り、向上が図られています。 （2）学校図書館の整備・充実 ① 有効な選書と蔵書率の向上 学校司書の配置等により、各学校の実状に合った選書が進んでいます。学校図書の蔵書率については、平成 25 年に小学校 75.3%、中学校 77.1%だったものが、平成 30 年には、小学校 86.1%、中学校 93.2%と向上が図られています。 ②効果的な配架、図書資料の整備 教育研究会図書館部会が自主的に取り組んでいる図書館改造（ビフォーアフター）等で、司書教諭・学校司書等が協力して、学校図書館整備を行っています。その際、効果的な配架方法について意見交換をするとともに、自校の実状に沿った配架を工夫しています。 図書資料の整備についても、授業等で必要な資料、子どもに見せたい資料など情報を収集しながら、今求められている資料の充実に取り組んでいます。 ③学校図書管理システムの効果的活用

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
<u>本市においては、平成 24 年度に学校図書管理システムを導入して、平成 25 年度から運用しています。</u> <u>システムの導入以降、バーコードを活用した貸出や蔵書のデータベース化ができており、学校図書館業務の効率化や業務の軽減につながっています。</u> ④学校司書の効果的配置 学校司書の配置は、平成 17 年度から始まっています。第二次計画が始まった平成 26 年度は 14 名でしたが、平成 28 年度に 20 名、令和元年度に 23 名となり、拠点校方式によって小中学校全てに配置し、読書活動推進に取り組みました。 貸出率が目標値を上回っているのも、学校司書配置の成果と言えます。<u>また、学校図書館の環境整備や貸出業務に加え、学校司書の専門的な知識を生かしたブックトークや読書アニメーションの実施など、授業支援についても効果的に行っています。</u> （３）学校司書研修会の計画的開催 <u>令和 5 年度は、学校司書研修会を 13 回実施しました。その中で、市立図書館児童室の支援・協力を受けて研修会を開催しました。また、学校司書の経験年数に応じ、それぞれの勤務校に学校司書専任指導員を派遣した実地研修を実施しました。</u> <u>司書としての専門性を学ぶ機会の確保となっただけでなく、研修を通して学校司書間のつながりが深まったことで、情報の交流が活発となり、学校司書業務の質の向上に寄与しています。</u> （４）学校図書館に関わる職員等の研修会の開催 司書教諭、図書館職員、学校司書、図書ボランティア等の連携を図るための研修会を開催しました。加えて、学校司書研修会と教育研究会が行っている教科部会・図書部会を合同開催しました。<u>各学校の実践報告や授業支援に係る模擬授業などを行ったことで、読書推進活動の充実につなげています。</u> （５）学校図書館に関わる職員等の連携	平成 24 年度に学校図書管理システムを導入して、平成 25 年度から運用、令和元年度にシステムのバージョンアップを行い、システム自体の機能強化が図られています。 システムを利用したデータ管理ができており、蔵書点検や貸出業務など効果的に活用でき、業務の軽減化につながっています。 ④ 学校司書の効果的配置 学校司書の配置は、平成 17 年度から始まっています。第二次計画が始まった平成 26 年度は 14 名でしたが、平成 28 年度に 20 名、令和元年度に 23 名となり、拠点校方式によって小中学校全てに配置し、読書活動推進に取り組みました。 貸出率が目標値を上回っているのも、学校司書配置の成果と言えます。 （３）学校司書研修会の計画的開催 市立図書館児童室の支援・協力を受けて研修会を開催し、平成 30 年度は、1・2 年目研修を 11 回、3 年目以上研修を 9 回行いました。その中 で、児童室の支援・協力を受けての開催は、司書としての専門性を学ぶ機会の確保となり、学校司書の資質・能力の向上に寄与しています。 （４）学校図書館に関わる職員等の研修会の開催 司書教諭、図書館職員、学校司書、図書ボランティア等の連携を図るための研修会を開催しました。加えて、学校司書研修会と教育研究会が行っている教科部会・図書部会を合同開催し、資質向上が図られました。 （５）学校図書館に関わる職員等の連携 司書教諭、図書館職員、学校司書、市立図書館児童室との情報交換

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
司書教諭、図書館職員、学校司書、市立図書館児童室との情報交換や連携を図る機会を設定し、様々な立場からの意見交換を行いました。<u>図書館主催の講演会等に、学校司書が参加することで、専門性を高めることができました。また、学校司書研修会では、市立図書館児童室職員を講師として招聘し、学校司書研への支援、小中学校への団体貸出、司書派遣の実施などの方法について周知を図ることで、各学校における児童生徒の豊かな読書活動・学習活動の充実につなげました。</u> 【課題】 （１）児童生徒の読書習慣の確立・<u>読書意欲の向上</u> <u>小中学校においては、児童生徒が図書館を利用し、読書経験を豊かにするために読書活動の推進が求められています。児童生徒が読書の有用性を実感するとともに、自ら読書に親しみ、読書習慣を確立させるための取組のさらなる充実が求められます。</u> 学習センター・情報センターとしての学校図書館のさらなる効果的な機能活用が求められています。<u>児童生徒の個別最適な学びの手段として、児童生徒用学習端末が配備されたこと等により、学校図書館の利用が減少しています。</u>学校司書や司書教諭、図書館担当職員等の連携を深めることで、<u>今後さらに</u>効果的な学校図書館活用につなげていく必要があります。 （２）学校図書館の整備・充実 図書館標準冊数を超えた学校が <u>４～５割ほどであり、今後も</u>必要な書籍の計画的な整備が必要です。 平成 27 年度から学校司書の配置が拠点校方式での全校配置となったため、学校図書館の整備や活用等の研修を行い、読書活動の充実に向けての取組が求められています。	や連携を図る機会を設定し、様々な立場からの意見交換を通して、連携が図られました。また、学校司書研修会に、市立図書館児童室職員による講義及び学校司書研修会への支援、小中学校への団体貸出、司書派遣の実施など連携による取組を行いました。 【課題】 （１）児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実 朝読書^７はほとんどの小中学校で実施しているものの、学力向上対策により朝読書の時間を削減している学校もあります。朝読書の形態にこだわらず、読書習慣が確立するための取組の定着と充実が求められます。 学習センター・情報センターとしての学校図書館のさらなる効果的な機能活用が求められています。特に中学校における授業での図書館の利活用が 3 割程度にとどまっており、学校司書や司書教諭、図書館担当職員等の連携を深めることで、効果的な学校図書館活用につなげていく必要があります。 （２）学校図書館の整備・充実 図書館標準冊数を超えた学校が 2～3 割程度にとどまっているため、必要な書籍の計画的な整備が必要です。 平成 27 年度から学校司書の配置が拠点校方式での全校配置となったため、学校図書館の整備や活用等の研修を行い、読書活動の充実に向けての取組が求められています。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（３）<u>学校司書研修会の充実</u> <u>学校図書館は、児童生徒の読書意欲の向上、探究的な学びや問題解決的な学びの充実のために重要な役割を担っています。</u>学校図書館が、読書センター、<u>情報センター、学習センター</u>として効果的に活用されることが重要です。<u>そのためには、学校図書館における読書環境の充実や授業における支援等に係る学校司書の資質・能力向上が不可欠であり、学校司書研修会の更なる充実を図る必要があります。</u> （４）学校図書館に関わる職員等の連携 <u>読書習慣の形成し自ら読書に親しむ児童生徒を育成するためには、教職員と学校司書等の学校図書館に関わる職員等の連携が不可欠です。そのためには、読書活動推進に係る打ち合わせ等の時間を生み出す必要性があります。</u>時間確保が課題であるため、研修会に位置付けるなど、様々な機会を利用して効果的な連携を行う必要があります。	（３）学校司書研修会の計画的開催 学校図書館が、読書センター、学習情報センターとして効果的に活用されるためには、常に学校司書の資質・能力向上を図る必要があります。 今、求められている資質・能力は何かを見極め、計画的な研修計画を作成し、開催することが求められています。 （４）学校図書館に関わる職員等の研修会の開催 教職員と学校司書等の連携については、十分な時間が確保できないことが、課題として挙がっています。様々な機会を捉えて、合同研修会を実施するとともに、研修内容についても工夫が求められます。 （５）学校図書館に関わる職員等の連携 学校図書館充実のために情報交換を行うことは必要不可欠ですが、時間確保が課題であるため、研修会に位置付けるなど、様々な機会を利用して効果的な連携を行う必要があります。 7 朝読書 始業前に 10 分間程度、児童・生徒・教職員が本を読む等の取組。 1988 年に千葉県の高教諭が提唱し、実践したのが始まり。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
4 図書館における読書活動の推進 【取組と成果】 （１）各種行事や出前講座⁷の開催 発達段階に応じたおはなし会やお楽しみ会などの各種行事を継続し実施しました。 あわせて、学校や地域を訪問することで、市立図書館に来ることができない子どもたちにも、本やおはなしを届ける活動を継続して実施しました。 （２）ヤングアダルトサービス⁸の情報発信 <u>ヤングアダルト資料の充実や展示コーナーの拡張などを行うほか、市内高校等の学校案内パンフレットを配布するなど情報発信を行いました。</u> （３）学校等支援の充実 ①学校等に対する支援の継続 学校図書館や地区<u>コミュニティセンター</u>図書室の積極的な運営のために、適切な助言をしました。 ②資料収集と団体配送の拡充 学校図書館を継続して支援するための資料収集に努めました。 また、学校等支援における団体配送や団体貸出を行いました。 ③学校図書館向け図書リストの作成 図書館の専門性を活かして教育課程で活用できる図書リストや読み<u>聞かせ</u>ボランティア向けのおすすめリストを作成しました。 （４）地区<u>コミュニティセンターとの</u>ネットワーク化拡充の検討 市立図書館と地区<u>コミュニティセンター</u>図書室とのネットワーク化（取り寄せ・貸出及び返却サービス）をさらに拡充し、<u>全地区</u><u>コミュ</u>	4 図書館における読書活動の推進 【取組と成果】 （１）各種行事や出前講座¹¹の開催 発達段階に応じたおはなし会やお楽しみ会などの各種行事を継続して実施しました。 あわせて、学校や地域を訪問することで、市立図書館に来ることができない子どもたちにも、本やおはなしを届ける活動を継続して実施しました。 （２）ヤングアダルトサービス⁸の情報発信 ヤングアダルト資料の展示や、助成金を活かしたヤングアダルト向け外国語資料の充実を図りました。 また、中高生が関心を持つようなイベントを開催しました。 （３）学校等支援の充実 ① 学校等に対する支援の継続 学校図書館や地区公民館図書室の積極的な運営のために、適切な助言をしました。 ② 資料収集と団体配送の拡充 学校図書館を継続して支援するための資料収集に努めました。 また、学校等支援における団体配送や団体貸出を行いました。 ① 学校図書館向け図書リストの作成 図書館の専門性を活かして教育課程で活用できる図書リストや読み語りボランティア向けのおすすめリストを作成しました。 （４）地区公民館とのネットワーク化拡充の検討 市立図書館と地区公民館図書室とのネットワーク化（取り寄せ・貸出及び返却サービス）をさらに拡充し、7 地区公民館との連携を図り

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
<u>ニティセンター（まちなかコミュニティセンター除く）との連携を図りました。</u> （５）<u>絵本の読み聞かせ講座等の開催</u> <u>令和６年８月から新たに読み聞かせボランティアの活動が開始し、絵本の読み聞かせ講座を実施。読み聞かせボランティア活動の啓発につながりました。</u> <u>保育関係者、学校司書等職員、ボランティアが共に学び合えるようなスキルアップ研修を行いました。</u> <u>７ 出前講座 佐世保市の職員が市民グループの要望に応じ、地域に出向き、市の仕事等についてお話をする講座のこと。市立図書館では、おはなし会やブックトーク等を行っている。</u> ８ ヤングアダルトサービス 児童と成人の間に位置している利用者層（主に中高生）を意識して提供するサービス。 （６）関係課との連携による研修会等の開催 子どもの読書を推進する環境を整えるために、関係課と連携して、研修会や講演会を開催しました。 【課題】 学校への貸出件数及び冊数<u>ともに減少しており、併せて依頼をする学校数も減少しています。</u> <u>学校への貸出冊数等の見直しを行い、利便性向上の検討を進める必要があります。</u>	ました。 （５）読み語り実技講座等の開催 読み語り実技講座等を実施し、ボランティアの養成を行いました。また、平成 29 年から読み語りの初級講座を実施し、未経験者の多数参加により、読み語りボランティア活動の啓発につながりました。 経験値の高いボランティアが地域の指導的な立場で活動できるように、スキルアップ研修を行いました。 ８ ヤングアダルトサービス 児童と成人の間に位置している利用者層（主に中高生）を意識して提供するサービス。 （６）関係課との連携による研修会等の開催 子どもの読書を推進する環境を整えるために、関係課と連携して、研修会や講演会を開催しました。 【課題】 学校への貸出件数及び冊数は増加していますが、依頼をする学校に偏りがあります。 関係各課との連携が十分ではありませんでした。 地区公民館とのネットワーク化のさらなる拡充については、身近に読書に親しめる環境を整えるため、地区公民館のコミュニティセンター化を見据えながら検討を進める必要があります。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
5 読書に関わるボランティアへの支援 【取組と成果】 （１）活動の場の提供 市立図書館においては、ブックスタートボランティアによるブックスタートパックの手渡しを行いました。 また、読み語りボランティア「おはなしたからばこ」によるおはなし会も令和6年3月まで行いました。 <u>令和6年度からは新たに読み聞かせボランティアを募集し、同年8月から活動開始しています。また、ボランティアの活動する場を提供しています。</u> （２）活動内容の情報発信 県と連携し、ホームページ等でボランティア活動の情報発信を行いました。 （３）図書ボランティア研修会の開催 市立図書館では研修会等を実施し、読み聞かせボランティアなどの養成を行いました。 あわせて、「学校図書ボランティアネットワークさせば」等と連携し、図書ボランティアの研修<u>等の情報発信を行いました。</u> また、ブックスタートボランティアなどの募集を行いました。	5 読書に関わるボランティアへの支援 【取組と成果】 （１）活動の場の提供 市立図書館においては、ブックスタートボランティアによるブックスタートパックの手渡しを行いました。 また、読み語りボランティア「おはなしたからばこ」によるおはなし会も行いました。 さらに、市立図書館イベントなどで活動する場を提供することにより、参加するボランティアグループの数が増えました。 （２）活動内容の情報発信 県と連携し、ホームページ等でボランティア活動の情報発信を行いました。 （３）図書ボランティア研修会の開催 市立図書館では研修会等を実施し、読み語りボランティアなどの養成を行いました。 あわせて、「学校図書ボランティアネットワークさせば」等と連携し、図書ボランティアの研修会を行いました。 また、ブックスタートボランティアなどの募集を行いました。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（４）図書ボランティア活動の充実、活性化 各学校の図書ボランティア活動への理解や支援につなげるために、小中学校へ働きかけを行いました。 「学校図書ボランティアネットワークさせぼ」への支援は、各学校の図書ボランティア活動の充実につながりました。今後も引き続き、情報提供や技術的アドバイス等の支援を行い、充実した活動に結び付けていきます。 【課題】 「学校図書ボランティアネットワークさせぼ」の人材確保が求められており、団体の活動及びボランティア募集のさらなる広報が必要です。 第３章 第<u>四</u>次計画における子どもの読書活動推進のための取組 １ 家庭・地域における読書活動の推進 子どもは読書を通して<u>新しい世界や異なる視点に触れ、想像力が刺激されることにより、クリエイティブな思考を育みます。また、本から様々な情報や知識を得ることで</u>言葉を覚えるだけでなく、感性や表現力を磨き、思いやりの心も育ちます。 子どもが本に興味を持ち、読書<u>を</u>好きになるためには、幼いころから身近に本があり、それを読んでくれる大人の存在が必要不可欠です。 <u>読書の楽しさを共有し、日常的に読む習慣を身に付けさせることが重要であり、読み聞かせ</u>を通した親子のふれあいは子どもに愛情と安心感を与え、心の成長につながります。同時に家庭で本を大切に扱い、人やことば、ものを大切にするという基本的習慣を身に付けることにもつながります。 そのため、保護者に対して、読書の大切さについての理解を深め、	（４）図書ボランティア活動の充実、活性化 各学校の図書ボランティア活動への理解や支援につなげるために、小中学校へ働きかけを行いました。 「学校図書ボランティアネットワークさせぼ」への支援は、各学校の図書ボランティア活動の充実につながりました。今後も引き続き、情報提供や技術的アドバイス等の支援を行い、充実した活動に結び付けていきます。 【課題】 「学校図書ボランティアネットワークさせぼ」の人材確保が求められており、団体の活動及びボランティア募集のさらなる広報が必要です。 第３章 第三次計画における子どもの読書活動推進のための取組 １ 家庭・地域における読書活動の推進 子どもは読書を通して主人公や登場人物に自分を重ね合わせることでいろいろな世界を体験でき、想像力を膨らませます。言葉を覚えるだけでなく、感性や表現力を磨き、思いやりの心も育ちます。 子どもが本に興味を持ち、読書が好きになるためには、幼いころから身近に本があり、それを読んでくれる大人の存在が必要不可欠です。また、読み語りを通した親子のふれあいは子どもに愛情と安心感を与え、心の成長につながります。同時に家庭で本を大切に扱い、人やことば、ものを大切にするという基本的習慣を身に付けることにもつながります。 そのため、保護者に対して、読書の大切さについての理解を深め、家族で読み語りをする時間や、一緒に本を読む時間を増やせるよう、積極的に働きかけていきます。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
家族で読み<u>聞かせ</u>をする時間や、一緒に本を読む時間を増やせるよう、積極的に働きかけていきます。 また、地区<u>コミュニティセンター</u>等での本との出会いの場も広がっていきます。 【推進プラン】 （１）家庭での読書の推進 ①ブックスタート事業の実施 ４か月健診時に実施しているブックスタート事業では、保健師と連携し、この趣旨の十分な周知に努めることで、より効果的に幼いころからの読書の定着に努めていきます。 また、発達段階に応じた「おはなし会」を周知することで親子のコミュニケーションの場の提供を図ります。 ②家読 10 分間運動の推進 <u>家読講演会の開催時に、一家団らんのひとときに読書や読み聞かせをする「家読 10 分間運動」の啓発に努めます。</u> <u>また、PTA 関係の集まりの際にチラシを配布するなど、保護者への周知・啓発に取り組めます。</u> （２）各地区<u>コミュニティセンター</u>での読書の推進 ① <u>コミュニティセンター</u>講座の充実 効果的な啓発方法を検討し<u>ながら</u>、事業を継続していきます。	また、地区公民館等での本との出会いの場も広がっていきます。 【推進プラン】 （１）家庭での読書の推進 ①ブックスタート事業の実施 ４か月健診時に実施しているブックスタート事業では、保健師と連携し、この趣旨の十分な周知に努めることで、より効果的に幼いころからの読書の定着に努めていきます。 また、発達段階に応じた「おはなし会」を周知することで親子のコミュニケーションの場の提供を図ります。 ②家読 10 分間運動の推進 図書館・図書ボランティア等と連携し、一家団らんのひとときに読書や、読み語りをする「家読 10 分間運動」の啓発に努めます。 （２）各地区公民館での読書の推進 ① 公民館講座の充実 さらに効果的な啓発方法を検討し、コミュニティセンター化後も、形を変えながら事業を継続していきます。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
② <u>コミュニティセンター</u>図書室の環境整備 子どもが本に親しみやすい地区<u>コミュニティセンター</u>図書室の環境づくりに努めます。 ③ <u>コミュニティセンター</u>職員研修会の開催 職員は社会教育的な考え方を<u>持つ</u>必要があり、その視点の一つである読書推進に関しても、<u>研修を通して意識の啓発に努めます。</u> <u>(3)放課後子ども教室等における読書活動の推進</u> <u>実施主体と情報共有しながら、読み聞かせ等読書に係る内容の実施を検討してもらうなど、読書活動の推進に努めます。</u> <u>(4) 関係課連携による推進</u> 関係課が実施している事業等について情報共有するとともに、連携、協力のもと家庭読書の啓発や講座、研修会等をより効率的、効果的に実施していきます。 2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進 乳幼児期は、人格形成における基盤を培う大切な時期です。また、さまざまなことばを覚えたり、周りの物やできごとに対しても興味・関心が芽生えてきたりします。 <u>絵本の紹介</u>や絵本の読みを通して豊かな人間関係、家族とのふれあ	② 公民館図書室の環境整備 子どもが本に親しみやすい地区公民館図書室の環境づくりに努めます。 ③ 公民館職員研修会の開催 コミュニティセンター化に向けた中で、職員も社会教育的な考え方をもちつつ移行していく必要があり、その視点の一つである読書推進に関しても、引き続き継続していきます。 (3) 関係課連携による推進 関係課が実施している事業等について情報共有するとともに、連携、協力のもと家庭読書の啓発や講座、研修会等をより効率的、効果的に実施していきます。 2 幼稚園・保育所等における読書活動の推進 乳幼児期は、人格形成における基盤を培う大切な時期です。また、さまざまなことばを覚えたり、周りの物やできごとに対しても興味・関心が芽生えてきたりします。 家庭における絵本の読み語りの推進・浸透を図ります。また、絵本の読み語りを通して豊かな人間関係、家族とのふれあいの時間を持

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
いの時間を持ち、コミュニケーションや、豊かな心情・感性を育むことの大切さを伝えていきます。 幼稚園・保育所等の職員に対し、<u>「佐世保市読書プラン」の周知を図り、保育場面における絵本の活用など</u>職員の意識向上と技術の習得、保育の質の向上を図ります。 子どもたちにたくさんの絵本との出会いを提供できるよう、絵本に親しめる環境づくり<u>など働きかけていきます。</u> 【推進プラン】 （１）絵本に親しむ機会の充実 各施設において、子どもたちが感性・想像力・ことばをより豊かに育むために、<u>絵本に親しむ機会を持てるように保育中のより充実した活用に向けて、働きかけていきます。</u> （２）絵本コーナーの<u>設置と工夫</u> <u>各施設において、子ども達が本に親しむ機会を持てるように絵本コーナーの設置や、子どもが絵本を手にしやすいような工夫（レイアウト等）について意識向上を図ります。</u>	ち、コミュニケーションや、豊かな心情・感性を育むことの大切さを伝えていきます。 幼稚園・保育所等の職員に対し、研修会等を通して、絵本の活用等について学ぶ機会を設け、職員の意識向上と技術の習得、保育の質の向上を図ります。 子どもたちにたくさんの絵本との出会いを提供できるよう絵本に親しめる環境づくりなどに努めます。また、子どもたちの遊びや生活の中で豊かな心情・感性・ことばを育むために、絵本に親しむ機会を設けていきます。 【推進プラン】 （１）絵本に親しむ機会の充実 各施設において、子どもたちが感性・想像力・ことばをより豊かに育むために絵本に親しむ機会を設け、読み語りを充実させていきます。 同時に、さまざまなジャンルの絵本と出会う機会をつくります。 絵本を通じたイベントなどの周知を図ります。 （２）絵本の貸出による家庭読書の推進 絵本の貸出を行っている場所の周知を図ります。 また、各施設において絵本の貸出を行い、家庭にて読み語りを取り入れやすいように進めていきます。 （３）絵本コーナーの工夫と充実 各施設において、絵本コーナーを設けたり、絵本を見やすくしたりするなど更なる工夫と充実を図ります。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（3）幼稚園教諭、保育士等の研修会の開催 幼稚園教諭、保育士等を対象に読み聞かせや絵本の活用等の研修会を計画的に開催し、現場で生かすことができる技術の習得や読み聞かせへの意識向上を図ります。 （4）各施設への情報提供 各施設へ関係機関からの読書推進に係る通知やイベント等の情報を提供し、職員や保護者への周知・啓発を図ります。 （5）関係機関との連携 関係機関と相互の情報を共有しつつ、連携を深めていきます。 3 学校における読書活動の推進 学校は、児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究活動、読書活動等を通して、子どもたちの豊かな人間性を培う場です。 学校教育活動のさまざまな場面において、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実が求められています。そのような活動を通して言葉や知識を学ぶとともに、さまざまな本との出会いにより豊かな感性や表現力、創造力を育むことを目指していきます。	発達段階に応じた絵本などを充実させ、子どもがいつでも絵本にふれ、楽しんで見ることができるように努めます。 また、子どもだけでなく、保護者の目にも触れるような環境づくりをします。 （4）保護者への啓発 園だより、クラスだより、保育参観などにて、発達段階に応じた絵本の紹介を行ったり、スマホアプリでは得られない絵本の良さを伝えたり、家庭での読み語りの推進と保護者への浸透を図ります。 （5）幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等の研修会の開催幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員などを対象に読み語りや絵本の活用等の研修会を開催し、現場で生かすことができる技術の習得や読み語りへの意識向上を図ります。 （6）関係機関との連携 関係機関と相互の情報を共有しつつ、連携を深めていきます。 また、地域のボランティア団体との協力・連携を図りながら、読み語り会などの機会を広げていきます。 3 学校における読書活動の推進 学校は、児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究活動、読書活動等を通して、子どもたちの豊かな人間性を培う場です。 学校教育活動のさまざまな場面において、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実が求められています。そのような活動を通して言葉や知識を学ぶとともに、さまざまな本との出会いにより豊かな感性や表現力、創造力を育むことを目指していきます。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
児童生徒の<u>読書習慣の形成や読書意欲の向上に向け</u>、発達段階に応じた「子どもと本をつなぐさまざまな取組」の充実や「学校図書館の環境・資料整備」に努めます。また、学校図書館に関わる職員等の人材の育成、資質向上も目指します。 【推進プラン】 （１）学習指導要領を踏まえた読書活動の推進 ① 学校図書館を活用した学習活動を計画的に実施 <u>各学校で作成した図書館全体計画をもとに</u>、各教科・領域等で計画的に学校図書館を活用し、<u>児童生徒の豊かな学びにつなげることで</u>、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。 （２）読書習慣の形成、読書の機会の確保 ①全校読書活動の継続的な実施 <u>児童生徒の読書意欲を喚起する取組や</u>全校一斉読書活動の充実を図ります。 ② 読書週間等を利用した読書推進の取組の促進 読書週間や委員会活動を利用して、読み<u>聞かせ</u>やビブリオバトル^９など、<u>児童生徒が読書の楽しさに触れ、本に親しむ活動や家庭と連携した取組</u>を取り入れ、読書推進に努めます。 （３）学校図書館の整備・充実 ①資料の計画的整備 学習に活用できる資料の<u>更新</u>・充実を図り、児童生徒が自主的に読書活動に取り組むことができるよう読書環境の整備、充実に努めます。 ②機能充実 ・読書センターとしての機能充実 児童生徒の読書活動、読書指導の場としての機能を充実さ	児童生徒の発達段階に応じた「子どもと本をつなぐさまざまな取組」の充実や「学校図書館の環境・資料整備」に努めます。また、学校図書館に関わる職員等の人材の育成、資質向上も目指します。 【推進プラン】 （１） 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進 ①学校図書館を活用した学習活動を計画的に実施 各学校で図書館全体計画を作成し、各教科・領域等で計画的に学校図書館を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。 （２） 読書習慣の形成、読書の機会の確保 ①全校読書活動の継続的な実施 全校一斉読書活動の充実を図ります。 ②読書週間等を利用した読書推進の取組の促進 読書週間や委員会活動を利用して、読み語りやビブリオバトル^９など、読書が楽しくなる活動を取り入れ、読書推進に努めます。 （３） 学校図書館の整備・充実 ①資料の計画的整備 学習に活用できる資料の充実を図り、児童生徒が自主的に読書活動に取り組むことができるよう読書環境の整備、充実に努めます。 ②機能充実 ・読書センターとしての機能充実 児童生徒の読書活動、読書指導の場としての機能を充実さ

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
せていきます。 ・ 学習センターとしての機能充実 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めたりする機能を充実させていきます。 ・ 情報センターとしての機能充実 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択活用能力を育成したりする機能を充実させていきます。 9 ビブリオバトル 小学生から大人まで、誰でもできる本の紹介コミュニケーションゲーム。 （４）学校図書館に関わる職員等の研修会の開催 <u>児童生徒の読書習慣の形成や読書意欲の向上に向け、</u>学校司書の資質・能力の向上をはじめ、<u>電子図書館の活用、</u>司書教諭や図書館担当職員等の連携や学校図書館運営充実<u>に係る</u>研修会を開催します。 <u>（５）一人一台端末を活用した読書活動の推進</u> <u>市立図書館所蔵の電子図書の予約、貸出など、一人一台端末を活用した読書活動についても充実を図ります。</u>	せていきます。 ・ 学習センターとしての機能充実 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めたりする機能を充実させていきます。 ・ 情報センターとしての機能充実 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択活用能力を育成したりする機能を充実させていきます。 9 ビブリオバトル 小学生から大人まで、誰でもできる本の紹介コミュニケーションゲーム。 （４）学校図書館に関わる職員等の研修会の開催 学校司書の資質・能力の向上をはじめ、司書教諭や図書館担当職員等の連携や学校図書館運営充実のために研修会を開催します。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
4 市立図書館における読書活動の推進 市立図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場であり、わくわくするような夢が広がる場です。 子どもたちは、知恵や知識そして文化を次世代へつなぐ担い手です。 すべての子どもたちが年齢に応じた本とふれあうことによって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、また想像力を豊かにします。 市立図書館では、子どもに多様な資料との出会いの場を提供することが大切であると考え、引き続き市立図書館に司書を配置し市内全ての子どもが身近に読書に親しめる環境づくりに努めていきます。 また、子どもたちが主体的に情報を選択し、自分の考えをまとめ、<u>思いを表現する</u>ことができるように取り組みます。 【推進プラン】 （１）各種イベントの<u>開催や司書の派遣</u> ①定例イベントの開催 現在、市立図書館で実施している発達段階に応じたおはなし会やお楽しみ会などの各種行事を継続して実施します。 ②<u>特別イベント</u>の開催 <u>図書館まつりなど、本に興味を持ってもらえるようなイベントを開催します。</u>	4 市立図書館における読書活動の推進 市立図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を自由に選び、 読書 の楽しみを知ることのできる場であり、わくわくするような夢が広がる場です。 子どもたちは、知恵や知識そして文化を次世代へつなぐ担い手です。 すべての子どもたちが年齢に応じた本とふれあうことによって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、また想像力を豊かにします。 市立図書館では、子どもに多様な資料との出会いの場を提供することが大切であると考え、引き続き市立図書館に司書を配置し市内全ての子どもが身近に読書に親しめる環境づくりに努めていきます。 また、子どもたちが主体的に情報を選択し、自分の考えをまとめ、人に伝えることができるように取り組みます。 【推進プラン】 （１）各種イベントや出前講座^８の開催 ① 定例イベントの開催 現在、市立図書館で実施している発達段階に応じたおはなし会やお楽しみ会などの各種行事を継続して実施します。 ② ビブリオバトルの開催 市立図書館でビブリオバトルを開催します。 また、開催運営のサポートを行います。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
③<u>司書派遣によるおはなし会等の開催</u> 学校や地域からの依頼を受け、市立図書館に来ることができない子どもたちにも、本やおはなしを届ける活動を行います。 ④ヤングアダルトへ向けての情報発信 ヤングアダルト世代が関心を持つ情報の発信を行います。 （２）学校等支援の充実 ①学校等に対する支援の継続 <u>学校からの求めに応じ、学校図書館の積極的な運営のため、選書等の適切なアドバイス・助言をします。</u> ②資料収集と団体貸出の拡充 <u>学校図書館と継続して連携・支援するために、学校と情報共有をしてよりバランスの良い蔵書構成に努めます。令和５年度より、貸出冊数を無制限にするなどの見直しを行い、貸出しやすい環境を整えており、学校への団体貸出しを継続して行います。</u> ③市立図書館見学の受け入れ <u>小中学校等からの図書館見学を積極的に受け入れ、おはなし会・アニメーション¹⁰等読書につながるサービスを実施します。</u> （３）地区コミュニティセンターとの連携 <u>市立図書館と地区コミュニティセンターとの連携を継続して行います。</u>	③ 出前講座の開催 学校や地域を訪問することで、市立図書館に来ることができない子どもたちにも、本やおはなしを届ける活動を継続します。また、市立図書館見学を積極的に受け入れ、おはなし会・アニメーション¹⁰等読書につながるサービスを実施します。 ④ ヤングアダルト向けイベントの開催 ヤングアダルト世代が関心を持つイベントを開催します。 （２）学校等支援の充実 ①学校等に対する支援の継続 学校図書館の積極的な運営のため、適切なアドバイス・助言をします。 ②資料収集と団体配送の拡充 学校図書館を継続して支援するための資料収集やよりバランスの良い蔵書構成に努めます。学校への団体配送や団体貸出しを継続して行います。 ③市立図書館見学の受け入れ 市立図書館見学を積極的に受け入れます。 （３）地区公民館とのネットワークの拡充 市立図書館と地区公民館図書室とのネットワーク化拡充の検討を行います。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
（４）多様性に応じた支援 すべての子どもが利用しやすいような環境づくりを目指します。 <u>多言語・多文化資料や大活字体・点字資料の充実を図るほか、外国人に対する利用案内サービス等により、多様な子どもへの支援を図ります。</u> （５）読み聞かせ講座等の開催 読み聞かせ講座等を継続して実施します。 また、ボランティア未経験者に、読み聞かせや読書の意義を啓発する講座を開催し、地域・家庭での読書活動の推進を図ります。 10 アニマシオン 子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すための読書指導の手法 <u>（６）DXを活用した利便性の向上</u> <u>電子図書館サービスやインターネット検索・予約システム、自動貸出機の設置やSNSによる情報発信等により、利便性の向上を図ります。</u> （７）図書館を使った調べる学習コンクール¹¹の開催 （公財）図書館振興財団が開催する「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを開催します。 また、コンクールに伴い、子どもたちが調べる力を身に付けることができるよう、講座を開催します。	（４）多様性に応じた支援 すべての子どもが利用しやすいような環境づくりを目指します。また バリアフリー資料を充実させます。 （５）読み語り講座等の開催 読み語り講座等を継続して実施します。 また、ボランティア未経験者に、読み語りや読書の意義を啓発する講座を開催し、地域・家庭での読書活動の推進を図ります。 10 アニマシオン 子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すための読書指導の手法 （６）図書館を使った調べる学習コンクール¹¹の開催 （公財）図書館振興財団が開催する「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを開催します。 また、コンクールに伴い、子どもたちが調べる力を身に付けることができるよう、講座を開催します。 （７）大学との連携 授業支援・講師派遣などで大学生に子どもの読書の意義を伝えます。 そのうえで、図書館イベントでの大学生ボランティアを積極的に受け入れます。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
(8)大学との連携 授業支援・講師派遣などで大学生に子どもの読書の意義を伝えます。 (9)関係課との連携による研修会等の開催 子どもの読書を促進する環境を整えるために、関係課と連携して、研修会や講演会を開催します。 11 図書館を使った調べる学習コンクール 公益財団法人図書館振興財団が主催する、図書館の利用と促進と調べる学習の普及を目的とするコンクール。 2024 年度で 28 回を迎える。 5 読書に関わるボランティアへの支援 市立図書館をはじめ、幼稚園、保育所、小中学校、地域では、多くの図書ボランティアが読み聞かせや図書の整理、補修等の活動を行っており、子どもが本とふれあう機会の充実を図る上で重要な役割を果たしています。 今後も図書ボランティアが充実した活動が継続できるよう、関係団体と連携・協力し、図書ボランティアの養成や研修会の開催及び、活動に対する技術的アドバイスや情報提供を行っていきます。 【推進プラン】 (1) 活動の場の提供 市立図書館においては、今後もブックスタートボランティアによるブックスタートパックの手渡しを継続します。	(8)関係課との連携による研修会等の開催 子どもの読書を促進する環境を整えるために、関係課と連携して、研修会や講演会を開催します。 11 図書館を使った調べる学習コンクール 公益財団法人図書館振興財団が主催する、図書館の利用と促進と調べる学習の普及を目的とするコンクール。 2019 年度で 23 回を迎える。 5 読書に関わるボランティアへの支援 市立図書館をはじめ、幼稚園、保育所、小中学校、地域では、多くの図書ボランティアが読み語りや図書の整理、補修等の活動を行っており、子どもが本とふれあう機会の充実を図る上で重要な役割を果たしています。 今後も図書ボランティアが充実した活動が継続できるよう、関係団体と連携・協力し、図書ボランティアの養成や研修会の開催及び、活動に対する技術的アドバイスや情報提供を行っていきます。 【推進プラン】 (1) 活動の場の提供 市立図書館においては、今後もブックスタートボランティアによるブックスタートパックの手渡しを継続します。

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）
また、読み<u>聞かせ</u>ボランティアによるおはなし会も継続します。 （２）活動内容の情報発信 県と連携して、ホームページや<u>SNS</u>等でボランティア活動の情報発信を行います。 （３）市立図書ボランティア研修会の開催 市立図書館では今後も研修会等を実施し、読み<u>聞かせ</u>ボランティア活動を支援します。 あわせて、「学校図書ボランティアネットワークさせば」等と連携し、図書ボランティアの研修会の充実を図ります。 また、ブックスタートボランティアなどの募集を行い、人材の確保に努めます。 （４）図書ボランティア活動の充実、活性化 各学校の図書ボランティア活動への理解や支援につなげるために、小中学校へ働きかけを行います。 「学校図書ボランティアネットワークさせば」への支援は、各学校の図書ボランティア活動の充実につながります。今後も引き続き、情報提供や技術的アドバイス等の支援を行い、充実した活動に結び付けていきます。 第４章 重点施策	また、読み語りボランティア「おはなしたからばこ」によるおはなし会も継続します。 （２）活動内容の情報発信 県と連携して、ホームページ等でボランティア活動の情報発信を行います。 （３）市立図書ボランティア研修会の開催 市立図書館では今後も研修会等を実施し、読み語りボランティア活動を支援します。 あわせて、「学校図書ボランティアネットワークさせば」等と連携し、図書ボランティアの研修会の充実を図ります。 また、ブックスタートボランティアなどの募集を行い、人材の確保に努めます。 （４）図書ボランティア活動の充実、活性化 各学校の図書ボランティア活動への理解や支援につなげるために、小中学校へ働きかけを行います。 「学校図書ボランティアネットワークさせば」への支援は、各学校の図書ボランティア活動の充実につながります。今後も引き続き、情報提供や技術的アドバイス等の支援を行い、充実した活動に結び付けていきます 第４章 重点施策

改 定 後（第 <u>四</u> 次）	改 定 前（第 <u>三</u> 次）
第<u>三</u>次計画の進捗状況や課題をふまえ、第<u>四</u>次計画において推進すべき事項について次の<u>6</u>項目を設定し、読書の推進に努めていきます。 1 重点施策 （1）家庭での読書活動の推進 （2）読書に関する講座や研修会等の充実 （3）<u>児童生徒の読書習慣の形成・読書意欲の向上と学校図書館の機能充実</u> （4）関係機関の連携による本を活用した発表の場の提供 （5）<u>DXを活用した利便性の向上</u> （6）<u>多様な子どもへの支援（心身に障がいのある子どもや文化的・言語的少数者などへの支援等）</u> 2 数値目標	第二次計画の進捗状況や課題をふまえ、第三次計画において推進すべき事項について次の4項目を設定し、読書の推進に努めていきます。 1 重点施策 （1）家庭での読書活動の推進 （2）読書に関する講座や研修会等の充実 （3）学校司書の効果的配置及び「学習センター」としての学校図書館の機能充実 （4）関係機関の連携による本を活用した発表の場の提供 2 数値目標

改 定 後 (第四次)	改 定 前 (第三次)																																																						
(1) <u>本を読むことは好きですか。</u> <table><tr><td></td><td><u>R5 年度実績</u></td><td><u>R11 年度目標</u></td></tr><tr><td><u>小学校</u></td><td><u>82.5%</u></td><td><u>90%</u></td></tr><tr><td><u>中学校</u></td><td><u>67.2%</u></td><td><u>75%</u></td></tr></table> <u>【読書の現状に関する調査 小学4〜6年生、中学1〜3年生の結果】</u> <u>「第5次長崎県子ども読書推進計画」の同項目の目標を参考に本市の現状に鑑みて設定した。学校図書館運営に係る研修会の充実等を通して、読書を楽しむ取組や読書環境の整備・充実が図られることを考慮して設定している。</u> (2) 学校図書館の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数） <table><tr><td></td><td><u>R5 年度実績</u></td><td><u>R11 年度目標</u></td></tr><tr><td>小学校</td><td><u>90.9 冊</u></td><td><u>96 冊</u></td></tr><tr><td>中学校</td><td><u>13.4 冊</u></td><td><u>16 冊</u></td></tr></table> <u>【学校運営調査】</u> <u>学校図書館の貸出冊数については、読書量だけでなく、読書の質の向上も求められることも考慮し設定している。好きな本を々読む、電子書籍で読むなど、様々な読書形態の多様化していることから、<u>小学校で平均 96 冊、中学校で平均 16 冊を目標値として設定した。</u></u> (3) 授業において学校図書館を月4回以上活用した学校の割合 <table><tr><td></td><td><u>R5 年度実績</u></td><td><u>R11 年度目標</u></td></tr><tr><td>小学校</td><td><u>80.4%</u></td><td><u>86%</u></td></tr><tr><td>中学校</td><td><u>19.2%</u></td><td><u>25%</u></td></tr></table> <u>【学校運営調査】</u>		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>	<u>小学校</u>	<u>82.5%</u>	<u>90%</u>	<u>中学校</u>	<u>67.2%</u>	<u>75%</u>		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>	小学校	<u>90.9 冊</u>	<u>96 冊</u>	中学校	<u>13.4 冊</u>	<u>16 冊</u>		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>	小学校	<u>80.4%</u>	<u>86%</u>	中学校	<u>19.2%</u>	<u>25%</u>	(1) 平日に本を全く読まない子どもの割合 <table><tr><td></td><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>小学6年生</td><td>20.1%</td><td>17.6%</td></tr><tr><td>中学3年生</td><td>30.0%</td><td>27.5%</td></tr></table> <u>【全国学力・学習状況調査】</u> 平日に本を読まない児童生徒の割合は、横ばいで推移しているため、小中学生とも、年0.5%減、5年間で2.5%減を目標に数値を設定する。 (2) 学校図書館の本の貸出冊数（一人あたりの貸出冊数） <table><tr><td></td><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>小学校</td><td>76 冊</td><td>89 冊</td></tr><tr><td>中学校</td><td>11 冊</td><td>13.5 冊</td></tr></table> <u>【学校運営調査】</u> 平成 26 年度から平成 30 年度（5 か年）の年毎の貸出冊数の伸びが、小学校で平均 4.6 冊、中学校で平均 0.7 冊であることを踏まえ、目標値を設定した。なお、中学校においては、読書量だけでなく、読書の質の向上も求められることも考慮し設定している。 (3) 授業において学校図書館を月4回以上活用した学校の割合 <table><tr><td></td><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>小学校</td><td>76%</td><td>86%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>31%</td><td>37%</td></tr></table> <u>【学校運営調査】</u>		H30 年度実績	R6 年度目標	小学6年生	20.1%	17.6%	中学3年生	30.0%	27.5%		H30 年度実績	R6 年度目標	小学校	76 冊	89 冊	中学校	11 冊	13.5 冊		H30 年度実績	R6 年度目標	小学校	76%	86%	中学校	31%	37%
	<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>																																																					
<u>小学校</u>	<u>82.5%</u>	<u>90%</u>																																																					
<u>中学校</u>	<u>67.2%</u>	<u>75%</u>																																																					
	<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>																																																					
小学校	<u>90.9 冊</u>	<u>96 冊</u>																																																					
中学校	<u>13.4 冊</u>	<u>16 冊</u>																																																					
	<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>																																																					
小学校	<u>80.4%</u>	<u>86%</u>																																																					
中学校	<u>19.2%</u>	<u>25%</u>																																																					
	H30 年度実績	R6 年度目標																																																					
小学6年生	20.1%	17.6%																																																					
中学3年生	30.0%	27.5%																																																					
	H30 年度実績	R6 年度目標																																																					
小学校	76 冊	89 冊																																																					
中学校	11 冊	13.5 冊																																																					
	H30 年度実績	R6 年度目標																																																					
小学校	76%	86%																																																					
中学校	31%	37%																																																					

改 定 後（第四次）	改 定 前（第三次）																																			
授業における学校図書館活用（月４回以上）の割合を小学校は年 <u>１</u>％、中学校は年 1.2％上昇を目標に数値を設定する。 （４） <u>図書標準冊数を達成している学校の割合</u> <table><tr><td></td><td><u>R5 年度実績</u></td><td><u>R11 年度目標</u></td></tr><tr><td>小学校</td><td><u>45.7％</u></td><td><u>70 ٪</u></td></tr><tr><td>中学校</td><td><u>53.8％</u></td><td><u>80 ٪</u></td></tr></table> 【学校運営調査】 <u>標準冊数については、小中学校ともに 20％上昇することを目標値として設定する。</u> （５）市立図書館における学校等への支援件数 <table><tr><td><u>R5 年度実績</u></td><td><u>R11 年度目標</u></td></tr><tr><td><u>447 件</u></td><td><u>480 件</u></td></tr></table> 市立図書館職員が学校等へ支援（市立図書館見学時のおはなし会、<u>司書派遣</u>含む）を行う件数を数値目標に設定する。 （一日 <u>3</u>件×４日×４週×10月＝<u>480</u>件） （６）市立図書館における学校等への貸出冊数		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>	小学校	<u>45.7％</u>	<u>70 ٪</u>	中学校	<u>53.8％</u>	<u>80 ٪</u>	<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>	<u>447 件</u>	<u>480 件</u>	授業における学校図書館活用（月４回以上）の割合を小学校は年 2％、中学校は年 1.2％上昇を目標に数値を設定する。 （４）－① 学校図書整備状況（蔵書率） <table><tr><td></td><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>小学校</td><td>86.1％</td><td>96.1％</td></tr><tr><td>中学校</td><td>93.2％</td><td>98.1％</td></tr></table> 【学校運営調査】 市内小中学校全体の学校図書整備状況として、小学校 2％、中学校 1％の上昇を目標値に設定する。 （４）－② 図書標準冊数を達成している学校の割合 <table><tr><td></td><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>小学校</td><td>30.4％</td><td>40 ٪</td></tr><tr><td>中学校</td><td>23.1％</td><td>40 ٪</td></tr></table> 【学校運営調査】 学校図書管理システム導入（平成 24 年度）前の図書標準達成校の割合を目標値として設定する。 （５）市立図書館における学校等への支援件数 <table><tr><td>H30 年度実績</td><td>R6 年度目標</td></tr><tr><td>694 件</td><td>720 件</td></tr></table> 市立図書館職員が学校等へ支援（市立図書館見学時のおはなし会、出前講座含む）を行う件数を数値目標に設定する。 （一日 4.5 件×４日×４週×10月＝720 件） （６）市立図書館における学校等への貸出冊数		H30 年度実績	R6 年度目標	小学校	86.1％	96.1％	中学校	93.2％	98.1％		H30 年度実績	R6 年度目標	小学校	30.4％	40 ٪	中学校	23.1％	40 ٪	H30 年度実績	R6 年度目標	694 件	720 件
	<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>																																		
小学校	<u>45.7％</u>	<u>70 ٪</u>																																		
中学校	<u>53.8％</u>	<u>80 ٪</u>																																		
<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>																																			
<u>447 件</u>	<u>480 件</u>																																			
	H30 年度実績	R6 年度目標																																		
小学校	86.1％	96.1％																																		
中学校	93.2％	98.1％																																		
	H30 年度実績	R6 年度目標																																		
小学校	30.4％	40 ٪																																		
中学校	23.1％	40 ٪																																		
H30 年度実績	R6 年度目標																																			
694 件	720 件																																			

改 定 後（第四次）				改 定 前（第三次）			
		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>			<u>H30 年度実績</u>	<u>R6 年度目標</u>
		<u>4,903 冊</u>	<u>5,000 冊</u>			<u>7,589 冊</u>	<u>9,000 冊</u>
<u>児童生徒数の減少などに伴い、学校及び幼稚園・保育園等の貸し出し冊数が年々減少していることを踏まえ、令和 5 年度と同程度を目標に設定する。</u>				学校及び幼稚園・保育園等の貸し出し冊数が年々増加していることを踏まえ平成 30 年度より 2 割増を目標に設定する。			
(7) 調べる学習コンクールへの応募点数				(7) 調べる学習コンクールへの応募点数			
		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>			<u>H30 年度実績</u>	<u>R6 年度目標</u>
		<u>42 点</u>	<u>50 点</u>			<u>87 点</u>	<u>104 点</u>
<u>令和 6 年度から応募点数向上のため、図書館主催の調べる学習講座の受講生定員を増やしたこともあり、2 割増を目標に設定する。</u>				例年の応募点数の伸びを考慮し、2 割増を目標に設定する。			
<u>(8) 保育施設における絵本コーナーまたは図書室を設置している施設の割合</u>							
		<u>R5 年度実績</u>	<u>R11 年度目標</u>				
			<u>85%</u>				
<u>現状把握と保育施設における読書環境を整える第一歩として新規で数値目標を設定し、環境整備に関する情報の共有等を行いながら、環境の向上を目指すもの。</u>							
≪参考資料≫ 1 子どもの読書傾向（学校教育課） (1) 読書について (ア) 小学生				≪参考資料≫ 1 子どもの読書傾向（学校教育課） (1) 読書について (ア) 小学生			
	年度	佐世保市		長崎県	全国		
		R1	<u>R5</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>		
	好き	41.9%	<u>37.2%</u>	<u>39.3%</u>	<u>39.4%</u>		
	どちらかといえば好き	31.0%	<u>34.8%</u>	<u>34.9%</u>	<u>32.4%</u>		
	どちらかといえば嫌い	17.5%	<u>19.2%</u>	<u>17.2%</u>	<u>17.7%</u>		
	嫌い	9.5%	<u>8.8%</u>	<u>8.6%</u>	<u>10.4%</u>		
	年度	佐世保市		長崎県	全国		
		H26	R1	R1	R1		
	好き	49.5%	41.9%	43.5%	44.3%		
	どちらかといえば好き	23.3%	31.0%	31.7%	30.7%		
	どちらかといえば嫌い	15.4%	17.5%	17.0%	16.7%		
	嫌い	11.9%	9.5%	7.7%	8.3%		

改 定 後（第 <u>四</u> 次）					改 定 前（第 <u>三</u> 次）				
【全国学力・学習状況調査（文部科学省）、6年生対象】 (H30・ <u>R6</u> 実施項目なし)					【全国学力・学習状況調査（文部科学省）、6年生対象】 (H30 実施項目なし)				
(イ) 中学生					(イ) 中学生				
	佐世保市		長崎県	全国		佐世保市		長崎県	全国
年度	R1	<u>R5</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>	年度	H26	R1	R1	R1
好き	36.6%	<u>29.4%</u>	<u>34.8%</u>	<u>35.2%</u>	好き	48.9%	36.6%	38.8%	38.9%
どちらかといえば好き	29.7%	<u>33.5%</u>	<u>32.2%</u>	<u>30.8%</u>	どちらかといえば好き	23.4%	29.7%	30.6%	29.1%
どちらかといえば嫌い	20.5%	<u>21.4%</u>	<u>19.8%</u>	<u>19.1%</u>	どちらかといえば嫌い	15.0%	20.5%	19.3%	19.1%
嫌い	13.2%	<u>15.2%</u>	<u>11.7%</u>	<u>13.7%</u>	嫌い	12.4%	13.2%	11.2%	12.8%
【全国学力・学習状況調査（文部科学省）、中学3年生対象】(H30・ <u>R6</u> 実施項目なし)					【全国学力・学習状況調査（文部科学省）、中学3年生対象】(H30 実施項目なし)				
(2) 平日に全く本を読まない小・中学生の割合					(2) 平日に家で全く本を読まない小・中学生の割合				
	佐世保市		長崎県	全国		佐世保市		長崎県	全国
年度	H30	<u>R5</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H30	H30	H30
小学6年生	20.1%	<u>27.0%</u>	<u>22.4%</u>	<u>24.5%</u>	小学6年生	21.1%	20.1%	19.1%	18.7%
中学3年生	30.0%	<u>36.3%</u>	<u>31.6%</u>	<u>36.8%</u>	中学3年生	31.7%	30.0%	29.0%	32.9%
2 学校図書館の状況（学校教育課）					2 学校図書館の状況（学校教育課）				

改 定 後 (第四次)								改 定 前 (第三次)									
(1) 蔵書率 (蔵書率達成の分布) (ア) 小学校 数値は年度末現在								(1) 蔵書率 (蔵書率達成の分布) (ア) 小学校 数値は年度末現在									
		佐世保市					長崎県	全国			佐世保市					長崎県	全国
年度		R1	R2	R3	R4	R5	R4	R2	年度		H26	H27	H28	H29	H30	H29	H27
学校数		46	46	46	46	46			学校数		49	49	48	46	46		
蔵書数 (冊)		325,121	334,820	347,530	358,466	367,673			蔵書数 (冊)		284,736	294,246	296,468	304,593	316,088		
蔵書率	25%未満	0	0	0	0	0			蔵書率	25%未満	0	0	0	0	0		
	25~50%	0	0	0	0	0				25~50%	0	0	0	0	0		
	50~75%	8	5	4	2	2				50~75%	22	23	19	15	12		
	75~100%	18	23	24	26	23				75~100%	16	15	17	20	20		
	100%以上	20	18	18	18	21				100%以上	11	11	10	11	14		
		(43.5%)	(39.1%)	(39.1%)	(39.1%)	(45.7%)	(66.8%)	(71.2%)			(22.4%)	(22.4%)	(22.9%)	(23.9%)	(30.4%)	(59.9%)	(66.4%)
(イ) 中学校 数値は年度末現在								(イ) 中学校 数値は年度末現在									
		佐世保市					長崎県	全国			佐世保市					長崎県	全国
年度		R1	R2	R3	R4	R5	R4	R2	年度		H26	H27	H28	H29	H30	H29	H27
学校数		26	26	26	26	26			学校数		27	27	26	26	26		
蔵書数 (冊)		224,705	231,808	240,881	248,886	246,179			蔵書数 (冊)		194,184	199,915	208,451	209,930	217,831		
蔵書率	25%未満	0	0	0	0	0			蔵書率	25%未満	0	0	0	0	0		
	25~50%	0	0	0	0	0				25~50%	0	0	0	0	0		
	50~75%	0	0	0	0	2				50~75%	7	8	5	4	2		
	75~100%	16	13	11	8	18				75~100%	16	13	15	15	18		
	100%以上	10	13	15	18	14				100%以上	4	6	6	7	6		
		(21.7%)	(50.0%)	(57.7%)	(73.1%)	(53.8%)	(59.8%)	(61.1%)			(14.8%)	(22.2%)	(23.1%)	(26.9%)	(23.1%)	(51.5%)	(55.3%)
[第5次長崎県子ども読書活動] 【学校図書館の現状に関する調査 (文部科学省実施)								[公立小中学校図書館等に関する実態調査 (県実施)] 【学校図書館の現状に関する調査 (文部科学省実施)】									
※参考 学校図書館の標準冊数								※参考 学校図書館の標準冊数									
学校種別		6 学級	12 学級	18 学級	24 学級			学校種別		6 学級	12 学級	18 学級	24 学級				
小学校		5,080 冊	7,960 冊	10,360 冊	11,560 冊			小学校		5,080 冊	7,960 冊	10,360 冊	11,560 冊				

改 定 後 (第 <u>四</u> 次)					改 定 前 (第 <u>三</u> 次)						
中学校	7,360 冊	10,720 冊	13,600 冊	15,520 冊	中学校	7,360 冊	10,720 冊	13,600 冊	15,520 冊		
(2) 貸出冊数 (ア) 小学校 (単位：冊)					(2) 貸出冊数 (ア) 小学校 (単位：冊)						
年度	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H27	H28	H29	H30
貸出冊数	<u>1,010,459</u>	<u>1,180,571</u>	<u>1,216,248</u>	<u>1,172,285</u>	<u>1,138,300</u>	貸出冊数	729,991	860,963	894,390	1,033,181	1,050,000
一人当たりの年間貸出冊数	<u>74.0</u>	<u>87.2</u>	<u>92.0</u>	<u>90.7</u>	<u>90.9</u>	一人当たりの年間貸出冊数	53.0	62.6	65.1	75.0	76.1
(イ) 中学校 (単位：冊)					(イ) 中学校 (単位：冊)						
年度	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H27	H28	H29	H30
貸出冊数	<u>72,611</u>	<u>84,943</u>	<u>91,367</u>	<u>85,088</u>	<u>85,469</u>	貸出冊数	51,688	58,752	56,024	62,572	72,265
一人当たりの年間貸出冊数	<u>11.7</u>	<u>13.8</u>	<u>14.7</u>	<u>13.7</u>	<u>13.4</u>	一人当たりの年間貸出冊数	8.0	9.0	8.6	9.8	11.5
(3) 朝の読書等全校一斉読書活動 (ア) 小学校					(3) 朝の読書等全校一斉読書活動 (ア) 小学校						
	佐世保市	長崎県				佐世保市	長崎県	全国			
学校数	46	<u>311 校</u>			学校数	46					
<u>毎日</u>	<u>0(0%)</u>	<u>22 校 (7.1%)</u>			<u>毎日</u>	1(2.2%)	(8%)				
<u>週 4 日</u>	<u>0(0%)</u>	<u>14 校 (4.5%)</u>			<u>週に数回程度</u>	17(37%)	(62.3%)				
<u>週 3 回</u>	<u>2(4.3%)</u>	<u>37 校 (11.9%)</u>			<u>週に 1 回</u>	28(60.9%)	(28.4%)				
<u>週 2 日</u>	<u>7(15.2%)</u>	<u>69 校 (22.2%)</u>			<u>月に数回程度</u>	0(0%)	0(%)				
<u>週 1 日</u>	<u>35(76.1%)</u>	<u>145 校 (46.6%)</u>			<u>その他</u>	0(0%)	(1.5%)				
<u>実施なし</u>	<u>2 (4.3%)</u>	<u>24 校 (7.7%)</u>			<u>実施率</u>	100%	98.5%				
実施率	<u>95.7%</u>	<u>92.3%</u>			【H30 学校運営調査】						
【 <u>R5</u> 学校運営調査】					(イ) 中学校						
	佐世保市	長崎県				佐世保市	長崎県				
学校数	26	168 校			学校数	26					
<u>毎日</u>	<u>8(30.8%)</u>	<u>53 校 (31.5%)</u>			<u>毎日</u>	11(42.3%)	(52.6%)				

改 定 後（第四次）			改 定 前（第三次）											
<u>週 4 日</u>	<u>2 (7.8%)</u>	<u>26 校 (15.5%)</u>	週に数回程度	14 (53.8%)	(45.1%)									
<u>週 3 日</u>	<u>10 (38.5%)</u>	<u>42 校 (25.0%)</u>	週に 1 回	0 (0%)	(1.2%)									
<u>週 2 日</u>	<u>5 (19.2%)</u>	<u>25 校 (14.9%)</u>	月に数回程度	0 (0%)	(0%)									
<u>週 1 日</u>	<u>1 (3.8%)</u>	<u>18 校 (10.7%)</u>	その他	1 (3.8%)	(1.2%)									
<u>実施なし</u>	<u>0 (0%)</u>	<u>4 校 (2.4%)</u>	実施率	96.2%	98.8%									
<u>実施率</u>	<u>100%</u>	<u>97.6%</u>	【H30 学校運営調査】											
【R5 学校運営調査】			(4) 学校司書の配置											
(4) 学校司書の配置			(4) 学校司書の配置											
年度	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>	<u>R6</u>	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
学校司書の実人数	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	学校司書の実人数	14	14	14	20	20	20	
配置箇所数	小学校	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	配置箇所数	小学校	20	20	47	46	44	43
	中学校	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>		中学校	9	9	26	25	25	24
	義務教育学校	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		義務教育学校						1
(5) 学校ボランティア活動			(5) 学校ボランティア活動			(5) 学校ボランティア活動			(5) 学校ボランティア活動					
(ア) 小学校			(ア) 小学校			(ア) 小学校			(ア) 小学校					
		佐世保市		長崎県				佐世保市		長崎県		全国		
年度	<u>H30</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H30	H26	H26						
学校数	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>311</u>	学校数	47	46								
学校図書館ボランティア活動が行われている学校	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>266</u>	学校図書館ボランティア活動が行われている学校	41	40								
	<u>87.0%</u>	<u>82.6%</u>	<u>85.5%</u>		87.2%	87.0%	87.5%	81.1%						
(イ) 中学校			(イ) 中学校			(イ) 中学校			(イ) 中学校					
		佐世保市		長崎県				佐世保市		長崎県		全国		
年度	<u>H30</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H30	H26	H26						
学校数	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>168</u>	学校数	27	26								
学校図書館ボランティア活動が行われている学校	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>62</u>	学校図書館ボランティア活動が行われている学校	7	15								
	<u>57.7%</u>	<u>50.0%</u>	<u>36.9%</u>		25.9%	57.7%	42.0%	28.1%						
【H30 R5 学校運営調査】			【H30 学校運営調査】			【H30 学校運営調査】			【H30 学校運営調査】					
						(4) 学校司書の配置			(4) 学校司書の配置					
		佐世保市		長崎県				佐世保市		長崎県		全国		
年度	<u>H30</u>	<u>R5</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H30	H26	H26						
学校数	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>168</u>	学校数	27	26								
学校図書館ボランティア活動が行われている学校	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>62</u>	学校図書館ボランティア活動が行われている学校	7	15								
	<u>57.7%</u>	<u>50.0%</u>	<u>36.9%</u>		25.9%	57.7%	42.0%	28.1%						

改 定 後 (第四次)						改 定 前 (第三次)					
3 市立図書館の状況 (図書館) (1) 貸出者数 (単位: 人)						【H26 学校図書館の現状に関する調査 (文部科学省実施) ※H30 年度実施なし】 3 市立図書館の状況 (図書館) (1) 貸出者数 (単位: 人)					
年度	R1	R2	R3	R4	R5 (対 R1 年度比)	年度	H26	H27	H28	H29	H30 (対 H26 年度比)
幼児	10,100	6,510	8,764	7,912	8,102 △19.8%	幼児	11,534	10,056	9,842	9,550	10,028 △13.0%
小学生	32,400	21,787	23,609	22,974	21,954 △32.2%	小学生	34,687	37,257	36,567	35,534	33,713 △2.8%
中学生	5,378	3,732	3,893	3,535	3,303 △38.6%	中学生	5,550	5,747	5,091	5,311	5,901 6.3%
高校生	2,157	1,808	2,177	2,011	1,767 △18.1%	高校生	3,005	2,926	2,789	2,877	2,451 △18.4%
計	50,035	33,837	38,443	36,432	35,126 △29.8%	計	54,776	55,986	54,289	53,272	52,093 △4.8%
※移動図書館および分館機能を持つ4館 (早岐、相浦、世知原、宇久) を含む						※移動図書館および分館機能を持つ4館 (早岐、相浦、世知原、宇久) を含む					
(2) 貸出冊数 (単位: 冊)						(2) 貸出冊数 (単位: 冊)					
年度	R1	R2	R3	R4	R5 (R1 年度比)	年度	H26	H27	H28	H29	H30 (H26 年度比)
幼児	61,655	46,814	59,390	55,867	56,104 △9.0%	幼児	71,155	60,951	59,363	58,690	61,247 △13.9%
小学生	164,973	119,776	127,959	121,993	113,038 △31.5%	小学生	172,787	174,500	173,125	168,349	166,216 △3.8%
中学生	22,029	16,158	17,733	16,410	13,732 △37.7%	中学生	23,360	21,295	19,436	20,804	22,937 △1.8%
高校生	7,438	6,758	7,327	6,930	6,009 △19.2%	高校生	10,566	9,474	8,603	9,089	7,672 △27.4%
計	256,095	189,506	212,409	201,200	188,883	計	277,868	266,220	260,527	256,932	258,072

改 定 後（第 <u>四</u> 次）						改 定 前（第 <u>三</u> 次）					
					<u>△26.2%</u>						<u>△7.1%</u>
(3) 学校等支援内容 (単位：件)						(3) 学校等支援内容 (単位：件)					
	<u>R3 年度</u>	<u>R4 年度</u>	<u>R5 年度</u>				H28 年度	H29 年度	H30 年度		
F A Xでの選書依頼	<u>265</u>	<u>215</u>	<u>207</u>			F A Xでの選書依頼	127	217	219		
図書の配送	<u>204</u>	<u>167</u>	<u>160</u>			図書の配送	118	192	182		
窓口団体貸出（依頼によるものは除く）	<u>89</u>	<u>64</u>	<u>53</u>			窓口団体貸出（依頼によるものは除く）	65	116	216		
<u>館内</u> のブックトーク・おはなし会	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>16</u>			ブックトーク・おはなし会	6	12	13		
運営相談	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			運営相談	2	3	1		
その他	<u>12</u>	<u>19</u>	<u>11</u>			その他	61	73	63		
計	<u>575</u>	<u>478</u>	<u>447</u>			計	379	613	694		
4 <u>地区コミュニティセンター</u> 図書室（28 館）の状況（社会教育課） 貸出冊数 (単位：冊)						4 公民館図書室（28 館）の状況（社会教育課） 貸出冊数 (単位：冊)					
年度	<u>R1</u>	<u>R2</u>	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>	年度	H26	H27	H28	H29	H30
貸出冊数	<u>347, 492</u>	<u>232, 603</u>	<u>308, 282</u>	<u>277, 563</u>	<u>253, 906</u>	貸出冊数	328, 048	314, 944	317, 006	307, 210	340, 555

令和６年度 「青少年育成研修会」 実施要項

趣 旨

急速に変化していく現代社会には、多くの課題が山積している。それらを解決していくために、２０１５年に国連サミットで「SDGs（持続可能な１７の開発目標）」を設定され、国際社会全体で取り組みを進めていくようになった。「SDGs １７の目標」は広範囲にわたって設定され、わたしたちの生活に深く関わっている。小・中学校の児童会、生徒会でもSDGsに関わる活動に取り組んだり、地区で取り組んでいるところもある。また、長崎県では「長崎県SDGs登録制度」を設け、SDGsに取り組む県内企業を「見える化」し※43の企業が登録している。目標達成には個々の意識向上や行動力が求められるが、目標達成期限である２０３０年までに、１７の開発目標は果たして実現できるのか。ここ数年、気候変動の影響も大きく、達成については危ぶむ声も聞こえてくる。

そこで、今回は「SDGsの１７項目 本当に行ける？ 何からできる？」をテーマに中学生がパネルディスカッションを行い「これらの目標は本当に行けるのか？何からできると思うか？」について考えを出し合い、新しい時代をつくっていく思いや希望を共有したい。また、全体協議では、大人の視点や考えも発表してもらうことで協議を深め「SDGs」を土台に、安定した国際社会やわたしたちの豊かな生活を創り出していくことに結びつけていくことを目的として研修会を実施する。

※（Ｒ６・４月現在）

１ テーマ 「SDGs １７の目標 本当に行ける？ 何からできる？」

２ 主催 佐世保市青少年育成連盟 佐世保市教育委員会

３ 日時 令和７年１月１８日（土）１３：００～１５：３０

４ 会場 清水地区コミュニティセンター 講堂 （保立町１２－３１）

５ 参加者 青少年育成関係者・学校関係者（教職員・ＰＴＡ会員・保護者）

６ 日程 １２：３０～１３：００ 受付

１３：００～１３：３０ 開会行事

- ・開会あいさつ
- ・佐世保市青少年育成連盟表彰式
- ・日程説明

１３：３０～１５：２５ ・中学生によるパネルディスカッション（前半）
休 憩

- ・中学生によるパネルディスカッション（後半）
- 及び一般参加者（大人）も交えた全体協議
- ・コーディネーターによるふりかえり

※ パネ リ ス ト … 北部地区中学校代表ら名
（黒島 浅子 吉井 柚木 小佐々 鹿町）

※ コーディネーター … 古川 拓也 氏
（野村不動産株式会社 サステイナビリティ推進部 課長代理）

１５：２５～１５：３０ 閉会行事（終了後片付け）

パネルディスカッションの実施方法

＜テーマ＞ 「SDGs 17の目標 本当に見える？ 何から見える？」

1 パネリスト

○北部地区の中学校から各校1名のパネリスト選出をお願いします。
(黒島 浅子 吉井 柚木 小佐々 鹿町)

中学生パネリスト

- 人 選： 各学校に依頼し、パネリストをアンケートとともに、
12月19(木)までに事務局へ報告をお願いします。
- 役 割： 上記のテーマにより、事前に提出していただいたアンケートを
基にディスカッションを行う。

2 コーディネーター パネルディスカッションの進行及びまとめを行う。

3 進行の流れ(概略)

6名の中学生パネリストに、事前にテーマに沿ったアンケートを行い、その回答を基に、コーディネーターが質問しパネリストが答えていく。まず、「SDGsをどの時期に知って、その時どう思ったか」を発表する。そして中学生になった今「SDGs 17の目標達成は本当にできているか」また「どの目標からできているか」について発表し、考えや思いを共有していく。さらにお互いの考えについて質問したり、アイディアを出し合いあいながらディスカッションを進めていく。終盤には「どうすれば目標達成に近づけるのか」意見を出し合い、新しい時代を創っていくためにパネリストが協議を深めていく。

また、全体協議では一般参加者も参加し、大人の視点や考え、あるいはパネリストへ伝えたいことを発表してもらうことで、参加者全体の意識を高め、安定した国際社会やわたしたちの豊かな生活を創り出していくことに結びつけていく。

・ 13：30～14：30 中学生によるパネルディスカッション(前半)

・ 14：30～14：40 休憩

・ 14：40～15：20 中学生によるパネルディスカッション(後半)
及び一般参加者(大人)を交えた全体協議

・ 15：20～15：25 ふりかえり(コーディネーター)

当日配布②

12月定例教育委員会 (報 告)

- ① 令和7年度障がいのある児童生徒の就学先判定結果について …… 別添のとおり
(学校教育課)

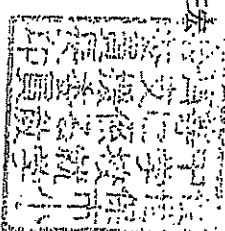
令和6年12月24日



佐世保市教育委員会
教育長 陣内 康昭 様

佐世保市小・中学校就学等に係る教育支援委員会

委員長 惣田 正宏



令和7年度 障がいのある児童生徒の就学先判定結果について

このことについて、審査の結果、下記のとおり判定しましたので報告します。

記

1 判定結果

特別支援学校	学年		新小学1年	新小学2年 ～中学3年	小計
	障がい児				
特別支援学校 への入学	知的障がい 肢体不自由	9	2	11	11
市立小中義務教育 学校から特別支援 学校への措置変更	知的障がい 発達・身体発達 肢体不自由	11	4	1	16
小計		11	16	27	27

通常学級	学年		新小学1年	新小学2年 ～中学3年	小計
	障がい児				
特別支援学級から 通常学級への措置変更			(小) 4	(中) 20	24

特別支援学級	学年		新小学1年	新小学2年 ～中学3年	小計
	障がい児				
特別支援学級へ の入学	知的障がい 発達・身体発達 肢体不自由	12 27 3	27	3	12 27 3
通常学級から 特別支援学級へ の措置変更	知的障がい 発達・身体発達 肢体不自由 視覚	1	27	57 28 0 1	1 27 57 28 0 1
小計		43	113	156	156

通常教室	学年		新小学1年	新小学2年 ～中学3年	小計
	障がい児				
通常教室への 通級	官能障がい (小) 情緒障がい (小) 情緒障がい (中)	107 46 7	107	46 7	107 46 7
通級利用 (小計)		153	7	160	160
合計					367



以上

令和7年度 特別な教育的支援を必要とする就学予定児・学齢児童及び学齢生徒の就学について

令和6年11月28日（木）から令和6年12月12日（木）の期間に就学に係る教育支援委員会を計5回実施し、協議・判定を行った。
教育支援委員会の判定を基に、保護者との協議を経て、最終的に教育委員会で就学先を決定する。

【教育支援委員会の目的】

特別な教育的支援を必要とする就学予定児、学齢児童及び学齢生徒に対し、就学等に係る教育支援の推進を図ることを目的に設置しており、就学予定児及び学齢児童の障害等の状態に応じた、適切な就学先の決定に関することや児童生徒等の教育支援に関することについて検討を行う。

【教育支援委員会 委員一覧】

区分	氏 名	所 属	職 名	区分	氏 名	所 属	職 名
1号委員	長谷川 叔子	子ども発達センター	医長	4号委員	黒崎 研介	障がい福祉課	課長
	田中 奈津美	長崎労災病院	医師		村山 彩子	子ども保健課	主幹
	東 登陽三	眼科医院	院長		藤原 理教	学校保健課	課長
	川尻 逸平	耳鼻咽喉科医院	院長		本城 理	言語障害通級指導教室（相浦小）	教諭
2号委員	大町 江里	県立佐世保特別支援学校	副校長	臨時委員	淡田 しのぶ	言語障害通級指導教室（猪調小）	教諭
	田添 昌代	県立ろう学校佐世保分校	部主事		村橋 里佳	情緒障害通級指導教室（黒髪小）	教諭
	惣田 正宏	小学校長会代表（潮見小）	校長		堀田 里美	情緒障害通級指導教室（花高小）	教諭
	諸熊 修一	中学校長会代表（大野中）	校長		木下 直則	情緒障害通級指導教室（祇園小）	教諭
	平野 泰輔	指導教諭（花高小）	指導教諭		西 直子	情緒障害通級指導教室（清水中）	教諭
	岩下 理栄	難聴通級指導教室（清水小）	教諭		佐藤 智美	情緒障害通級指導教室（早岐中）	教諭
	宮城 直子	言語障害指導教室（花高小）	教諭		江口 真治	情緒障害通級指導教室（相浦中）	教諭
	松尾 美紀	情緒障害通級指導教室（皆瀬小）	教諭		森本 浩二	情緒障害通級指導教室（早岐小）	教諭
	高須賀 尚武	特別支援学級担任代表（黒髪小）	教諭		小浦 実	情緒障害通級指導教室（大野小）	教諭
3号委員	折原 絵理	すぎのこ園					

【判定結果】

学びの場の変更	就学学齢 障がい種	就学児	児童生徒	小計
特別支援学校 への入学	知的障がい	9		11
	肢体不自由	2		
市立小中義務教育 学校から特別支援 学校への措置変更	知的障がい		11	16
	病弱・身体虚弱		4	
	肢体不自由		1	
通常学級から 特別支援学級へ の措置変更	知的障がい	12	27	39
	自閉症・情緒障がい	27	57	84
	病弱・身体虚弱	3	28	31
	肢体不自由	1	0	1
	弱視	0	1	1
計				156

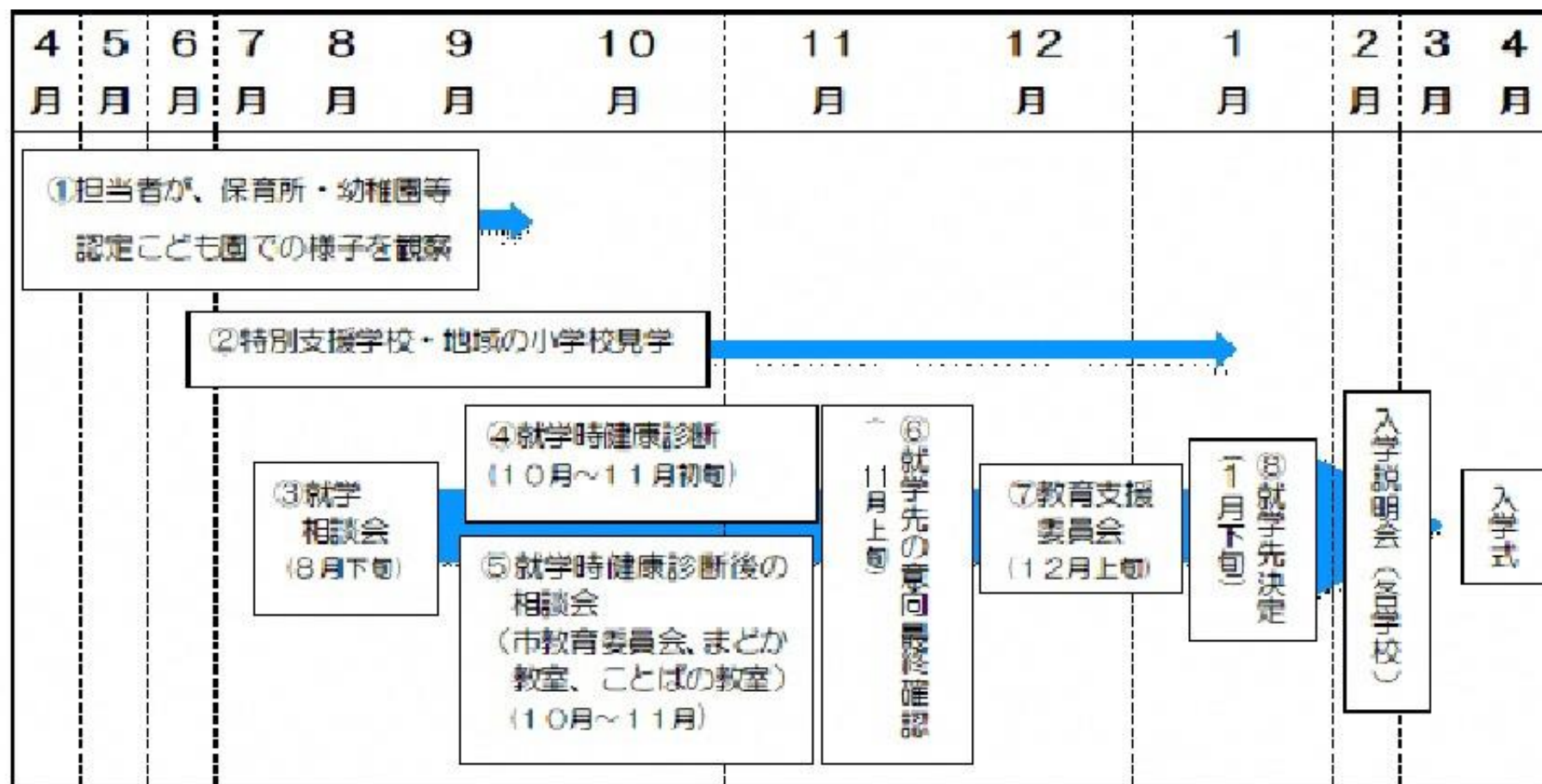
学びの場の変更	就学学齢 障がい種	就学児	児童生徒	小計
特別支援学級から 通常学級への措置変更			(小) 4	24
			(中) 20	
通級教室	ことば (小)	106		106
	きこえ (小)	1		1
	まどか (小)	40		40
	すこや (小)	6		6
	ゆたか (中)		7	7
措置変更 (小計)		55	152	207
通級利用 (小計)		153	7	160
合計				367

【今後の動き】

令和7年 1月～ 県へ判定結果についての報告

令和7年 1月～ 保護者へ就学先の決定を通知する。

就学相談の流れ(次年度就学予定のお子様)



○佐世保市小・中学校就学等に係る教育支援委員会条例
昭和 53 年 12 月 22 日条例第 42 号

(目的及び設置)

第 1 条 特別な教育的支援を必要とする就学予定児、学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、就学等に係る教育支援を推進するため、佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に佐世保市小・中学校就学等に係る教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、総合的な判断及び助言を行う。

- (1) 就学予定児及び学齢児童の障害等の状態に応じた、適切な就学先の決定に関すること。
- (2) 児童生徒等の教育支援に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 児童福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつて、これを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、専門的事項について、委員に協力し、調査及び審議を行う。
- 3 臨時委員は、第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから委員会の要請により教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は、第 2 項に規定する任務が終了したときは、解任されたものとする。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(緊急時の判断及び助言)

第 8 条 年度途中で緊急に判断又は助言を必要とする場合には、前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、関係する委員による会議を開き必要な判断又は助言を行うことができる。

2 前項の規定による判断及び助言については、速やかに前項の委員以外の委員に報告しなければならない。

(報告)

第 9 条 委員長は、委員会の会議結果を速やかに教育委員会に報告しなければならない。
(守秘義務)

第 10 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成 8 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
第 25 条第 1 項及び第 2 項中「心身障害児就学指導委員会」を「小・中学校就学等に係る教育支援委員会」に改める。

(佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。
別表中「心身障害児就学指導委員会」を「小・中学校就学等に係る教育支援委員会」に改める。